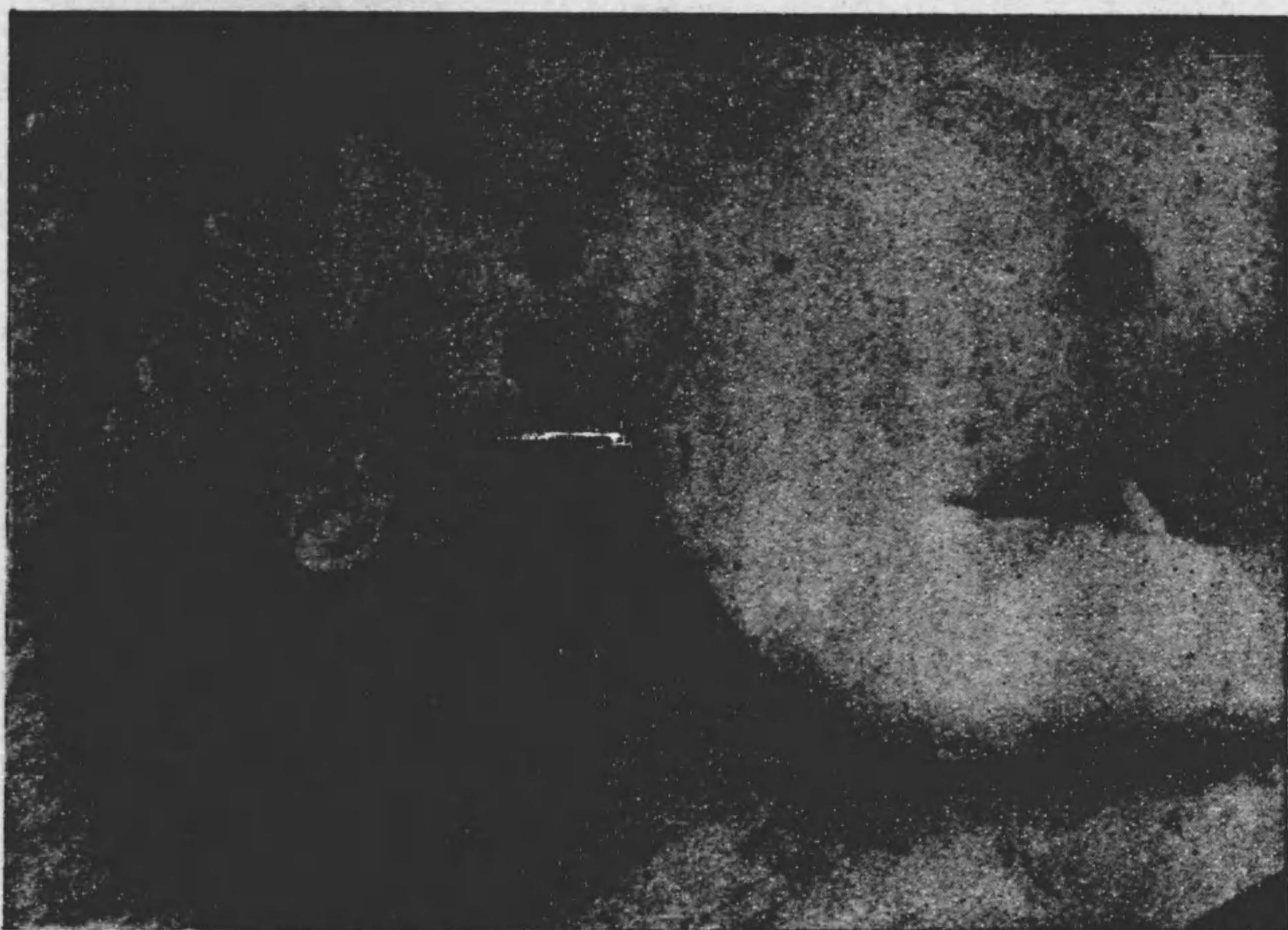


。寸五渡双。寸九長全。丁庖刃出るとし用使に行兇  
す示を損切の際の行兇はき白の端先

之を携帯して長野屋へ行き、裏の板塀を乗り越へて便所側に忍び寄り、手洗鉢をそつと卸し、之を踏臺として便所の窓から這入り込み、座敷の障子を舌で甜め破つて内部の様子を窺ひ、かねの寢室へ這ひ寄つて、ちつと其の寝顔を眺め入つて居た。  
ふと眼を覺したかねは、齊太郎の姿を見るやびつくりして跳ね起き、其の場を逃げ出した。齊太郎は之を追つ駆け様、懐中して居た出刃庖丁を振つてかねの臀部と脊中とを突き刺した。かねは懸命に女將の部屋の方へ逃げ出しながら叫んだ。

「人殺しッ！助けてッ！」

女將は又びつくりして表の方へ逃げ出した。かねが女將の部屋の蚊張の中へもぐり



状況の傷刺のねか者齊彼

大正十五年の六月から、津市南堀端町の下宿屋長野屋事前川すみ方へ女中として雇はれた。齊太郎は度々長野屋へ来てかねを呼出し「是非復縁をして呉れないか」と追つたけれども、かねは之に應じないばかりでなく、「甲斐性なし」とか「盗人根性がある」とかありとあらゆる罵倒を浴せて、齊太郎を恥かしめるのであつた。

齊太郎は考へた。「かねが我が意に従はないのは、他に情夫が出来て居るからに違ひない。一層の事かねを一思に殺してしまつた方が自分には仕合せだ」

彼は七月五日の夜、主人の云ひ付で津市岩田町の金物商久居屋へ材料を買ひに行つた時に出刃庖丁を買求め、七月七日の午前二時頃、



込みながら、ばつたり倒れた所へ齊太郎は追つ付いた。彼はかねの上に跨つて、手にした出刃庖丁で其の咽喉部を突き刺し其の場に即死させて逃走した。

彼が其の足で泉町を逃走して居る時に、堀尾、藪の二巡査に逮捕されたのであつた。

### 七、香具師の中の「馬賊」の暴状(山梨)

- 一、「馬賊」の用ふる常套手段、面倒な彼等の交際作法「名乗り」
- 二、穴山村の武田勝頼城址の祭禮、列車の中で「名乗り」の強要。
- 三、七里村の殺人、原因は露天商人の悪口から。
- 四、甲府勸業博覽會でも露天商人の間を「馬賊」の横行。

#### (一)

日本全國の祭禮、縁日、其の他の盛り場を轉々と渡り歩き、露天を張つて營業する香具師の一派に「馬賊」と稱せられるのがある。

彼等は全く商品等は携帯して居ないか、又は携帯するも夫れはほんの名目だけで、實際は眞面目な露天商人を恐喝して渡世する不良者の集團である。

彼等には必ず親分がある。親分となつて居る者は少くとも四五人、多い者は數十人の配下を持ち、又

親分同志が互に連絡を執つて一團を組織し、時に依ると百名以上の團體を組んで諸方の「高町」に出張つて行くのである。「高町」と云ふのは縁日、祭禮、其の他の盛り場で露店を出す場所を指すのである。

彼等が「高町」に出張つて行くと、親分は大抵旅館に控へて動かさない。唯配下の者が三四名宛一組となつて露店を廻り、「メンテウ」と云ふ寄附帳を突き出し

「同僚の救済資金や慰安費だから應分の寄附をして呉れ」と要求して懐に手を入れ、今にも兇器でも取出す様な風をして金品を恐喝するのだ。彼等の中には本當に兇器を懐に忍ばせて居て、他人に危害を加へる者も随分居る。

又時には墓口を開けて見せ

「「バイ」を貸して呉れ、」と強請り込む。「バイ」と云ふのは商賣の資本と云ふ彼等の隠語である。

そんな要求を受けた者が素直に相當の金品を提供すればそれ迄だが、若し其の要求を拒絶する様な事があると、或は陳列した商品を破毀したり、陳列臺を轉覆したり、あらゆる暴行を働いて喧嘩を賣るのである。

今一つの手は、露店商人の中に其の要求に應じない者があると「名乗をせよ」と迫つて来る。若し其の「名乗」が少しでも方式に違つて居る點を見付けると、直ちに之に難辨を付け、之を機會にして暴力制裁を加へるのが常である。



香具師渡世の露店商人は随分あるが、其の仲間での最高交際作法である「名乗り」を完全に爲し得る者は極めて少い。故に一度「名乗り」を迫られると身震ひして恐怖し、直ぐに要求の金品を提供して、此の難を免れるのが常である。

「名乗り」の間違から半殺の目に遭はされたりした時でも、被害者は決して警察へは訴へて出ない。それは彼等の中間で警察へ申告する事を非常な恥辱だと思つて居るばかりでなく、仲間からも裏切者として排斥せられ、時に依ると其の爲に「馬賊」の恨を買つて刺し殺されたりする實例があるからだ。それ故に警察で事件を探知して検舉に掛り、被害者の取調をしても、後日の復讐を怖れて事實の供述を避けやうとする傾があるので、係官に甚だしい手数を掛けるのが常である。

以下山梨縣下に於て行はれた彼等の殺人事件と、「馬賊」の恐喝にあつた事件の二三を摘録して見よう。

## (二)

山梨縣北巨摩郡穴山村には武田勝頼の城趾がある。其所では毎年四月二十日、新府祭と云つて例祭を行ひ、近郷近在から澤山の人出があるので、香具師の連中も相當に這入り込み、田舎に稀な股賑を極めるのが常である。

大正十五年四月二十日の例祭も滞りなく終つて、諸方から入込んだ香具師連も夫々引揚げる事にな

り、「馬賊」の一人埼玉縣川越市小仙波堀の内の飯野豊吉(二八)は、同輩數名と共に酩酊して汽車に乗込んだ。偶々其の汽車には甲府市白木町に居住して居る香具師の橋上米造が乗合して居た。彼等は暫く雑談を交した居たが、酒の勢に馳られた飯野は橋上に對して「名乗り」をせよと云ひ出した。

「あゝ飯野、茲は汽車の中じゃないか。大勢人も居るので見つともないから、甲府へ下りてから名乗をする。それ迄待てよ」と體よく拒絶して之に應じなかつた。

「何だ此の野郎、生意氣な事を吐す……」

二人は夫れから口論を始め、甲府驛へ汽車が着いた時に一緒に下車した。彼等は甲府の驛から程遠からぬ舞鶴公園に赴き、其所で争論の末、橋上は突然懷中した匕首を抜き放ち飯野の顔面に斬り付けて其の場を逃走した。

飯野と同伴して居た香具師仲間が橋上の行衛を搜索して居ると、彼は甲府市三吉町の元締淺川宗太郎方に潜伏して居ると云ふことが判つた。彼等は直ちに淺川宗太郎に抗議して、將に争闘を開始せんとする形勢が見えた。

其の頃、淺川と繩張争ひをして居る香具師に溝口長吉と云ふ者があつた。東八代郡石和町に住んで居る「馬賊」仲間の一人である。彼が鶴舞公園の出入を聞込むと「自己の勢力を示すのは此の時だ」とばかりに騒ぎ立ち、己と連絡ある香具師の親分、東京市本所區新小町二丁目十四番地小島貞次郎、群馬



縣前橋市相生町六番地平木憲太郎、長野縣上田市丸堀町熊谷金太郎、長野縣松本市分銅町二十番地朝倉寅次郎、新潟縣新潟市西麻島町森高俊、埼玉縣川越市小仙波堀の内青木義寛方等に「飯野ばらされた直ぐ来い」との電報を發した。

之が爲に各地から數名乃至十數名の者が、團體を作つて應援の爲に甲府の町へ入込んで来る模様があつた。甲府警察署では逸早く負傷者を病院に運び、加害者を逮捕して取調をすると共に、主なる關係者を召致して訓戒を加へた爲、大事に到らずして此の紛糾を解決させる事が出来た。

## (三)

大正十五年十月十五日は東山梨郡七里村の菅田神社の祭禮で、例の通り各地から香具師連中が多く集まつて来た。

其の夜、七里村宇上於曾木の木賃宿「いかりや」事通稱「清忠」と云はれて居る鹽澤友吉方で、泊り合した近在の農夫、秋田六左衛門と我井仁助とが些細な事から口論を初めた。其の時、六左衛門は相手に向つて何の氣なしに、

「俺達は露天商人の様な三文商ひをする者と人間が違ふぞ、人を馬鹿にするない。」と、啖呵を切つて居た。勿論他の香具師連を侮辱する様な氣では毛頭なかつた。

之を隣室で聞いて居たのは、例の「馬賊」仲間の香具師十數名の者であつた。彼等は自分達が侮辱さ

れて居るものだと思ひ込み、火の様になつて憤り出した。彼等はどや／＼と六左衛門等の部屋へ侵入して来た。

「露店商人がどうしたと云ふのだ。俺達の悪口を云つたのは何奴だ。生意氣な野郎だ、やつつけろ！」

「やつて仕舞へ！」

異口同音に怒鳴り込んで来たので、六左衛門は驚ろいた。然し今更謝罪するのも變だと思ひ。虚勢を張つて此の場を逃れ様とした。

「露天商人でない」と云つたのが、どうした？」

「野郎、口幅の廣い事を吐しやがるが、今に思ひ知してやる。おい、宿に迷惑を掛けるから表へ出ろ！」

彼等は六左衛門を左右から手取り足取りして、同家の裏通りへ引摺り出した。

六左衛門も之はどちらも危険だと感付いた。彼は少しの隙を見すまして脱兎の様に逃げ出した。彼が青梅街道の夜道を二三十間もばた／＼と走つたと思つた頃、又もや血氣の香具師連に捉へられた。一人の男は六左衛門の脊後から抱き締め、一人の男は六左衛門の襟首を掴んで五ツ六ツ横つ面を撲つた。又一人の男が六左衛門の兩手を捉へて其の自由を奪つた。其の時、誰れとも知れず七首をひらめか



して、六左衛門の胸から手、股の附根等所さらはずに斬り付け、遂に其の場で即死させた。  
此の報告を受けた日下部警察署では、齊木、保坂の兩警部補、切部刑事巡査等が現場に馳け付けたが、其の時は既に犯人は逃走してしまつた後であつた。

警部補等は、木賃宿「いかりや」宿泊の香具師が、侮辱されて憤慨した結果殺害したのだ、と云ふ風評の聞込から犯人の端緒を得て、間もなく彼等を逮捕する事が出来た。

犯人は福岡縣三潁郡城島町生れの江原福次(二三) 静岡縣静岡市紺屋町生れの椿原政治(一九) 長野縣北佐久郡平振村字横根生れの關口愛治(三〇) 岡山縣兒島郡與除村字東蛙生れの藤原朝衛(三一) 福島縣伊達郡伊達崎村生れの大室廣(三一) 新潟縣新潟市古市町生れの山田留吉(三二) 岡山縣苫田郡中次村字山城生れの木村美澄(二七)の七名で、何れも東京府北豊島郡西巢鴨町字向原に居住して居る香具師であつた。

## (四)

毎年十月十七日は甲府市制祭である。其の前後數日間は近郷近在からの人出で雑沓を極め、各地から多數の露店商人が入り込んで「高町」を張るのが例である。

大正十五年は九月二十一日から甲府勸業博覽會、災害豫防展覽會等があり、特別に人出が多いと云ふ豫想で、諸方から集つて来る露店商人の數も例年よりは多かつた。従つて「馬賊」の連中も之を當込

み、一仕事をして甘い汁を吸つてやらうと、「高町」を徘徊して居る團體が少くなかつた。

其の中に彼等の一團は十月十五日の夜東山梨郡七里村で、惡口したと云ふのを口實に一人の地方人を斬殺したのは前述の通である。

之あつて以來、露店商人等は殊に彼等を恐怖して、要求された金品を嫌々ながら提供するのみでなく、他府縣より入り込んだ商人の中には、之を怖れて荷物を纏めて引揚げる者も少なくなかつた。

又甲府市内の露店世話役で「馬賊」に狙はれた者の中には、家族を擧げて居所を韜晦すると云ふ様な者も出来て來た。

之等の狀況を探知した甲府警察署では之を放置すべきでないと考え、十月二十日の夜を期して一斉檢舉を企て、二十名の「馬賊」を引致して取調べた結果、全然商品を持つて居ない暴行恐喝を常習にして居ると認められる六名の者を、拘留處分に附して捜査を進行して見たが、最初に記載した様な事情で被害者が事實を供述しない爲、彼等の犯して居る罪跡の全部を檢舉する事は出来なかつた。

其の時拘留した者は、本籍東京市赤坂區傳馬町三丁目山本藤五郎(一八) 本籍横濱市千代崎町田中正八(三七) 本籍大阪市西成區今宮海道町多満喜萬次郎(二六) 本籍山梨縣北巨摩郡大草村飯野豊重(二九) 本籍大阪市西區九條南通三丁目伊藤政吉(三〇) 本籍千葉縣海上郡富浦村字神宮寺笠井善太郎(三一) 等で、何れも之と云ふ住所を有しない浮浪者であつた。



彼等は如何にも露店商を営むもの、様に装つて、其の實は何等の商賣をせず、常に關東奥羽各地の「高町」を渡り歩き、様々の理屈を附けて寄附金又は貸借名義で金品を強要して居る者であつた。十月十七、十八日の兩日も、彼等は或は組を作り、又は一人づつで甲府市三日町の道路、太田町公園、柳町道路等の露店商人を恐喝し、武田義之助外數名の者から現金、商品等を交附させて居たことが發覺し、甲府區裁判所検事局へ送致した。

之等の犯罪は獨り山梨縣に限つた事ではない。吾等は此の種人物の取締を嚴にして、兇暴な彼等の跳梁を抑壓しなければならぬ。

### 八、娘を燒殺した天理教信者(秋田)

迷信の結果娘を燒殺した天理教信者……………佐藤 與惣吉  
 燒殺された彌齋持の娘……………佐藤 ミエ

- 
- 一、娘を燒殺して十日間も経た。廣奥藩つ室内で天理教祖にお縋りをする父母。
  - 二、出羽の山中の冬の夜、涙を浮べた夫婦は娘の全身に燃木を押し付けた。
- 

### (一)

人間が宗教に依つて安心立命を得ると云ふ事は洵に必要である。然し一步過まつて迷信に陥ると、想像も及ばぬ恐ろしい事態を惹起する事がある。秋田縣米代川の畔、常盤村と云ふ片田舎に起つた、天理教徒の迷信に依る殺人事件は、適切な其の一例だと見る事が出来る。

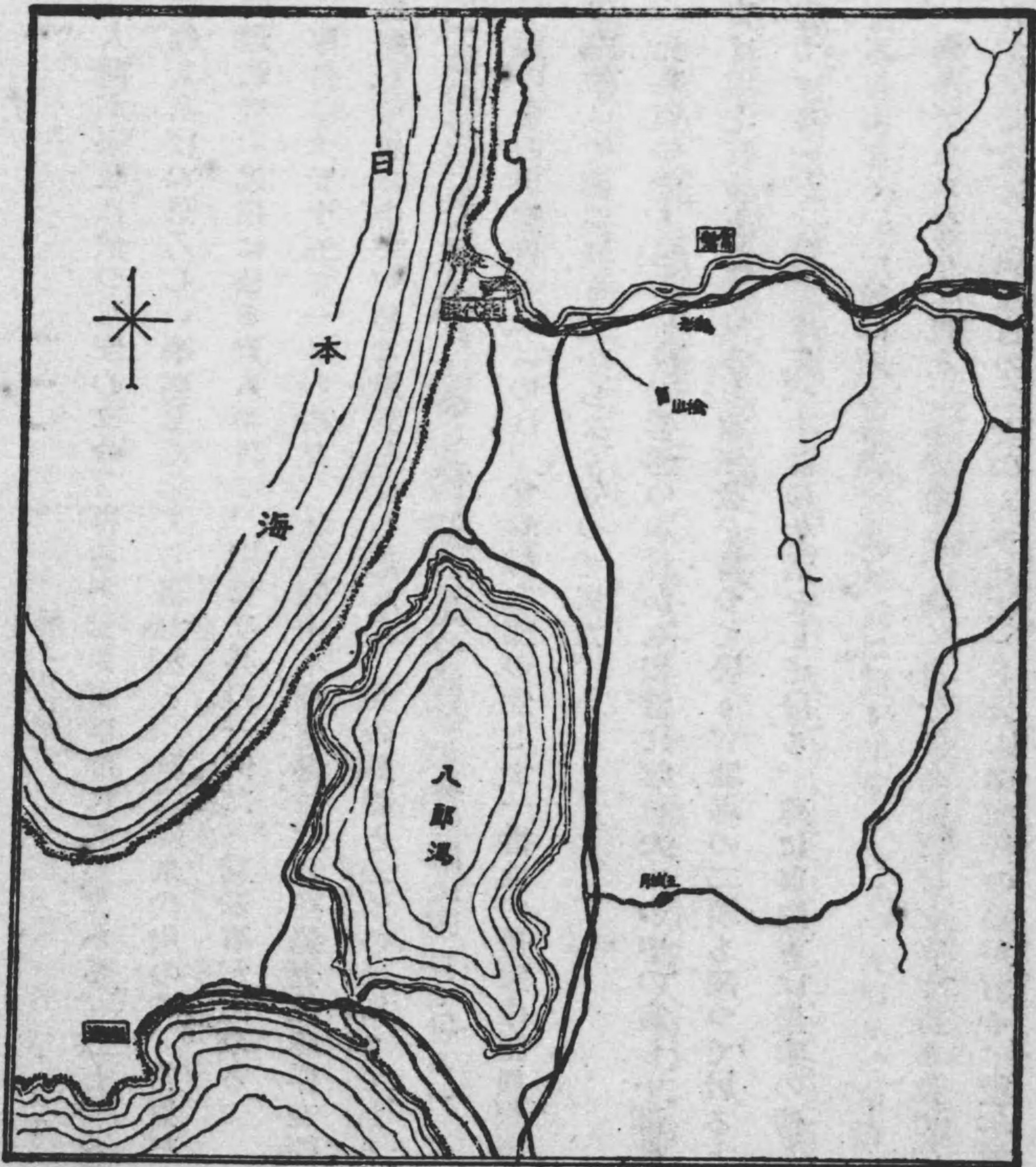
事件は大正十五年一月の事だ。秋田縣山本郡常盤村の駐在巡査佐藤作左衛門は、雪深い里から里を巡廻して居る中に、妙な風評を聞き込んだ。其の風評と云ふのは斯うである。

「熊の堂の與惣吉方には娘を殺して、其の屍骸を奥の間に匿して居る」  
 熊の堂の與惣吉と云ふのは、常盤村字熊の堂七十一番地の農家佐藤與惣吉(五六)の事で、其の一家の内情は佐藤巡査も前からよく知つて居た。

元來熊の堂と云ふのは、常盤の本村から相當に離れた山の中の寂しい部落である。其所の佐藤與惣吉は田七反歩と畑二反歩と家屋敷を持つて居り、駄馬の二頭も飼つて居ると云ふ、敢て富裕だと云ふ程ではないが、村では先づ中流の生活をして居る。殊に與惣吉は農業の傍ら炭焼業を営んで小使金にも不自由なく、一家は頗る圓滿である。

與惣吉は尋常小學校を二年で退き、漸く自分の名前だけを書き得る位で、妻のユキは全くの無教育者だ。同家には與惣吉の二女にミエ(二二)と云ふ彌齋持の娘がある。數年前に種梅村の齋藤吉松方へ





秋田縣山本郡常盤村の位置

嫁いで居たが、持病の爲めに離縁となつて、今では實家に歸つて居る。最近ミエの病勢は非常に昂進して始終床に就いて居ると云ふ事だが、まさか律義者の奥惣吉等がミエを殺す様な事はあるまいと駐在巡査は思つて居た。

奥惣吉の本家に當る佐藤利吉も薄

々風評を耳にして、一月三十日ミエの病氣を見舞に行つた。其の時利吉は唯事ではないと感付いたので、村の開業醫須合健治に診察を依頼した。須合醫師が行つて診断して見ると、ミエは死亡して既に十日以上も経過して居る。醫師は驚ろいて變死者検案の届を出した。佐藤巡査はさてはと思ひ當る事があつたので、夫れ迄に内偵して得た状況を二ツ井警察分署長に報告した。

報告を受けた二ツ井警察分署長幸野警部補は、直ちに所轄能代區裁判所検事局検事の指揮を受けて、猪股巡査部長、佐藤駐在巡査を従へて奥惣吉方へ臨檢し、ミエの屍體を檢視して見た。憐れむべしミエの全身は浮腫やら潰傷やらで全身に隙間もない程の大火傷を負ひ、部屋中に腐敗の惡臭を放つて居る。だが不思議なことには、頭髮も眉毛も、其の他毛と云ふ毛は一本も焼けて居ない。殊に腹の方には何かで縛つた様な跡が歴然と認められた。

分署長は傍の奥惣吉夫婦を顧みた。古ぼけた薄暗い室内には高い祭壇を設けて、木の香も新らしい御殿を祀り、煌々たる御燈明を點じ、御供物を供へて二人は一心不亂に祈つて居る。

此の様を見ては、分署長の鋭い眼光も、さすがに和らげざるを得なかつた。

「あゝ、佐藤君！一體之れはどうしたのだ。娘は死んでもう十日にも成ると云ふではないか」

伸びるに任せた頬鬚の中から、どんよりした眼を上げて分署長を一寸見た奥惣吉は、直ぐに眼を落して又思ひ出した様に呪文の様なものを唱へ、盛んに禮拜を續けて居る。



受持巡査の報告で、大體の事情を知つて居る分署長は、叱り付けもせず、同情の籠つた態度で與惣吉夫婦を取調べて見た。けれども彼等は中々事實を述べなかつた。

「ミエの女つ子は癲癩を起して圍爐裡の中へ願げ落ち大火傷をしたのです。未だ死んだものではありません。神様のお助けで間もなく息を吹き返します。邪魔をしないで退つて下さい。」

迷信に凝り固まつた彼等は、本當にそうと確信して居るのだ。

分署長は仕方なく、與惣吉夫婦を警察へ同行して取調をする事にした。與惣吉が何と云つても、動かす事の出来ない證據は、ミエの全身にある不思議な火傷と、其の腹にある條痕である。

分署長は證據を示して詢々と説き諭し、彼等の迷夢を醒すことに努めた。漸くの事で吾に返つた與惣吉夫婦は、もう娘は決して生き返らないと云ふ事に合點が行くと、狂氣の様になつて聲を上げて泣き叫んだ。それから間もなく、涙と共に、可愛い、娘に加へた身の毛も怖立つ様な虐殺の顛末を、分署長の前で白状した。

### (二)

與惣吉夫婦の考へでは「ミエの持病の癲癩は、自分の信仰して居る天理教の祖神様の助けを受けたら全快させる事が出来るものだ」と信じて居た。それで大正十四年の末頃に長男の源助(三〇)を能代港町へ遣つて新らしい天理王の神殿を買ひ求め、之れを自宅の奥座敷に安置して、毎日ミエの病氣平

癒を祈願した。けれども其の病狀は募りこそすれ、治癒に向ふ様な模様は更らに無かつた。

途方に暮れた與惣吉の妻ユキ(四八)は大正十五年一月十八日頃實姉のキヲを訪れて相談をした。キヲは同郡種梅村の齋藤與三郎方へ嫁いで居る。同人は非常な天理教の信者で、祈禱等をする術も知つて居た。困惑し切つた妹の様を見たキヲは、直ぐに神前で祈禱を捧げた。暫くしてキヲは容を正し、神宜だと云つてユキに告げたのは次の様な事であつた。

「ミエの病氣が重るのは、以前嫁入つて居た齋藤吉松の先妻の死靈が崇つて居るからだ、之れを退散させたら直ぐに全癒する。死靈を退散させるには、ミエの身體に火を附けたり。何でも酷い目に遭はせねばならぬ。」

ユキは全く之れを信じ切つて仕舞つた。歸宅すると直ぐに夫與惣吉に此の由を告げた。夫婦は相談した上、人知れずミエを虐待して、死靈を追ひ出そうと云ふ事に定めた。

秋田縣でも常盤村は殊に北の方だ。米代川の流水も凍て付く一月二十二日の夜半十二時頃、心を鬼にした與惣吉夫婦は、病に呻吟するミエの病床へ忍び寄つて、嫌がるミエを丸裸にした。與惣吉は細紐を以てミエの手足を縛り、酷たらしく爐邊へ曳き摺り出した。ミエはあらん限りの聲を擧げて救を求めた。與惣吉の頑強な腕は、瘦せ細つたミエを抑へ付けて動かさなかつた。

「それ、早くせよ！」



女氣にためらつて居たユキも、思ひ切つた態で燃へ盛る薪木を執り、ミエの身體に押し付けた。「キヤツ！」と叫んで力の限り荒れ狂つて居たミエは、次第に氣も根も盡き果て、後には苦しげに呻るのみで身動きもしなくなつた。ユキも初めは股や肩や、臂の様な所を撲んで居たが、後には脊と云はず胸にも腹にも燃へ木を押し付けて、全身を焼き糜らせた。

濛々たる煙の中で、妻は泣き泣き娘の身體に燃薪を押し付けて居る。夫は眼をしばたき乍ら、顔を脊けて娘が身動の出来ぬ様に抑へ付けて居る。半死半生の病體に此の慘虐を受けつゝある娘は、息も絶へ絶へに呻いて居る。嗚々無知と迷信！何と云ふ恐ろしい事だらう？聞くだけでも身の毛がよだつてはないか？

「もう宜からう、死靈もやがて退散するだらう」

夫婦は全身火傷で水腫れとなり、死人の様にぐつたり倒れて居る娘を抱いて病床へ臥させた。二人は其の枕元で尙ほも一心に天理王の尊の御助けを願つて居た。けれどもこんな亂暴な事をして病氣の治る筈がない。ミエの容體は次第に悪くなる一方であつた。病氣が重れば重る程、夫婦は吉松の先妻の死靈が執念に憑付いて居るものだ、としか思はなかつた。

「執念深い死靈だ、まだ虐待の仕方が足りないのだ」

夫婦は又相談して同月二十四日の黄昏時、又もや瀕死の病人ミエを丸裸にし、帯で腹を縛つて寢室の

梁に倒に吊り下げた。ミエはもう悲鳴を上げる氣力もない。夫婦は其の下で暫く天理王を御祈りして其の儘就寝した。

翌朝奥惣吉夫婦は吊り下げたミエの許に行つて見ると、憐れミエは苦悶の眼を見開いたまゝ、呼吸は既に絶へ果て、居た。

「これで死靈はやつと退散した。天理王様の御蔭を蒙つて本當のミエは息を吹き返すのだ」

迷信に凝り固まつた夫婦は、冷へ切つたミエの屍體を抱き下して寢床に臥させ、夫れから毎日晝となく夜となく一生懸命に天理王の尊を祈願した。一日一日と屍體は臭くなつて来る。けれども無智な夫婦はまだ信仰が足りないのだと思つてか、聲を枯らして祈り叫ぶ有様は、悲惨でもあり又哀れでもあつた。親族の佐藤利吉が見舞に來たのは其の時の事である。

利吉の依頼で診察に行つた須合醫師も、此の様を見て全く呆れて仕舞つた。奥惣吉等に取りつては醫師が來ても警察署長が來ても、夫れはミエの甦生に何等の價値を與へるものではないと信じて居た。

ミエは勿論永久に蘇へる由もなかつた。

二ツ井警察分署の暗い留置場の中で、殺人犯の名の下に監禁されて居る奥惣吉夫婦は、氣の抜けた様に呆然とあらぬ方を見詰めて、其の夜の慘酷な己れの仕打に身震をして居るのであつた。



### 九、八橋町の九人殺傷(鳥取)

ピストルで九人を殺傷した元郵便局長……………中井國太郎  
 國太郎の親族で彼に撃たれた醫師……………中井光藏  
 恩義を忘れたとて、國太郎に撃たれた酒造家……………中井熊太郎  
 悪口したとて國太郎に恨まれ妻と娘を撃たれた者……………中井爲次郎  
 近所の者で國太郎と反目して撃たれた者……………錦織正之丞

- 
- 一、神嘗祭の夜、伯耆の八橋町で九人の男女が拳銃で撃たれた。
  - 二、兇行の原因は親族知人に輕侮されたと憤慨して。
  - 三、腫受腹を偽造して手に入れたブローニング拳銃と實包。
  - 四、相手は呼出に應じなかつたので、加害者は夜をこめて撃つた。
- 

#### (一)

伯耆の八橋と云へば浪の荒い日本海に面し、隱岐の島を雲か山かに眺める事が出来る平和な田舎町である。大正十五年十月十七日、淋しい此の町も戸毎に國旗を揚げて、慎ましい神嘗祭のお祝ひをした。其の日も暮れて人通りも少くなり、表通りの店々には雨戸を卸す所も見受けらるゝ午後九時半頃、

突如として起つた數發の銃聲が、靜穩に慣れた此の町の人々を驚ろかせた。

其の夜、八橋警察署では村田巡査が宿直であつた。署長西川警部は青木巡査部長を從へて夜間の監督巡視に来て、當務巡査の勞苦を慰めて居た。

折しも警察署の門前に當つて、

「強盗！強盗だ！」と續げざまに叫んで居る者があつた。署長等は聽耳を立て佩劍の柄を握り締めて立ち上つた。

其の時一人の男が足袋跣足のまゝ、警察署の事務所へ轉げ込んで來た。顔色は蒼白となり、着衣には破れた所もある。其の男は左の腕をしつかりと掴んで居る。其の指の間からだら／＼と血汐が流れ落ちて居る。

「強盗です！僕の内へ強盗が這入りました。僕はやられました。早く来て下さい」

事務所へ打倒れて喘ぎ喘ぎ訴へる男は、署長の顔見知り町の開業醫中井光藏であつた。

「強盗ですつて？兇器を持つて居ましたな、何です兇器は」

「ピストルです。二三發撃ちました」

「宜しい！青木部長、田村巡査、續いて來給へー」

西川署長は直ちに中井醫師の宅へ駆け付けた。青木部長も田村巡査も、其の邊に有合した棍棒を押



取つて署長に續いた。

行つて見ると、被害者中井光藏方は目も當てられぬ悲惨な光景を呈して居る。先づ裏座敷に這入つて見ると、光藏の母中井ます(五八)が腹部に重傷を負つて倒れて居る。又臺所では看護婦の戸田みさぶ(一九)と光藏の妻のぶ(三五)の二人が血に塗れて倒れて居る。

「大變な目に遭ひましたね、奥さん犯人は何方へ行きましたか」

署長は倒れた妻女のぶをいたわりながら尋ねた。

「あゝ署長さんですか。……東中井の方へ行きました」

苦しい息の下から指差しつゝ答へた。東中井と云ふのは元郵便局長をして居た、中井國太郎の事である。

「どうですか、實にち氣の毒でしたね」

署長は負傷者の手當を命じて置いて、其の身、宙を飛んで中井國太郎方へ駆け付けた。其處では家内の様子が案外穩かだ。玄關口には下女が呆然と佇んで居る。

「オイ、強盗は何所だ！」

署長は怒鳴る様に下女に聲を掛けた。

「内の旦那が氣違ひになりました。」

下女は尙ほも呆然と署長を見詰めて突立つて居る。

「何ッ！中井さんが氣が狂つた？」

署長は驚ろいた。強盗犯と云ふのは中井國太郎なんだ。彼はそんな事をする男ではない。之は一徹者の中井國太郎が何か他の原因に依る殺人だと考へた。

「あゝ、旦那は居るのか！」

「うゝえ、先刻出られた切りまだ歸りません」

署長は考へた。既にピストルを以て四人もの人を射撃して居るのだ。早く逮捕しなければ如何なる慘劇を演ずるかも知れぬ。兎に角巡查を集めなければならぬと、そこで署長は青木部長田村巡查をして中井國太郎を追跡させ、一應署に引き上げた。署長は手早く赤崎方面の巡查を召集し配置の命令を定めて置いて、彈丸除けに小布團を携帯し、國太郎の元局長であつた郵便局前に行つて見た。其處にも國太郎の來た形跡はなかつたが、西に東に走り廻る彌次馬が、國太郎は新町方面に居るらしいと叫んで居るので、直ぐに其の方面へ追つ駈けて行つた。然し署長が其處に行つた時には、國太郎は同所の路上で錦織正之丞(七一)を射撃して輕傷を負はせ、其の場を立ち去つた跡であつた。

署長は切齒しながら、後任局長江原宗軋方に行つては居ないか？と同家を尋ねて見たが其處にも居ない。自宅へ歸つて自殺でもしはしないかと、國太郎方へ赴いたが未だ歸つて居ない。仕方がないの



で町役場の前の方を尋ねて居ると、同町内の高塚新五郎が署長に追ひ縋る様にしながら

「分鐵です！分鐵です！」と叫んだ。分鐵と云ふのは町の酒造家中井熊太郎方の通稱である。

署長は「ヨシッ」と云ひ様、中井熊太郎方へ駆け付けた。見れば同家の表座敷で血に狂つた國太郎と、右手を射撃された熊太郎とが上を下へと格闘をして居る。熊太郎の三男良三は、父を庇つて國太郎に組付いて居る。署長は直に國太郎を取押へた。田村巡査も来た。青木部長も来た。國太郎は血走眼を見張りながら其の座にドツカと坐つた。前代未聞の大惨劇に小さい町は湧き返る様な騒ぎであつたが、國太郎の逮捕と共に茲に始めて元の静寂に返る事が出来た。其の時、時計は九時四十分を指して居た。

## (二)

此の兇惡な重大犯罪を醸し出した中井國太郎(六六)は、鳥取縣東伯郡八橋町大字八橋六十七番屋敷で醬油醸造販賣業を営み、尙ほ小作料が年六十俵位這入る程の、町では有力者の一人であつた。家族は三人で女中を使ひ、中流以上の生活を営んで家庭は頗る圓滿である。國太郎は別に系統的な教育は受けては居なかつたが、八橋町に郵便取扱所が出来た明治三十一年頃から其の事務取扱を爲し、明治三十五年六月には八橋郵便局長を命ぜられ、大正十四年には多年勤続の功に依り、從七位勳八等に叙せられ、大正十五年十月七日郵便局長を辭任したものである。彼は明治二十一年二月質屋條例違反で

科料金壹圓に處せられて居る。

以上の通り、町内でも相當な地位と名望とを有して居た國太郎が、何故に斯様な大罪を犯すに到つたのかと云ふと、其所には色々と錯綜した原因動機があつた。

元來國太郎は素行は良い方であつたが、性質偏狭で頑固一徹、然も猜疑心が深いので親族近隣等との折合が甘く行かなかつた。が今度の犯罪の直接動機となつた諸點を掲げて見れば大體次の様なものである。

國太郎は其の妻八重の亡妹の遺兒二人を養育して居る。其の二人は中井光藏の妻のふにも甥に當るので其の養育費は光藏の方から仕送つて居た。大正十四年十月頃、國太郎は其



犯人中井國太郎

の養育費を受取ると出入の米屋小綿龜太郎方の店員龜井俊光に米代金を支拂つた。然るに店員俊光は其の金を私に横領して主人に渡さなかつたので、小綿は國太郎に再請求をしたと云ふ事實があつた。之を誤り聞いた光藏は「自分の方からは子供の養育費は間違なく仕送つてあるのに、米代も拂はない



どは太い奴だ」と近所へ吹聴したと云ふ噂があつた。之れを傳へ聞いて國太郎は中井光藏に對して非常に憤慨して居た。

又大正十五年の春頃、國太郎が郵便局長の時に爲替金の受取りに來た男があつた。其の時局長の手に拂渡をする現金が足りなかつたので、中井光藏方へ借入に人を遣つた。光藏方にも折悪しく其の現金が無かつたので、光藏は同町内の藤本壽榮から借入れて國太郎に用立てた事があつた。其の後光藏や中井熊太郎等が「局長が爲替金の仕拂が出来なかつたのは、公金を横領費消して居たからだ。」と近所中へ吹聴して廻つたと云つて光藏、熊太郎等を恨んで居た。

中井熊太郎は、今でこそ酒造業を營んで相當に財産も作り、信用も出來て居るが、元は八橋村役場の書記をして居たので、國太郎が資本を貸して酒造業を營ませ、今日の地位を得たのにも拘らず、其の恩義を忘れて事毎に反對するのは不都合だと云つて熊太郎を憎んで居た。

又國太郎は大正十五年五六月頃郵便局長を辭任する際、當時名古屋市の明治生命保險會社に勤務をして居る長男誠一を後任局長に推薦して居た。然るに中井熊太郎を始めとして町内の有力者小綿龜太郎、藤本壽榮、江原熊藏、榎田幸治等は之を排して江原熊藏の長男江原宗軋を推し、終に同人が後任局長となつたので熊太郎等を恨んだ。

中井爲次郎は國太郎方への出入者で、前には國太郎と親密な交際をして居た。其の關係で親戚石村

正次を郵便局事務員に紹介し、國太郎の下で勤務させて居たが、大正十五年春頃俸給の事で國太郎は石村を解雇した。夫れを爲次郎は近所の者に「石村が辭職したのは局長中井國太郎に不正事件があるからだ」と世間に吹聴したと云つて、國太郎は爲次郎に對して憤慨して居た。

錦織正之丞は近隣に住居して居るにも拘らず、近來何事にも國太郎に反對すると云つて互に反目し意思の疎通を缺いて居た。

### (三)

前に述べた外にも、國太郎は親族間との紛紜が絶へなかつた。それが大正十五年春頃からは反目の度が一層加はつて來た。

元來が氣短かの國太郎は、する事爲す事に反對をする親族共が憎くてたまらず、猜疑は猜疑を生んで、もう矢も楯もたまらなくなつた。彼はいつその事恨みの重なる親族共を残らず殺害して仕舞つたら此の胸が風ぐだらうと考へ出して、夫れ以來恐ろしい殺人の計劃を立てる事になつた。

國太郎方には二十年も前から無免許で所持して居る六連發の短銃と、四十九發の彈丸があつた。けれども之れ丈ではどうも心細いので、精銳な武器を手に入れ様と企てた。夫れには銃器や火藥の讓受證を偽造しなければならぬ。國太郎は大正十五年七月鳥取市川端二丁目の印判屋上村樹方へ行つて「自分は東伯郡逢東村の松本武治と云ふ者だ。」と偽名し八橋警察署の署印を彫刻して呉れと依頼して



置き、三四日後に代金二圓五十銭を仕拂つて其の印判を受け取つて來た。

又其の時同所の別な印判屋で、西川と云ふ認印を彫刻させた。西川と云ふのは時の八橋警察署長の姓である。

其の後同年八月七日頃、國太郎は東伯郡倉吉町東仲町の桑田活版所へ行き、火薬類乙號許可證用紙の原稿を示し「大急ぎで印刷して呉れ」と依頼して、其の日の中に出來上つた同用紙三十枚を受取つて歸つた。

同年の八月十日頃、國太郎は郵便局内で事務を執つて居た事務員前川武義（一九）を呼んで、居宅の裏醬油藏の前に卓子のある所へ連れて行き、許可證用紙に、大正十三年一月十三日の日附で讓受人を東伯郡赤崎町大字赤崎、伊藤貞順とし、拳銃實包百發の讓受證を書かせ、又同年十月四五日頃、中井光藏方へ行き、來合した中井耕作を連れて醫務室の二階へ上り、許可證用紙に必要な記入をさせて拳銃讓受許可證を作らせ、右二通の許可證に先に偽造して置いた八橋警察署の署印と西川の認印を押して偽造の許可證を完成した。

國太郎は同年十月の初め態々大阪に赴き、西區京町堀五丁目の粟谷銃砲火薬店に於て、偽造した許可證を出して、「ブローニング」式の「ピストル」一挺を買ひ求めた。

彼は又十月十五日に松江市末次本町の大野火薬店へ行き、以前に偽造して置いた許可證を使つて拳

銃の實包百發を買ひ受けた。

茲に於て彼の思ふ通りの兇器が手に入つたので、以來唯殺人決行の機を熟するのを待つて居るばかりであつた。

(四)

國太郎が第一に睨つて居る中井光藏は、勤務演習の爲めに召集され、十月十八日には入營するので、十七日の夜行列車で出發する豫定になつて居た。之を知つた國太郎は是非共光藏の入營前に遣つ付け様と決意した。が光藏の母が、倉吉町の三島林吉方へ旅行して居るのを知つて居るので「ホンヒ七ジノニゼヒカエレヨウケンデキタニシナカヒ」と云ふ偽電を發して、一旦歸宅させて置いた。

其の夜六時頃國太郎は光藏、ます宛に「相談し度い事があるから來宅して呉れる様に」と云ふ手紙を書いて使に持たせて遣つたが、光藏等は應じなかつた。

國太郎は夕食の際三合ばかりの晩酌を傾けて元氣を附けた。そして思ひ切つて取出した以前から所持して居る六連發の拳銃と、新に買ひ求めた「ブローニング」式拳銃二挺に各實彈を裝填した。屬具や百五十餘發の實彈は、帶皮に入れて腰に巻き付け、ウイスキー壺二箇と現金四十九圓を用意して烏打帽子を被り、地下足袋に足元を固めてすつかり身拵が出來上つた。其の夜九時過、隣家の中井光藏方へ赴き、案内も乞はずに表座敷へツカ〜と侵入した。そんな事とは露知らぬ光藏は、何の氣もなしに明い



た襖の方に振り向いた刹那、血走る眼に視を定めた國太郎は、ズドンと一發發射した。彈丸は光藏の左腕を貫いた。光藏は仰天して顛び落ちる様に中庭に飛び下り、土間を廻つて表通へ逃げ出した。

「強盗だ！強盗だ！」

彼は殆ど無意識に叫びつゝ警察署へ駆け込んで救助を求めたのであつた。

光藏の側に坐つて居た妻ののぶは、突然起つた拳銃の音と、夫光藏の撃たれた様を見て、氣も心も顛倒しながら、其の場を逃げ様と立ち上つた。國太郎は直ぐに第二の引金を引いた。轟然たる響と共に彼の女はバツタリ其所へ倒れた。腹部からダク／＼と血が湧き出て居る。

「お前達はどうしたのだえ！」

二階からバタ／＼と降りて來たのは光藏の母のますであつた。國太郎はいきなりますに向つて二三發續け撃に撃つた。「キヤッ」と一聲悲鳴を擧げて梯子段を顛び落ち、よろ這ひ乍ら臺所へ逃げ込んで、其のまゝ其處へ倒れて仕舞つた。

國太郎はますを追つて臺所へ侵入した。看護婦の戸田みさよは、座敷に起つた數發の銃聲に驚ろき乍ら座敷の方を見て居るとますが血に塗れて倒れ込んで來た。「オヤッ」と思つてますの方へ近寄らうとすると、其所には國太郎が殺氣立つた眼を見据へて拳銃を構へて居る。

「ツァッ」と恐怖の叫を擧げて其の場を逃げ出そうとした時に、火蓋は既に切られて居た。一發！二

發！みさよはバツタリ倒れた。國太郎は凄い笑を浮べて悠々と光藏方を立ち出でた。雷ならぬ物音に町内何となく騒がしい氣配がする。けれども銃聲に恐れてか、國太郎の側へは人の子一人寄り附かなかつた。

獲物をあさる狼の様に眼を光らせつゝ、國太郎は其の東隣の錦織正之丞方へツカ／＼と進み入つた。中座敷で正之丞が居るのを見付けた國太郎は、物をも云はずに同人を目掛けて一發放つた。が急ぎ込んだ爲に手許が狂つて彈丸は正之丞には命中しなかつた。正之丞は飛上るばかりに驚ろいて遮二無二逃げ延びた。

國太郎は急ぎ足に同家を去つて、其の隣の中井爲次郎方へ侵入した。何人が來たのかと思ひつゝ、表座敷の障子を明けて顔を出したのは同家の娘まつであつた。國太郎は突嗟に射撃した。可愛相なまつは下腹部を撃たれて其の場で即死した。

「スツ事だ！」と爲次郎と妻のますは中庭に駆け出て來た。國太郎は得たりとばかりに同人等を目掛けて二發三發と亂射した。爲次郎には命中しなかつたが、妻のますは下顎から左頸部を撃ち貫かれた。二人は悲鳴を擧げて逃げ出した。國太郎は猶ほも同人等を追掛けたが、終に見失つて其のまゝ、同家の裏通りの新町に出た。見れば前方を錦織正之丞が逃げて行く。「己れ！」と云ひ乍ら追ひ撃に二三發射撃した。正之丞は左の肘に擦過傷を受けて命から／＼附近の大甲岩吉方へ逃げ込んだ。



國太郎は悠々と町役場前を通り、夫れから人通の少ない大經寺前に出て、其所で拳銃の弾丸を詰め替へ、中井熊太郎方を襲つた。其の時は丁度熊太郎が外出先から歸つて表口から這入らうとする所であつた。國太郎は直ちに之を射撃して同人の右肘を撃ち貫いた。熊太郎は家の中へ倒れる様にして逃げ込んだ。國太郎は之を追つて奥座敷に通つた。其處に居た熊太郎の妻とらも胸を二ヶ所も撃たれて打ち倒れた。之を見た熊太郎は國太郎の背後から組付いて捻ぢ伏せ様とした。國太郎は亂撃亂射した。熊太郎の三男良三は父の身が危いと見て飛び込んで来て荒れ狂ふ國太郎に組付いた。熊太郎の娘つるは其の邊をうろ／＼しながら泣き叫んで居る。西川署長始め青木巡查部長田村巡查等が駆け付けて國太郎を逮捕したのは其の時であつた。

本件は兇行の現場で犯人を逮捕する事が出来たので、若し其の逮捕が尙ほ數刻遅れたとしたならば、此の上幾人の犠牲者を出したか知れない。

我々警察官は本件檢舉に就て、單に逮捕者の勇敢、機敏と云ふもの、外、尙ほ幾多の教へられる或るものが存する様に思ふ。

### 十、川迫村の殺人放火(廣島)

殺人放火の被疑者……………野坂熊太郎  
被 害 者……………鈴木善吉

- 一、真夜の殺人放火、其場に居合した妻も妻子も口を絶す。
- 二、被害者の妻チカには、金を借りて居る密夫がある。
- 三、犯人の遺留品を辿つて山林搜索、消防組の應援。

### (一)

大正十五年七月十四日の夜半過ぎの事、廣島縣山縣郡川迫村の鈴木善吉方では、恐ろしい慘劇が演ぜられた。

十四日の夜、正確に云へば十五日午前一時頃である。寢静まつた善吉方裏口の引戸を破壊して、一人の怪漢が忍び込んだ。其の男は手斧の様な兇器を手にして善吉の寢室へ侵入して來た。彼は善吉の寢入ばなを見定め、いきなり兇器を振つて善吉の頭部を一撃、又一撃と續け様に斬り付けた。

不意を喰つた善吉は、わあッと叫聲を揚げながら跳ね起きた。彼は痛手による這ひながら一方の壁へにぢり寄つて、長桁に掛けた手槍を押つ取り、怪漢に立ち向つたが、重傷を負つた善吉は苦もなく其の手槍を振り取られ、脊後からブツスリと一突に突き伏せられて、其のまゝ息は絶へて仕舞つたのであつた。



善吉の側に眠て居た妻のチカと養子の一三は、之れを知つて氣も顛倒せんばかりに仰天し、命からく其の場を逃げのびた。

急報を聞いた谷崎巡査は、取る物も取りあへず現場に急行した。頭部に二ヶ所の重傷を蒙り、背後から芋刺にされた凄惨極まる善吉の屍體は、血潮に浸つて座敷に横はつて居る。谷崎巡査は現場の保全に就て残る限なき注意を拂つた。其の間に認められた状況報告書は三里の山道を飛んで、兇行後数時間の後には、早くも所轄八重警察分署から係官が臨検檢證をする事が出来た。

何時の間にか歸つて来て、座敷の隅に震へて居る被害者善吉の妻チカも養子一三も、係官の取調べに對して、犯人が何人であるかは素より、其の人相風體すら知らないと申し立てた。

怨恨か？強盗か？ 偷み見する様に四邊を見廻すチカの様子を、警察官の鋭い眼光は決して見逃しはしなかつた。

## (二)

夜の明け切らぬ間に、現場を中心として要所々々は警察署員、消防組員で固められた。

臨檢の結果に依ると、別に金銭や品物を探した様な形跡もないので、強盗の所爲とはどうしても認められない。其所で事件は怨恨關係だとの見當を付け、先づ被害者一家の内狀を調べて見る事にした。

被害者善吉の妻チカは、大正十四年の十二月頃から同村内字川戸の染替業野坂熊太郎(四五)と姦通

をして居た。熊太郎は賭博や窃盜の前科六犯を有する評判の無頼漢である。チカは大正十五年の二月頃から熊太郎に無心を吹き掛け、前後數回に三百五十圓餘りの金の融通を受けて居た。チカに用達した金も、別に資産のない熊太郎は知人から借入れて居たものであつたが、五月頃になつて其の債權者からの督促が酷しくなり、終には民事裁判に訴へて熊太郎の財産の差押をすると云ふ様な狀況になつた。熊太郎は據ない仕儀になつたので、チカに密會した時、前に融通して置いた金を返して呉れと申込んだ。どうしたのがチカは其の金を直ぐに仕拂ふ様には云はない。夫れのみならず、兎もすると借りた覺がない様な口吻を漏すのであつた。熊太郎は「何と云ふ都合な事を云ふ奴だ」と憤悶の情に堪へない様な風であつたが、六月廿一日の夜自棄酒に勢を付け善吉方へ暴れ込み、先にチカに貸した金を返せと怒鳴り散らして暴行をした。強か者のチカは、直ぐに熊太郎を恐喝未遂家宅侵入罪だとして所轄警察署へ願ひ出た。其の事件は警察署で取調の上廣島區裁判所檢事局へ送られた。夫れは六月三十日の事であつた。

檢事局では七月九日に熊太郎やチカを召喚して取調べた末、双方に説諭をして起訴猶豫の處分に附した。こんな事があつて熊太郎の憤激は愈々募るばかりであつた。

こんな事情を知つて居る警察官は、チカの供述がなく共、犯人は野坂熊太郎だと云ふ見込は附いて居たのであつた。



夜が明けて見ると被害者方の表、廣島濱田街道を南の方へ血痕が點々と滴つて居る。此の血痕を辿つて警察官、消防組員は犯人の行衝を探索した。其の日午前七時半頃、現場から五丁ばかり離れた南の方の山林中で、血液の附着した燐寸箱一個と、手斧、木綿稿の風呂敷一枚、猫いらずの容器等を發見した。猫いらずの容器等がある所を見ると犯人は何時自殺をするかも知れないので、捜査隊は氣をあせらして探索に努めたが更に其の後の手掛りが無かつた。日は暮れた。物々しい警戒の中に其の夜は明けた。

昨日の模様で、廣い山野の搜索に現在のまゝではどうしても人手が足りない事が判つた。幸にも川迫、新庄二ヶ村の消防組員四百名と、川迫村の青年團員四十名の應援を得たので、之を二組に分ち、各組に巡查一名を附して潜伏の疑ある山林を徹底的に搜索する事とした。更に又犯人の逃走する疑ある大朝町と原村の方は、何れも消防組員を出して出口を固める事とした。

斯くして手筈は調つた。捜索隊は緊張し切つて一步一步犯人の潜伏場所に近附いて行くのである。午前十時頃、昨日兇器を發見した箇所から南方四丁位の山上の森林中で、酒の臭のする一升入硝子壺と、飯粒の附いた新聞紙片を發見した。犯人は愈々此の附近に潜伏して居るか、或は自殺して居るかも知れないと云ふので、捜索隊の緊張味は一層加はつた。

其の日午後一時半頃、其處から又十町ばかり西方の森林中に犯人が潜伏して居るのを、消防組員が發見して中國巡查に報告して來た。同巡查は宙を飛んで其の場に馳け付け難なく犯人を逮捕した。犯人は最初の見込の通り野坂熊太郎であつた。

彼の自白に依ると、貸した金を踏み倒そうとするチカに對して憤懣の念禁ずる事が出来ず、果ては夫の善吉も一つ穴の狸だと思ひ詰め、いつそ善吉一家を塵殺し、同家を焼き拂つて遣らうと決意し、手斧と出刃庖丁を用意し、石油の入つた一升入の罐を携へて善吉方に赴き、錠前を施してある裏口の引戸を破壊して勝手の中に這入り込み、疊の上へ石油を撒布して置いて善吉等の寢室へ侵入し、善吉を殺したのであつた。其の間にチカと養子は逃走したので又勝手の中に引返しマッチで點火したが、石油が疊に浸み込んだ後であつたので火事にはならなかつた。亂された川迫村の平和も彼の逮捕に依つて再び平靜に歸する事が出来た。

### 十一、高野山下の繼子二人毒殺(和歌山)

二人の繼子を毒殺した女.....福田ハルエ

毒殺された子供(兄).....木村明



一、一日に死んだ二人の子供、死斑の現はれ方が恐しく早い。

二、溝中から発見した美顔水の空罎、罎の中はモルヒネの反應。

(一)

大正十五年一月十六日の朝の事だ。和歌山縣伊都郡橋本町の中山醫師方へ、同郡戀野村大字赤塚の大工職木村駒之助方から、子供が二人急病だから診察をして呉れと云つて使が来た。橋本醫師が往診して見ると二人共既に死亡して居る。而も其の死因が判明しないので、同じ橋本町に開業して居る火伏醫師の對診を求めた。二人の醫師が頭を捻つて診察した末、どうも死因に疑があると云ふので變死者として橋本警察署へ届出で、来た。

此の届出を受けた橋本警察署では、直ちに係官を出張させて二兒の死體を檢視した。

急死したと云ふ二人の子供は、和歌山縣伊都郡戀野村大字赤塚二百五十六番地大工職木村駒之助長男明(一四)と二男利一(七)の二人であつた。彼等二人は平素から頗る健康體で、之と云ふ病氣に罹つた事がない。それが僅かに十時間位の間を置いて急死したと云ふ事に就ては、何人も其の死因に疑を挾まざるを得なかつた。

駒之助の家庭は、死んだ二兒と内縁の妻福田ハルエ(三三)との四人暮しであつた。ハルエは奈良縣宇智郡阪合村宇火打野二百十五番地に戸主として本籍がある。彼の女は尋常小學四年を修了して居る。村に居つた折には青年等と私通關係を結び、既に私生子タキエ(八)と云ふを儲け郷里の母の手許に残して居る。ハルエは大正十三年五月、奈良縣南葛城郡大正村大字檜原三山佐太郎方へ嫁ひだが、親には不孝をし、仕事はせず、兎角家庭が不和勝で遂に離別されて歸つて居た。

其の後世話する人があつて、大正十四年五月頃戀野村の木村駒之助方へ後妻として嫁いで来た。駒之助には先妻の子明、利一、の二人があつた。性根の曲つたハルエは、繼母根性で此の二人の子供が憎くて堪らず、事毎に虐待をするので近所でも頗る評判が悪かつた。

駒之助の家庭にはこんな事情が伏在して居る。夫れに二人の子供が死亡する様な大病でも、生前には一回も醫師の診察を受けて居なかつた。殊に屍體には普通の場合よりはずつと早く死斑が現はれて居る。又近所でも「殺されたのではないか」との評判が専らであつた。

之等の事情を綜合して見ると他殺の疑を容れるに充分だと認められたので、和歌山市の鎌田醫師に二兒の屍體を解剖させて見た。所が凡ての症徵が中毒死の疑があつたので、内臓の内容物に對し科學試驗を施した結果、確實にモルヒネ存在の反應があつた。茲に於て愈々毒殺嫌疑事件として捜査を開始し、先づ被疑者としてハルエの身邊から捜査を進めた。



大體見込は付いて居たが、愈々檢舉をする  
と云ふことになるかどうかしても物的證據が必  
要だ。そこで現場と其の附近を様々搜索して  
居たら、駒之助方に近い小溝の中に美顔水の  
空瓶が捨て、あつた。之を拾ひ取つて科學試  
験をして見るとモルヒネの反應がある。然も  
此の瓶はハルエが捨てた事が明かとなつたの  
で、直接本人を取調べた結果、一切の犯行を  
自白したので、大正十五年一月二十三日駒之  
助の宅で彼の女を逮捕した。

(二)

教養の少ない淺薄な女が、利慾と感情に馳ら  
れて犯した此の兇行は、聞くも恐ろしく凄慘  
の氣に打たれて、思はず肌粟を生ぜしむる  
ものがある。



(七)一利弟と(四一)明兄もたれさ殺害

ハルエの夫駒之助には田、山林等見積價格三千圓位の資産がある。之は當然駒之助の長男である明  
が相続する事になつて居る。又二男の利市も分家をさせても養子に遣つても、何れは其の財産から費  
用を出さねばならぬ。此の二人は共に先妻の子でハルエには繼しい仲であつた。

所がハルエには現在自分の腹を痛めたタキエと云ふ私生子がある。此の子を自分の手許に呼び寄せ  
て育てたかつたのだけれども、二人の子供のある上へは流石に夫れとも云ひ出しにくかつた。其の内  
にハルエは夫駒之助の胤を宿して、其の頃既に妊娠八ヶ月に成つて居た。自分は福田家の戸主で駒之

助の家へはまだ入籍もして居ない。何れ今度  
生れる子供も私生子として日蔭の生活を送ら  
ねばならぬのかと思ふと、さらでも憎い繼子  
明、利市の二人が尙更憎くなつて來た。彼の  
女は終に意を決して、繼子二人を人知れず殺  
して仕舞はちと云ふ恐ろしい企をした。

ハルエの叔父に福田信次郎と云ふ者があ  
る。以前から奈良縣宇智郡五條町の藥種商の  
店員になつて居る。ハルエは口實を設けて同



エルハ田福るたし殺害を人二子繼



人から毒薬モルヒネの粉末を貰ひ受け、之れを美顔水の空罎に入れて機会を覗つて居た。

夫れは大正十五年一月十五日の夕方のものであつた。日々の虐待に心もねぢけて怖々自宅へ戻つて来る二人の子供を、何時になく繼母のハルエが笑顔を作つて迎へた。臺所からは牛肉の煮へ立つ香が空腹を抱へた二人の食欲を彌が上にも咬る様に臭つて来る。二人はもじ／＼上り口に立つて居た。

「ああ、明も利市もあがり、今日は牛肉を買つて来たからお前等も澤山食べ。御飯も腹一杯に食べて早くお寝み。」

ハルエは二人の皿に煮へた牛肉の片を盛り分けながら、袂から出したモルヒネの粉末を手早く夫れに混ぜ込んで置いた。

頑是ない二人の子供はそんな事は更に氣付かなかつた。遠くも近くも味つた事のない牛肉の美味に舌鼓を打ちながら、何時よりも餘計に御飯も食べた。今日に限つて慈母の様にいたわつて呉れる繼母の勧めに従ひ、二人は間もなく嬉し相に寢床に入つた。

其の夜更けて長男明は遽かに苦悶し初めた。ハルエは片頬に物凄しい笑を浮かべながらちつと其の様を見詰めて居たが、深夜午前二時頃終に明は息を引き取つた。

其の翌十六日の朝方から、二男の利市も亦苦しみ出した。がハルエはちつとも睡がなかつた。利市も終に其の日正午十二時頃、此の世を去つて仕舞つた。

ハルエは大正十五年十一月十五日、無期懲役の判決が確定し、今では京都府下の宮津刑務所に服役して居る。

## 十二、椒村の入婿殺(和歌山)

- 二人の妹婿を殺した元兇……………富上リユ
- 姉と共に入婿二人を殺した女……………北野トラエ
- リユの情夫、殺人の共犯……………寺杣綱五郎
- 大正十年に殺されたトラエの婿……………久保新右衛門
- 大正十三年に殺されたトラエの婿……………北野直次郎

一、「恐ろしい殺人事件あり」との匿名投書が、警察署や検事局へ、度々投げ込まれた。

二、殺された直次郎から頻々と來信がある。直次郎名義で使つた青の十行郵便紙が綱五郎方から。

三、リユの野心。犠牲となつたトラエの婿新右衛門と直次郎。殺人團の手は揃つた。



- 四、直次郎はビールに酔はせて寝かせた所を、男女四人掛りで絞め殺した。
- 五、二人の逮捕、トラエの先夫久保新右衛門も殺されて居る。其の下手人は直次郎。
- 六、埋めた屍體を深夜掘り出して埋め替へる女の奸智、一萬圓の圖り損ね。

## (一)

大正十五年九月八日和歌山縣湯淺、黒江の兩警察署へ匿名の投書が無ひ込んで来た。係官が開封して見ると「大正十三年八月二十三日の夜半に海草郡椒村大字椒濱の北野トラエ方表座敷で、主人トラエと其の姉富山リュエ其の他二名の男が共謀して、トラエの婿養子北野直次郎を絞め殺し、其の屍體を附近の蜜柑畑に埋めてある。嚴重に捜査すれば直ぐに檢舉をすることが出来る」といふのであつた。

同様の投書が所轄検事局や田邊警察署へも頻々として配達された。和歌山縣警察部では、果して投書に記載された様な犯罪事實がありとすればそれは實に重大な事件であるから、系統的に又合理的に捜査の歩を進めて、犯人の全部を一網に打盡しようといふ計劃を樹てた。

それから數日経つて、前記の各警察署へ宛て、又々投書があつた。それには「曩に投書したのは北野家に恨みのある某々から依頼されてやつたもので、左様な事實は毛頭もないのだから輕々しく捜査に

着手しない様にして貰ひ度い」と云ふのや、「警察の騒ぐのが面白い。遣つて遣つて遣りまくれ」と云ふ、狂人めいたものであつた。

捜査本部でも之等の投書を握つて其の實否の判断に一寸迷つた。だが、此の事件の捜査の急所は、第一に投書は何者が爲したのであるかと云ふこと、第二に被害者と云はれて居る北野直次郎の所在を突き止めることにあると考へた。

被害者だと投書に書かれた北野直次郎は、西牟婁郡新庄村字内ノ浦竹本新吉の二男で、大正十年七月頃から海草郡椒村大字椒字濱の北野トラエの婿養子になつて居た。然し現在ではトラエの家に直次郎は居なかつた。警察から手を入れて、トラエや其の姉富山リュエ等に就て直次郎の行衛を取調べて見ると、「直次郎は多額の借錢を作り、其の上に北野家で養母タメの印鑑を盗用し、他人から金錢を借り入れて居たが、其の發覺を虞れて大正十三年八月二十三日何所とも知れず逃走し、今に行衛が知れない」と云ふのであつた。其の頃直次郎からトラエに宛て、「暫く他所に行く、就ては先に買入の契約をして置いた大根は何れも解約して呉れ」と云ふ通信が來て居た。

又直次郎の實家新庄村の竹本新吉方で調査して見ると、同じ頃直次郎から實父新吉に宛て、「北野家に對して洵に濟まぬ事をした爲に居る事が出来なくなつた。私は朝鮮の方へ逃げて行く」と云ふ手紙が届いて居た。之等の手紙で見ると直次郎は生存して居る様でもあり、何だか投書が當にならない





北野トヲエの住宅

様な感じがせぬでもなかつた。

一方北野トヲエや其の姉富上リュウの身元を調べて見ると、リュウもトヲエも其の娘時代は共に孰れ劣らぬ淫奔多情で、數知れぬ情夫を作つて居た。殊にリュウにはこんな昔話があつた。それはリュウが二十三四歳の頃、或る夜村の青年四名が北野家へ忍び込み、淫奔の噂あるリュウに情交を挑んだ事があつた。リュウは何と思つてか其の時に限つて大聲で援を求めた。リュウは殊更に聲を大にして強姦だと騒ぎ立てた。それは故意に事件を紛糾させて金を出させる考へであつたらしい。然し其の事件はリュウの思つた様な結果は得られなかつた。彼の女は和歌山地方裁判所へ四人の青年を強姦未遂の被告人として告訴した。四人は夫々處分された。

こんな事件があつたものだから、今度の投書も或は其の時の青年等が當時の恨を霽す爲めに中傷的に爲したものではないか、との疑さへ捜査官に抱かせた。警察官意では直ちに此の方面の捜査をやつて見たが、勿論そんな事實の證據があがる筈は無かつた。

(二)

本件の投書があつて以來、和歌山縣警察部刑事課からは巡査部長西本久吉、同中屋徳左衛門、巡査稻垣彦太郎、同西尾英一等が各地に出張し、又黒江警察署詰巡査山本傳藏、同森正一等は何れも寢食を忘れて之が捜査に苦心した。西尾巡査と山本巡査とは富上リュウや北野トヲエの居村地方に顔見知りの無いのを幸とし、物賣商人に扮装して同地方に入り込み、風評の聞込や關係人の筆跡蒐集に努めた。

北野直次郎は海軍の在郷軍人であつた。之れに氣付いた警察官は、同人の所轄村役場に就て簡閱點呼の令狀がどうなつて居るかを調査して見た。直次郎に對する點呼令狀は大正十四年七月北野トヲエ方に送付されて居た。それから間もなく大阪市西區港町驛前米屋旅館内として、直次郎名義で村の兵事係に宛て、「簡閱點呼に不參するが宜しく頼む」と云ふ依頼狀を寄越して來て居る。又大正十五年十一月初旬にも、廣島驛から直次郎の實父竹本新吉宛に小爲替券で十圓を送つて來て居る。

直次郎名義で北野トヲエに、村役場に、又は實父新吉に宛てた信書が、果して直次郎の自筆であるか否かに就て警察當局は疑を挾んだ。警察では之等の信書を手に入れて、直次郎の眞筆と共に専門家に送



附し其の鑑定を乞ふた。其の結果に依ると「北野トヲエ、竹本新吉、村役場の兵事係等に、直次郎名義で寄越して居る信書は凡て直次郎の自筆ではない」と云ふ證言を得た。

茲に於て「直次郎は既に何人かに殺害されて居り、直次郎名義の信書は、何者か、彼が未だ生存して居る様に装はんが爲に、偽筆の通信をして居るものだ。」との推測が付いた。捜査本部は直ちに大阪市内に刑事を派して、村役場への發信元大阪市西區港町驛前の米屋旅館に就て其の書面の差出人を調べて見た。同旅館には大正十四年七月二十三日から三日間竹本直次郎(三八)と名乗つて宿泊滞在して居る男があつた。宿の主人や女中達に其の男の人相等を尋ね合して見ると、直次郎とは似ても似つかぬ全く別人であつた事が判つた。

此の事實を探知すると、直次郎の殺害されて居るらしいと云ふ信念が一層固くなつて來た。之れに依つて前後の投書の模様を考へ合して見ると、最初の投書には殺害の方法を具體的に書いてあり、後の投書は殊更に狂人らしい書き振で前投書を取消して居る點、等を綜合判斷して見ると、どうしても此の投書は犯罪に關與した者の所爲だとの推定が下された。

然し何と云つても問題の中心は宮上リユと北野トヲエである。依つて同人等の素行情夫關係を調査して見たが、兩名共前に述べた様に頗る淫奔で然も貪慾の念が強く、何れも數人の男を色仕掛で蕩し込み、金錢を巻き揚げて居ると云ふ風評があつた。殊にリユは夫藤三郎の目を儼んで、有田郡石垣村大

宇吉原の寺杣綱五郎(三八)と云ふ者とも情交關係を結んで居る。然し日稼業の綱五郎からは餘り甘い汁も吸へないので、リユは綱五郎を袖にする嫌があり、彼は非常に之れを憤慨して居ると云ふ事實も捜査官の耳に這入つた。それと氣付いて見ると、大阪港町の米屋旅館で竹本直次郎の名を使つて宿泊した男の人相が綱五郎に似寄つて居る。捜査本部では、兎に角綱五郎は此の事件に關して重要な關係がある、と云ふ見込を付け、大正十五年十一月二十九日、同人を黒江警察署に引擧げて其の取調を行つて見た。然し彼は犯罪事實に就ては素より、投書の事も全然知らないと云ひ張つた。

一方捜査官は法の手續を履んで綱五郎の家宅搜索をして見た。ところが同人宅で發見した青色の十行野紙は大阪港町驛前米屋旅館から竹本直次郎の名で役場へ出した依頼狀と同質の物であり、然も其野紙は綱五郎の村で製造されて居るものと云ふ事が判明した。

此の有力な證據を突き付けられては流石の綱五郎も、直次郎の名で度々偽書を作つて發送した事實を自白した。之に勢を得た捜査官の追窮に今は包むに由なく、彼は終に直次郎殺害の事實を白狀してしまつた。

(三)

和歌山縣西牟婁郡新庄村字内ノ浦の竹本直次郎(死亡時三八)は、大正十年七月頃から海草郡椒村の北野トヲエ方へ婿養子に入り込んだ。彼は其の當時は家業に精勵し、家庭も圓滿であつたが、元來が素行のよ



くない男で、トラエ方に入り込む前、諸所で多額の借金をして居たのを彼の女に支拂はせて居た。トラエは初の内は彼の云ふがまゝに金を出して居たが、其の額の爲まるに連れて餘り機嫌のよい顔をしなくなつた。

此の事が端なくもトラエの姉リュウの耳に這入つた。北野家の財産に就て胸に一物あるリュウは、直ぐにトラエを呼び出して「直次郎の借金拂に財産を減らせるのは不都合だ。」と云つて殿しく叱つた。以來トラエは直次郎の要求があつても金を出さなくなつた。

直次郎はトラエから出金の途を絶たれて以來は、之に憤慨して家業を抛擲し、養母のタメや妻のトラエ等に對して、言ふに忍びない虐待を加へる様になつて來た、夫れのみならず直次郎はトラエに向つて「北野家の財産を速かに俺れの名義に書替せよ」と度々迫るのであつた。トラエは直次郎の虐待に堪へ兼ねて、いつそ財産を彼に譲渡した方がよいと思ひ出し、母のタメや姉のリュウに相談した。然し何れも之れに反對するので、其の場逃れの口實を設けて直次郎の手前を糊塗して居た。トラエは之等の紛糾に心を痛めて日々に衰弱して行くのが誰れの目にも付き出した。

此の様を眺めたリュウは「直次郎を殺して仕舞はねばならぬ。」と恐ろしい決心をした。リュウは直次郎を殺させる爲に適當な人物を物色し出した。

其の頃富上家へ出入する日縁男に寺杣五郎(三八)と云ふのがあつた。「此の男なら物の役に立つ」

とリュウの目に留まつたので、彼の女は夫藤三郎の目棲を偷んで網五郎に色仕掛けで接近し、大正十三年八月頃から情交關係を結んだ。

リュウにそんな大それた企てがあるとは露知らぬ網五郎は、天晴れ天下の色男氣取りでリュウの云ひなり次第になつて居た。此の状態を見抜いたリュウは「時機は熟した。」と或る夜の寢物語にこんな事を云ひ出した。

「妾はお前さんとこんな仲になつて居るが、先々の事を考へると心細くなつて堪らぬ。妾は今の夫藤三郎との仲に實子がないから、藤三郎が死亡したら富上家の財産は全部先妻の子の勝一の物になる。そんな事になれば妾は全く不仕合せの身の上になつてしまふ。それで私はこんな事を考へ出した。いつそ此の際藤三郎と離縁して北野家へ歸り、お前さんと夫婦になれば北野家の財産は當然お前さんが相続することになる。そうなれば誠に都合がよいではありませんか」

日庸稼で幼少から貧乏と勞働とに苦勞して來た網五郎は、まるで棚からぼた餅が落ちて來た様な甘い話を聞かされて、夢の國にでも遊んで居る様に、只うつとりとして聞き惚れて居た。リュウは又話を續けた。

「夫れに就て、現在北野家にはお前さんも知つて居る通り直次郎と云ふ男がトラエの婿となつて頑張つて居るので、どうも邪魔になつて仕方がない。思ひ切つて直次郎を殺して仕舞つたらと思ふのだ



が……』と恐ろしい本音を吐いた。

綱五郎はギョツとしてリュの顔を見返した。だが、又考へて見ると「自分は裸一貫の日傭稼だ、甘く成功すれば一萬圓の財産家の相続人になれた上、好きなリュを妻とする事が出来るのだ。俺の運が向いて来たのだ。直次郎を殺した方がよい」と云ふ決心が出来た。綱五郎はリュに其の企てに加擔する旨を云ひ切つた。

此の協議が出来たリュと綱五郎の二人は、トラエにも打明けて三人掛りで決行する方が事は容易に運ぶからと云ふ相談を纏め、トラエと協議を疑す機会を窺つて居た。

陰謀の會見はリュの計ひで間もなく遂げられた。リュは其の日綱五郎を伴つて北野家から二丁ばかり東の方にある天満宮の森の中へ待たせて置き、トラエを呼び出して面會させた。綱五郎はトラエの衰弱して居る容體を見て、いかにも同情したらしい口吻で話し掛けた。

「聞けばお前さんは直次郎に虐待されてひどい目に遭つて居る相だが、實にお氣の毒に思つて居る。就ては私は直次郎と喧嘩をして、私も強く意見を加へて、將來そんな事をしない様にして上げるが、直次郎の體格はどんな風かい。頑丈な方か」等と問ひ試みて、暗に「直次郎を殺してしまふのだ。」と云ふ意を仄めかした。

トラエは直ぐに二人の内心を察知した。然し己れも寧ろ直次郎を亡き者にした方がよいと思つて居

る所であつたから、種々直次郎の體格の模様や習慣等を話したり、殺害の方法に就て彼是打合せをした上、其の日は一旦別れて各々自宅へ引き揚げた。

リュは之れでも尙ほ不安に思はれてならなかつた。其の頃リュと古物商仲間、で心安くして居る男に永井友次郎(ニセ)と云ふのがあつた。有田郡箕島町大字北港の者で、リュには特別の好意を持つて居た。慾の爲ならどんな事でもする彼の性格をよく知つて居るリュは、此の男も仲間に入れたらと思ひ付いて、綱五郎やトラエにも話した上、同年八月中旬箕島町の壽司由と云ふ料理屋で同人と會合し、遂に友次郎も直次郎殺害の仲間に入り込んで仕舞つた。

(四)

八月二十三日午後八時頃リュは綱五郎、友次郎と共に北野家へ出掛けて行つた。彼等は今日こそ直次郎を殺して仕舞ふと云ふ、決心をして居るのであつた。

リュは、先づ綱五郎と友次郎とは、合圖をする迄近くの西瓜小屋の中に忍んで居れと云ひ置きて、トラエ方へ行き、母タメの部屋へ這入つて行つた。

「お母さん、今夜は直次郎を遣つ付けるのだよ」と、女に似氣なき恐ろしい言を平氣で云ひ出した。母のタメも夫れとなく威付いて居た模様で、別に驚ろきもしなかつた。

「甘くも遣りよ。」と云つた様な調子で、反つて夫れを喜ぶ様子であつた。



リュは其の場に居合したトラエに向つて、

「今夜は綱五郎が来て直次郎を意見して呉れるから、直ぐに酒を買つて来て直次郎にお飲みし、充分に酔はせて機嫌を執つて置くのだよ。」と云ひ聞かせた。

トラエは直ぐに其の場を外し、ビールを取寄せて、別間で頻りに直次郎に奨めた。平素に似合はぬトラエの款待に、直次郎は四五本のビールを飲み盡して陶然として酔つた。

其の夜十時頃トラエは直次郎を伴つて奥座敷六疊の寢室に入つた。二人は間もなく熟睡して遂には鼾の聲が次の室へも漏れて來出した。

リュは直ぐに西瓜小屋へ其の旨を知らせて綱五郎等の驟起を促した。もう其の時は夜の十一時過ぎだ。

友次郎は其の邊にあつた、長さ二尺四五寸位二寸廻りの薪棒を持ち、綱五郎は麻で造つた馬の手綱を持つて、リュの案内で直次郎、トラエの寢室に侵入した。リュはそつとトラエを呼び起して「今から直次郎を片付けるから……」と云ふ様に目顔で合圖した。トラエは直ぐに起きて來た。

綱五郎と友次郎とは、友次郎が持つて來た薪棒の片端つゞを二人して握り、仰臥に寝て居る直次郎の首の上を力の限り押へて壓殺し様とした。リュとトラエは、直ぐに直次郎の兩足を押へて動かさない様にした。けれども力の強い直次郎はばた／＼と荒れ出して立ち上がらうとした。綱五郎は直ぐて手綱を取出して直次郎の首に巻き付け、友次郎と二人で之れを絞め付けて、遂に其の場で殺害してしまつた。

た。

直次郎の屍體は菴包として菴に入れ、綱五郎等はリュと共に、其所から西の方六丁ばかり離れた同家所有の桑畑の中に穴を掘つて埋めて仕舞つた。

綱五郎の自白は以上の通りであつた。が其の中で永井友次郎の事に就ては一切觸れて居なかつた。

友次郎が共犯だと云ふ事は、其の後の取調べで判明したのであつた。之れで事件は明かとなつた。警察の手は直ぐにリュとトラエの上に伸びて行つた。

(五)

警察官が北野トラエ方や富上リュ方を襲つた時には、既に二人共風を喰つて行衛を晦ませて居た。

刑事課の巡查部長中屋徳左衛門は、此の事件の最初から檢舉に就て努力して居たが、北野トラエが逃走して其の行衛が知れないので、親族知己、其の他に就て聞込内偵に苦心中、同人は東京市麻布區筈町の佐伯政吉方に潜伏して居ると云ふ事を探知し、官の命令で東京市に出張し、六本木警察署の機嫌を得て之れを逮捕して歸つた。トラエは其の時情夫徳永律平と共に、岐阜の方へ逃走しようとする準備をして居る所であつた。

刑事課の稻垣巡查と黒江警察署の森巡查は、富上リュの所在を聞き出そうとして同人の親族等に就き内偵中、リュが大阪市日吉橋詰寺尾政吉方に潜伏して居る事を探知し、同地に赴いて逮捕して歸つ

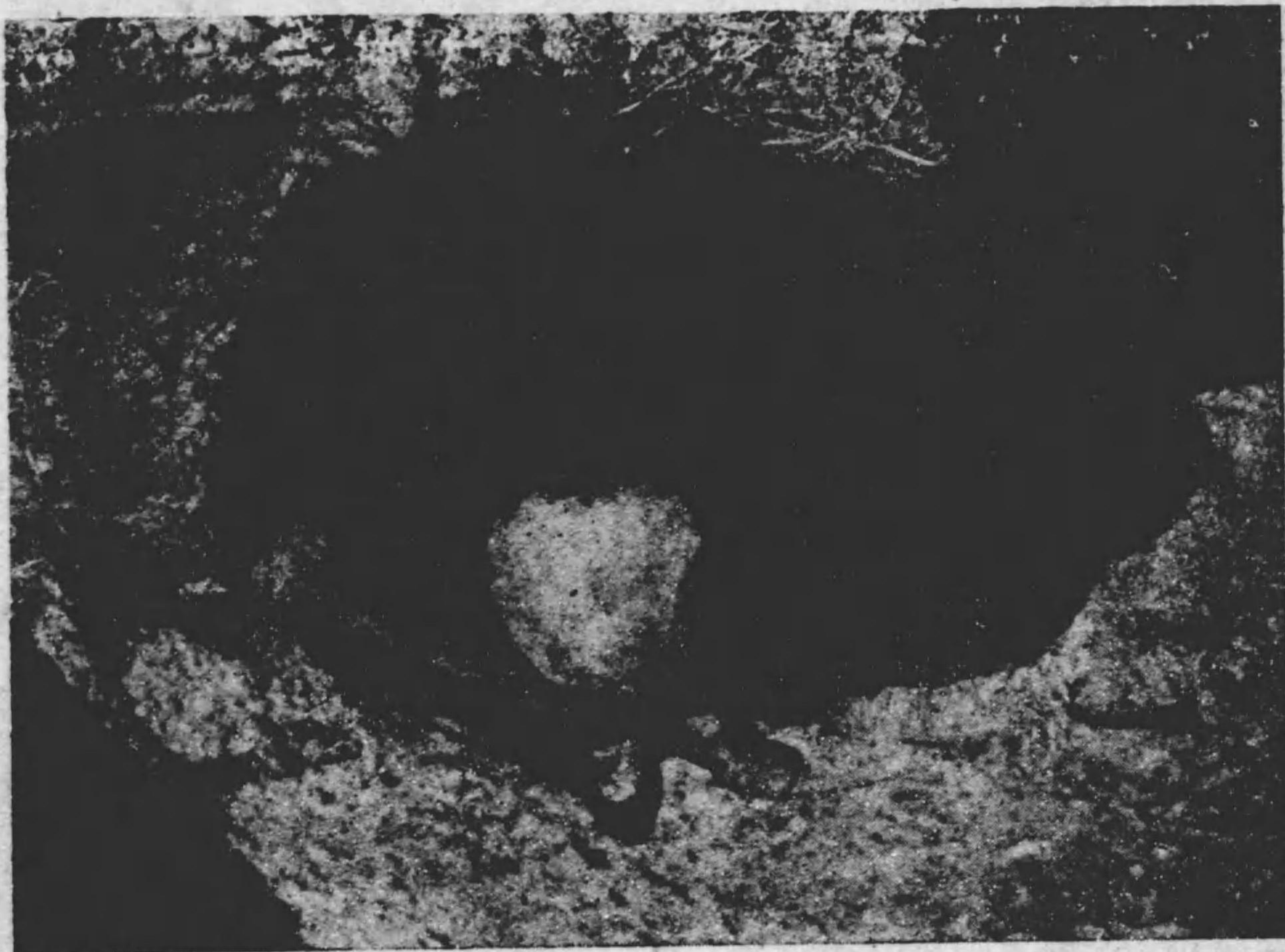


た。リュの所在發見には、西尾、山本の二巡  
 査も與つて力があつた。

リュと、トラエの取調が進むに連れて、直次郎  
 殺害の外、トラエの先夫久保新右衛門もリュ  
 等の毒手に倒れて居ると云ふ事が發覺した。

今回の事件の主魁富上リュ(四五)は和歌山  
 縣海草郡椒村大字椒字濱の農家北野萬兵衛の  
 二女である。明治四十年頃リュが二十五歳の  
 時に有田郡湯淺町の海産物商富上藤三郎方へ  
 嫁いで來たのであつた。

リュの實家は其の頃父の萬兵衛、母タメ、  
 妹ハル、同トラエ、弟宇之助の五人暮しであ  
 つたが、萬兵衛、ハル、宇之助は相次いで死  
 亡し、今では母のタメと妹トラエの二人切り  
 となり、トラエは當然北野家の相続人として



青白の郎次直野北のましせ見發りよ中畑

同家の財産、家屋敷と外に蜜柑畑八反餘歩時價に見積つて約一萬圓の女主人となつた。

之れを見たリュはトラエが羨ましくて堪らなかつた。彼の女は何とかして其の財産を自分の物にし  
 ようと企て、以來種々と其の方策を考へて見たが、之れと云ふ妙案が仲々浮んで來なかつた。

恰度其の頃即ち大正十年八月頃から、トラエは那賀郡細野村大字四郷、楠松の二男久保新右衛門  
 (時三五)と關係が出来て同棲する様になつた。之を見たリュは此の儘之れを放任すると、北野家の財産  
 は新右衛門に奪はれて自分の目的を遂げる事は出來ない。此の際新右衛門を殺してしまつた方がよい  
 と決心し、其の下手人にふさはしい男を探ねて居た。

當時新右衛門と最も親密の間柄で、襖の貼紙を共同に販賣して居た男に竹本直次郎と云ふのがあつ  
 た。リュは直次郎を唆かせて新右衛門を殺させようと考へた。リュは自分の方から色仕掛けて直次郎  
 に接近し、以來夫藤三郎の目を偷んで不義の情交を續けて居た。段々親密の度が加はつて來るに従つ  
 て直次郎は己の秘密までリュに打明ける様になつて來た。リュは其の機を見逃す様な女ではなかつた。  
 或る夜彼の女はみつしりした調子で直次郎を説き落した。

「直さん、妻は生れた北野家の事が心配でならないのだよ。考へて見るとトラエが可愛相だ。新右  
 衛門はち前さんも知つての通りの呑んだくれで酒癖があるし、此のまゝに過して居ると、何れは北野の  
 財産は蕩盡してしまふのはきまつて居る。妻はこんな事を考へて居るのだよ。可愛相だが新右衛門を



殺してしまつて、お前をトラエの婿養子にして北野家を立てさせたら財産の守も出来るし、トラエも喜ぶだらう、又妾も可愛い、お前が北野家の跡を見て呉れるのなら、こんな嬉しい事はないのだが、

直次郎は其の頃、年長のリュに飽き足らないで心密かにトラエに懸想して居た。夫れのみならず、出来る事なら北野の家に入り込んで、一萬圓の財産を自由にし度いと云ふ野心もあつた折柄とて、直ちにリュの申出でに賛成した。其の夜二人は更くるまで新右衛門を殺害する方法に就て協議を凝して、睡まじそふに夢路に入つた。

それから間もない大正十年の七月中、或る日直次郎は「大阪方面へ襖の貼紙を仕入に行こう」と詐つて新右衛門を誘ひ出し、リュの宅へ連れて來た。豫て謀り合せてあつた事として、リュは二人を下へも置かぬ様子に遇てなし、酒肴と騒ぎ立て、新右衛門に酒を奨め、へりけに酔はせた上「貝拾ひに行こう」と云つて程近き椒村海岸へ連れ出した。

直次郎は四邊を見廻して人なきを窺ひ、新右衛門の油断を見澄まして突然隠し持つた匕首を抜き放ち、新右衛門の胸部を突き刺して其の場に即死させた。

リュと直次郎は急いで其の屍體を附近の乞食小屋の傍に搬び、岩の空洞になつた穴の中に埋没し何喰はぬ顔で過して居た。

直次郎がトラエの婿に這入り込んで凡そ三ヶ年の後、大正十三年の八月新右衛門と殆ど同じ運命の下に、寺杣綱五郎等の手に殺害されたのは前に記載した通りである。

(六)

殆ど想像も出来ぬ様な惨虐性を兇行の上に遺憾なく發揮した富上リュは、又其の罪證の湮滅にも、恐ろしく奸智にたけて居た事を我等の目前に示して呉れた。

大正十年七月、リュは竹本直次郎と共に久保新右衛門を殺害して、其の屍體は現場附近の乞食小屋附近の岩穴に埋めて居つたが、後日直次郎の口から此の事實が漏れる様な事があつても、之れを否認する爲に證據を滅失させる必要があると考へ、それから約一ヶ年を経過した大正十一年の末、夜陰に乗じて大膽にも只一人が件の岩穴に赴いた。リュは女だてらに新右衛門の屍體を掘り出し、之れを畚に入れて、北野家附近の天満宮から三丁ばかり東の方同家所有の蜜柑畑へ埋め替へた。

大正十三年八月、北野直次郎を殺した時にも、リュは共犯者寺杣綱五郎や永井友次郎の口から犯罪が發覺する様な事があるかも知れぬが、其の時には之れを否認するには證據を湮滅して置かなければならぬと考へ、大正十四年八月頃の或る夜、人目を避けて直次郎の屍體を掘り出し、之れを畚に入れて北野家の西方半町ばかりの蜜柑畑に埋め替へた。

其の外リュは綱五郎と相談した上こんな事を企てた。



夫れは直次郎を殺害した一二ヶ月後の事である。直次郎からリュウに宛てた一萬圓の借用證書を偽造して、リュウは直次郎の實父竹本新吉方へ押し掛けた。

「實は直さんが北野家に居つた時、澤山の借金が出来て首も廻らぬ様になつたから、妻に何とか助けて貰ひ度いと泣き付いて來たので、親族の好みもあり、其の借金を立て替へて仕拂つたのが一萬圓にも上つた。その金も私の有金でなく他から一時借に借入れて融通をして居たのだが、直さんは其の支拂もせずにか家出してしまつたので妻は非常に迷惑して居る、お前さんの方で何とかして貰ひたい」と偽造の借用證書を示して新吉から金銭を巻き上げ様と企てた。新吉は「兎も角直次郎の所



合體たせ久保新右衛門の白骨

在が判る迄待つて貰ひ度い」と云つてリュウの要求に應じなかつたので、此の計劃は失敗に終つた。此の事件の主犯者富上リュウの性格から見ても、實家の財産横領の目的で斯る惨忍性の犯罪を敢行したものだから、若し此の事件が今日に至るも檢舉されないで居るとすれば、リュウは勢ひトラエも殺害するに到る虞があつたのだ。

### 第三、竊盜、詐欺

#### 一、「ビルディング」荒しの窃盜(警視廳)

清川實と偽名して居た犯人……………小笠原 勳

刑事 巡査……………椎 名 鶴 松

同……………山 田 啓 市

「、類々たる「ビルディング」内の盜難事件、刑事の胸に浮んだ手口の類似點



- 二、大體の見當を付けて須磨へ、戸口調査簿にある目指す氏名  
 三、犯人小笠原の生ひ立、道具は一本の金鎚と捻廻しのみだ。  
 四、被害額三萬五千五百八十二圓七十五錢、東京で數ヶ所襲つて置いて、其の夜神戸へ。

## (一)

大正十五年三月六日から同八日迄の間に、東京市麴町區有樂町一丁目一番地三菱第二十一號館内の帝國飛行協會外十一箇所、三菱仲四號館内米國ウォルサム時計會社、同八重洲町一丁目一番地久原ビルディング内の合資會社東京菱三商會外二箇所、永樂町二丁目一番地大川田中ビルディング内の鳳城炭礦株式會社等に事務員等の不在を見込み、現金、双眼鏡、金時計、寫真機、郵便切手、株券等を窃取し、其の被害總額實に二萬一千四百餘圓に達した事件があつた。所轄日比谷警察署に於ては其の都度司法主任以下椎名、山田、小島等の各刑事巡査を派遣して現場臨檢をさせると共に、警視廳刑事部に報告し鑑識課の臨檢を求めた。

之に依るとアテを用ひて入口の扉や金庫等を破壊して居る手口は何れも同一と認められ、犯人は流しの同一人であると云ふ見込が附いた。尙ほ久原ビルディング内の犯罪現場に白毛糸の手袋一組、西洋鉄二挺、手拭一筋、雜巾一枚を遺留してあつたので、有力な證據品として押收し、遺留品の出所、

其の鑑識、贓物の處分先等から事件の端緒を得やうと努めたが、此の方は勞して功がなかつた。

日比谷警察署の小島刑事巡査は、以前ビルディング内の事務員として居た小笠原勤と云ふ者を窃盜罪で檢擧した事がある。其の手口が今度の窃盜事件に似通つた點があるのを思ひ浮べた。小島刑事は兎も角其の當時の模様を上司に報告した。之を聞いた日比谷署長は椎名、山田の兩刑事巡査に小笠原勤に關する捜査を命令した。兩刑事は刑事部屋で同僚と協議を凝して居ると「小笠原の窃盜事件に共犯であつた松田金市と云ふ者が、下谷坂本町邊に居住して居る噂がある。」と云ふことを稻葉、原の兩刑事が語つた。椎名、山田の兩刑事は直ぐに下谷界限を搜索した結果、同人は下谷區新坂本町五番地に住んで居るのを突き止めて同人方を訪れた。

幸に松田は在宅して居たので、小笠原の近狀を尋ねて見た。

「小笠原ですか。彼女は震災の時上方へ逃げて行き、あちらで仕事をして居る内に擧げられて大阪刑務所へ這入りましたが、昨年刑務所を出たと云つて、最近私の不在中に訪ねて來た相です」

松田の口は只それだけで、知つて居て匿すのか、夫れとも全く知らないのか、小笠原の住所等は一切知らないと云ひ張つた。仕方がないので兩刑事は側に座つて居る松田の妻に、小笠原が訪ねて來た當時の模様を聞いて見たが、之も全く住所迄は知らない様な風であつた。

「だが歸る時に、清水さんの馴染のオユキさんが板橋の料理屋に奉公して居るから一寸訪ねると云



つて居ました」と云ひ足した。

清水と云ふのは松田等と共に小笠原が窃盗を働いた時の共犯の一人清水二郎で、其の頃埼玉刑務所に收容されて居た。又オユキと云ふのは清水の情婦遠藤ユキのことである。

兩刑事は之に一縷の望を繋いで板橋町に行き、オユキの所在を捜査して見ると、同人は板橋町字平尾八百九十八番地料理店藤正事、松澤正三郎方に居る事が判つた。刑事達はオユキを呼んで小笠原の状況を聞いた。

「小笠原さんは二月七日頃と三月八日の二度私を訪ねて呉れまして四方山の話をしました。居る所なんかは聞いては居ません。」と云ふのが彼の女の答であつた。そして成るべく口敷をさかぬ様にして要領を得させまいとする様な態度が見える。けれどもそ



小笠原 動

んな事で甘く追ひ歸される様な刑事達ではなかつた。二人は代る代る話を核心に引き込んで行く様にして、彼の女の口から次の様な事實を手繰り出した。

「あゝ思ひ出しましたよ。小笠原さんは何でも神戸の何とか松町と云ふ所で、株屋をして居りますそうです。……何松町だつたか忘れましたが松が付く町です。」

「そうか。まあそれはよいとして、小笠原から手紙か何か来て居るだらう。それをお見せ。」

「うゝえ、……」と云つて首を振つたが、何だか語尾が濁つて聞えた。

「おいオユキさん、手間を掛けちゃいけないよ。僕等はも前の所へ小笠原から手紙が来て居るのをちやんと知つて居るんだ。匿しちや困るじやないか」

怖えた様な目で二人の刑事を偷見する様にして居たユキは、到底匿し切れないと観念したものと見えて、鏡臺の抽斗から一葉の端書を取出して来て刑事達の前へ差出した。

「匿して居てすみません。小笠原さんから来ましたのは此の端書一枚です」

二人の刑事は直ぐに此の葉書を取上げて見た。差出人は「梅田驛にて清川實」としてあつた。裏面の要件は別に變つた事は書いて居ない。だが小笠原動は神戸地方で清川實と偽名し、株屋をし居ると云ふ臆ろげながらの事情を明かにする事が出来たので、二人の刑事は一先づ日比谷署に引揚げて其の赴を署長に報告した。



権名、山田の二刑事の苦心に依つて、小笠原動が犯罪前後に上京して居た事、清川實と偽名して神戸邊に株屋をして居る事、犯罪手口が似通つて居る事、等からビルディング荒しの嫌疑が濃くなつて來た。二人の刑事は其の日暮へ歸ると直ぐに行政区劃便覽を調べて見ると、兵庫縣須磨警察署の管内に神戸市板宿飛松町と云ふのが見當つた。二人は同時に「あゝ此の町だ」と叫んだ。

其の夜田村日比谷警察署長から兩刑事に「兵庫縣へ出張して小笠原動に関する捜査をせよ」との命令が出た。兩刑事は速だしく旅装を整へ、其の夜の八時十分發下關行特急列車に乗込み、兵庫縣須磨驛へと出發したのであつた。

## (二)

三月十三日午前九時三十七分汽車は須磨驛に着いた。刑事は直ぐに須磨警察署へ出頭して署長に出張の用件を述べ、應援方を依頼して置いて飛松町受持の板宿巡查派出所へ赴いた。

二人の刑事は受持巡查と共に戸口調査簿を片づ端から繰つて行くと、清川實と云ふ一戸があつた。肩書には、兵庫縣神戸市板宿飛松町二丁目三十一番地で、本籍東京市本所區表町五十七番地平民戸主多吉長男投機業とあり、内縁の妻上原政子(二六)と共に大正十四年十二月中から引續き居住して居ると云ふ事が明かとなつた。そこで清川と名乗つて居る小笠原動が、果して居るか居ないかを確かめる必要があつたが、土地不案内の警視廳刑事が直接行つて、彼等に刑事だと覺られる様な事があつては困る

から、受持巡查に依頼して、其の附近の戸口調査をする様な風をして調べて貰つた。ところが清川は確かには居ると云ふ事が判つた。権名、山田の二刑事は直ぐに清川の寓居を訪れた。其所へ應接に出て來たのは妻女らしい氣の利いた風の女であつた。

「私は大阪驛前の株式店の店員ですが、株式取引の事で御主人に御面會したいのです……」と刑事は丁寧に來意を告げた。

女は一旦奥の間に這入つて何かひそ／＼と囁いて居たが、間もなく店の間に出て來て。

「主人は今の先知人の許へ用足しに出ました。間もなく歸つて來る事と思ひます。どうぞお上りになつて暫く御待ち下さいませ」と座布団を進めたり、茶を出したりした。

刑事はちつと其の女の舉動に目を付けて居た。どうも刑事だと感付いて居るものゝ如く、何となく落付かない素振がある。二人は進められるまゝに上り框に腰を下し、茶を飲みながら殊更に株式に係した事を中心にして四方山の話に紛らかし、約四十分間も待つて見たが、小笠原は歸らなかつた。何だか様子が變なので二人は打合せをする必要が出來た。

「それでは午後には又伺ひます」

二人は一旦同家を辭して外に出た。妻女は刑事等を門前迄見送つて來て、其の行く方向を見定めて門内に入つた。「彼奴は餘つ程注意の行届いて居る奴だね」と二人は囁いた。それに刑事が同家に入つた



時も歸る時も、門前には恐ろしくよく吠へる番犬が居つた。二人は故意に派出所の方向とは反對の道を選び、大廻をして須磨警察署へ引き揚げた。

須磨警察署には同署勤務の小堀刑事が待ち受けて居た。二人は同刑事と協議をして、小笠原取押への方策を練つた。

其の夕刻、雨中を幸に山田刑事は人力車に乗り、小堀、椎名の二刑事は其の後から尾行して小笠原の居宅に近付き、左右から一齊に飛び込む手筈で再び同家を訪問した。が其の時には表入口の錠前を掛けて家内は全部外出して居た。仕方がないので刑事達は又須磨署へ引返して又々協議をした末、同家の附近で張込をする事にした。

張込んで間もなく妻女と女中らしい女とは、六七歳位の女の子を連れて歸つて來たが、小笠原は夜に入つても歸つて來なかつた。彼は刑事に綱を張られて居ることを感附いて歸つて來ないのではなからうか。若しそうだとすると今夜雨の中で張込んで居ても彼が戻つて來る見込はない。いつそ今夜は張込を解いて、明日の夜明に張込を襲つた方が得策だ、とも考へられた。そこで二人の刑事は其所から數町離れた宿屋へ一旦引き揚げることにした。

其の夜宿屋では二人の刑事が、「小笠原は我々を刑事と感附いて居るのだから、茲數日は何處かに身を潜めて居て、我等の行動を見届けて居るものとも思へるから、明早朝同家へ訪ねて行くのは反つて不

利だから、明日は夕方から同家附近へ張込む方がよからう」と相談が一決し、其の夜は一先づ寢に就いた。

十四日の夜は明けた。午前九時頃の事、板宿派出所の受持巡査が刑事達の宿屋へ遽しく駆け付けて、小笠原の一家は昨夜の内に夜逃をして仕舞つたことを告げた。

「しまつたッ」と同時に叫んだ二人は、ばねに弾かれた様に起ち上つて同家へ駈せ付けた。小笠原の家は堅く戸を閉ざされて、昨夜の犬が烈しく吠へ付くのみであつた。

刑事は受持巡査の立會で、同家の内外を詳細に調べて見たが、手懸となる様なものは一つもない。唯庭の先、座敷の隅に僅かな紙屑が散らばつて居るのみで、家財道具は全部運び出されて居る。ふと雨上りの門先を見ると車の轍の跡がきれいに印されて居る。「荷物を運んだ車の轍だ」と直ぐに其の轍を辿つて進んで見ると、交通頻繁な大通に出て其の轍は縦横に行き交ふ幾百の條痕に消されてしまつて居る。

椎名刑事は其の轍を追つて大通に出た。刑事は見失つた條痕を恨めし相に眺めながら思案にくれて居る時、何者とも知れず獨語する聲を聞いた。

「しま〜し〜。清川の奴に炭代を懸けられた。」

椎名刑事は其の男の方を見た。それは或る炭屋の前で、聲の主は主人らしい男であつた。椎名刑事は其の男の側へつか〜と進んだ。



「聞けばお前さんも清川に懸けられた相だが、私は東京の刑事で清川に用があつて来て居るのだ。就ては、清川の荷物を運んだ引越車や運搬人夫は何所から雇つたか、町内の案内をよく知つて居るあなたの手で調べて貰つたら非常に助かるのだが」と頼み込んで見た。炭屋の主人は之を承諾した。刑事は其の大通に沿ふた米屋、薪炭屋、酒屋等で夫れとなく清川の様子を探つた。ところが清川方から二丁位離れた酒屋の主人はこんな事を話して呉れた。

「清川方の筆筒は、此の先の牛乳屋大川重太郎さん方に預けた様子ですよ」

権名刑事は山田刑事と共に、飛松町二丁目十五番地の牛乳店大川重太郎方へ行つて主人を呼んだ。

「私達は東京の警視廳の刑事だが、お前さん方に清川實の家財道具を預つて居られるそうだね」と尋て見た。

「はい、實は私方にお預りして居ります。清川さんは私の得意先で、以前に多少お金を用達して、あります。昨夜遅く清川さんが見えまして、今度急に大阪へ行く事になつたから、借金の代りに筆筒を引き取つて呉れと申されますので、取あへず引取りました様を譯で……」

「清川等は何所へ行きましたか」

「一向存じません。昨夜十一時半頃、須磨驛から行先も話さず汽車に乗つて立ち去りました」

此の對話の間に刑事の眼は庭先の下駄箱に注がれた。それは昨夜小笠原方に置いてあつたものだ。

権名刑事は立ち上つて其の下駄箱の蓋を明けて見た。中には他所行らしい女下駄や男の靴が一杯に詰まつて居る。これから考へて見ると、小笠原の家族が高飛をしたものとはどうも受け取れなかつた。それと思ひ合すと最初から主人の挨拶には如何にも怪しい點がある。刑事は屹となつて主人を睨んだ。

「おい君、虚言を云つちやあ困るよ。下駄箱にはちやんと足許は揃つて居るじやないか。どうだ、大抵で本當の事を開かせて呉れないか」

主人は蒼くなつた。暫く刑事の指す下駄箱をぢつと見詰めて居たが、もう匿しても駄目だと觀念し、たらしく頭を下げた。

「どうも旦那方をだまして洵に相すみません。實は昨夜清川の家族が道具を運んで來まして匿して呉れと申しますから、つい心安だてに承諾しまして私方へ泊めました。清川の家内は只今二階に居りますが、清川は私の妻と共に家を探しに出ました。追付け歸つて参りましょう。」と云ふのであつた。

二人の刑事はやつと安心して約三十分位其處に張込んで居ると、大川の妻女フサ(二八)は只一人で歸つて來た。そこで小笠原の居る所を尋ねると、

「實は私方へ歸るのはもう危険だから何所かへ妻を匿すのだが、家内を呼んで來て呉れと云ふので私が呼びに歸つたのです。清川さんは大手停留所の附近で待つて居るのです」とのことであつた。

二人の刑事は大川の妻を道案内として、其所から十四五町もある大手停留所へと向つた。小笠原は彌



が上にも用心して、停留所から二三丁も北の方の廣々とした野原の中で四邊に目を配りながら佇んで居る。彼は夏「トンビ」を羽織り鼠色の中折帽を被つて居る。刑事は物蔭から彼の姿を確めて大川の妻に一計を授けた。

「お前さんは之から清川の傍へ行き、甘く話をして彼と電車軌道の踏切を通り、人家のある方へ連れて来て下さい。僕等はこちらから電車で行くから」

大川の妻は惟々として小笠原の方へ歩いて行つた。刑事等は直ぐに板宿停留所から明石行の電車に乗り、大手町停留所から二丁位手前の所で、電車から飛び下り様に疾走して、大川の妻と話し合ひながら歩いて来る小笠原の前後を擁し、有無を云はせず取り押へた。

彼は其の時丸の内三菱第二十一號館内の鹿島造林事務所で窃取した、フランス製白金象眼入彫刻浮出模様兩蓋の金側懐中時計を所持して居たので、二人の刑事は凱歌を擧げて須磨警察署へ引き揚げた。

## (三)

小笠原勤の本籍は北海道旭川市四條通九丁目右四號にある。少年時代は相當な家庭に人となり、中學四年を修了して居る。十九歳の頃から雜貨店に奉公し八年間も勤続して居るが、二十六歳の頃から或は株式仲買店に、或は會社事務員に、大阪東京内を轉々奉公し、株式取引に經驗が出来たので獨立して株屋を始めたが失敗した。以來彼は終に良からぬ道に這入る様になつたものである。

彼は東京市に在住中、丸の内の會社で小窃盜をして小島刑事に擧げられた事がある。其の時は起訴猶豫が何かで釋放された。

大正十二年の大震災に彼は上方へ避難し、それから後は京阪地方で「ビルディング」荒しを働いて居る内に大阪で檢舉され、大正十三年五月二十日大阪區裁判所で窃盜罪に依り懲役一年に處せられて服役した。

出獄後は、東京で馴染んで居た洲崎邊りの元娼妓西山ヤエと神戸市板宿の飛松町に小奇麗な住宅を借り受け、女中を雇入れ、清川實と偽名して表面は株式仲買業を装ひ、大阪、名古屋、東京等の「ビルディング」にある會社事務所等専門の窃盜を働き、其の金で贅澤な生活を営んで居るものであつた。初め刑事が小笠原の住所を訪れた時に應接に出て來た一癖ありげな女は、上原政子と名乗つて居る小笠原の情婦西山ヤエであつたのだ。

彼が「ビルディング」を襲ふ時には、他の窃盜犯の様に澤山の道具を携帯しては行かない。彼は犯罪の直前、其の邊の金物屋で三徳金錠を一挺買求めて之を持つて這入つて行く。仕事を終ると其の金錠は直ぐに棄て、しまふのだ。

彼は如何なる金庫でも大抵は開けてしまふ。先づ金庫の錠の前に立ち、靜かに錠穴のある金具に手を當て、緩かに廻して居る。恰度都合のいい所へ其の金具が廻り付くとガチリと手應へがある。そうするともう占めたもので、彼は唯一挺の金錠を使ふのみで、大して錠前も傷つけずに開けてしまふ事が



出来る。其の手際は極めて巧妙なものである。

彼が阪神、名古屋、東京等で窃取した金品は、其の総額は検擧されたもののみで實に三萬五千五百八十二圓七十五錢に上つて居る。

次に彼が敢行した犯罪事實の一端を摘記して見よう。

(四)

大正十四年十月十七日午後八時頃、大阪市東區伏見町二丁目二十番地澤野「ビルディング」二階十七號室の「ビルブローカー」稻葉庄治事務所入口の錠前を、金錠と捻廻しとで開いて室内に侵入し、机の上に置いてあつた手提金庫二個を破壊して、在中の現金六十四圓、額面二千圓の爲替手形一枚、外預金證書株券等三枚額面二千五百圓と瑪瑙の認印一個を窃取した。

同年十一月二十二日午前十時頃、神戸から汽車で大阪に到り、其の日の午後一時頃、大阪市東區北濱町一丁目二十番地北海「ビルディング」の四階二號室の扉を金錠で開き、西室株式会社大野竹次郎事務所の手提金庫の錠前を破壊して、大阪合同紡績會社の株券額面五十圓のもの三枚を窃取し、更に同所東室の公債店、株式會社三日生商店事北島忠一方の金庫を破壊し、在中の現金四十圓と郵便切手収入印紙等取り交ぜ十圓位を窃取したものである。

大正十五年二月五日午後一時五十分神戸發列車で上京し、翌六日午前八時着京して市内を徘徊し、其の夜は吉原遊廓へ泊り込み、其の翌七日は日曜日で各「ビルディング」が不在であることを奇貨とし、其の日午前八時頃、芝區芝口二丁目の新橋「ビルディング」二階に上り、東京醸造株式會社事務所入口の扉を金錠で破壊して忍び入り、封筒に入れてあつた額面三百五十圓の約束手形一枚外十六圓ばかりの雜品を窃取した。

其の日午後三時半頃、日本橋區本石町山口銀行「ビルディング」に行き、四階から七階迄の各室の扉を金錠で開き、七階一號室の竹田石油店事務所では積重式文書容器の中に置いてあつた手提金庫を破壊し、在中の現金百二十圓を窃取し、同六階二號室株式會社武田長兵衛商店新藥部事務所では、机の上にあつた手提金庫を破壊して現金三十七圓八十錢外十六圓相當の雜品を窃取し、同六階四號室の合資會社東家商店半野賢造事務所では手提金庫を破壊し、小切手二枚額面百二十六圓を窃取した。

同日午後五時三十分頃、麴町區有樂町一丁目一番地三菱仲通六號館の三階七號室株式會社東京「ビルブローカー」堀川寅次郎事務所入口の扉を破壊して侵入し、金庫二個を破壊し、在中の國際信託株式



會社十株券額面五百圓のもの十五枚、總額七千五百圓相當のものを窃取し、大型筆筒の錠前を破壊して九十三圓の損害を與へた。

二六二

同日午後六時三十分頃、麴町區有樂町三丁目一番地の福徳「ビルディング」二階九號南洋郵船會社入口錠前を破壊して侵入し、切手箱に納めてあつた郵便切手収入印紙等取り交ぜ十圓位のもの、現金三圓を窃取し、其の夜東京驛發列車で神戸の自宅へ逃げ歸つて居つた。

大正十五年三月五日午前九時五十分發列車で須磨驛を發し、今度は名古屋に下車して市内で金錠一挺を買ひ求め、其の夜同市中區新榮町三丁目二十九番地陸田「ビルディング」四階五十七號高田商會の入口扉を破壊して侵入し、机の上にあつた金品を窃取して其の場を逃走し、同夜愛知縣廳附近の工事場の事務所に金庫を置いてあるのを見付け、金錠で之を破壊して現金二十圓、額面五百圓の株券三枚を窃取し、其の夜十一時五分名古屋發の列車で東京に向つた。

三月六日午前八時十二分東京驛着列車で上京した小笠原は、其の日は市内を徘徊して侵入に都合のよい様な「ビルディング」を物色して置き、其の日午後五時頃、日本橋區吳服町二十二番地吳服橋「マ

ケット」二階五十八號室米穀肥料商河田四郎の事務所に侵入し、同所の机の上に置いてあつた十二圓位する寫眞機一臺を窃取して其の場を逃げ出し、同日午後五時四十分頃、日本橋區元大工町十二番地日本橋「ビルディング」二階双龍社の錠前を破壊して忍び入り、室内にあつた手提金庫を破壊して在中の現金三百九十圓五十九錢と復興債券二枚を窃取し、同館三階一號室關西製鋼會社の入口扉の錠前を破壊して忍び入り金品を物色したが見當らずに逃走した。

其の翌七日は日曜日、各會社銀行は皆休業して居た。それは小笠原に取つては此の上もない書入日であつたのだ。

其の日彼は例の通り一挺の金錠を用意して、麴町區有樂町一丁目三菱第二十一號館裏口から侵入し、一階から三階迄の各室扉の錠前を破壊して金品を物色し、新潟鐵工所事務所で金庫を明けて見たが金も品物もなかつたので、社員田村喜代人の洋傘一本を、三階六號室鈴木商店事務所では机の抽斗から郵便切手十五圓位を、三階三號室合資會社豐商會鐵板製戸棚の錠前を破壊し、更に事務所にあつた鉄を以て各抽斗の錠前を破り、其の中を探して見たが目星しい品物がなかつたので其の室を出で、同二十八號室遠藤合資會社の洋式錠前を破つて侵入し、又同二十七號室盛興商會の室内机上に置いてあつた機關筆、現金、寫眞機等約參百六十圓程のものを、同十九號鹿島造林事務所に侵入して時價百圓位の佛



國製白金象眼入金側兩蓋懐中時計一個と、額面千圓の会社の保險證券を、同二十二號帝國飛行協會内では戸棚に置いてあつた「サック」入双眼鏡五個三百四十一圓に相當するものを、同十九號室都商會事務所内の机の抽斗から第三十四銀行の株券四枚價格千圓と委任狀とを、同十四號室丸の内商事會社事務所にては現金百圓外二點を、何れも窃取して同館を逃走し、

◇ 其の日午後一時三十分頃麴町區八重洲町一丁目一番地久原「ビルディング」に忍び入り、同様の方法で各室扉の錠前を破り、三階二十一號室三菱商會では現金九圓五十錢を窃取し、

◇ 同日午後三時頃には麴町區有樂町一丁目二番地三菱仲通四號館に忍び入り、同様の方法で各室を探索して見たが何物も窃取せずには逃走し、

◇ 同日午後三時半過には麴町區有樂町三丁目一番地の福徳「ビルディング」に忍び入り、同様の方法で各室を物色したが金品を發見しなかつたから同館を逃げ出し、

◇ 同日午後四時半頃、京橋區銀座尾張町一丁目一番地の第八十四銀行「ビルディング」に忍び入り

同様の方法で各室を物色し、二階の杉村信近事務所で収入印紙三十四圓を窃取し、

◇ 同日午後六時日本橋區通三丁目五番地高熊「ビルディング」に同様の方法に依つて忍び入り、各室を物色し、四階四〇二號の三浦商會内の手提金庫を破壊して現金十七圓十九錢を窃取し、

◇ 同月八日午後七時頃、麴町區永樂町二丁目一番地の大川田中「ビルディング」に同様の方法で侵入し、各室を物色して廻り、鳳城炭鑛株式會社事務所の戸棚の錠前を破壊して、其の中に納めてあつた現金二百二十四圓五十八錢と同社の株券三十一枚其の額面額一萬五千五百圓、その他小切手等總計一萬八千二百五十七圓九十三錢に相當する金品を窃取して逃走、其の夜の内に東京驛から下り列車に乗つて神戸の自宅へ歸つてしまつた。

◇ 彼は窃取した現金は生活費其の他に殆ど使ひ盡して居たが、其の他の物品の大部分は自宅に隠匿して居るのを發見して被害者に還附することが出来た。

本件檢舉に當つて功勞のあつたのは椎名、山田の二刑事巡查を主として、その他日比谷警察署の司法主任谷内警部補、同署の小島、稻生、原、野崎の各刑事巡查等であつた。



## 二、山菓子香眞の窃盗(京都)

- 一、京阪地方で富豪や名士の葬式がある毎に、山菓子の盗難がある。  
 二、喪主の出した會葬御禮の挨拶状が戻つた所から足が付く。

## (一)

近畿地方には富豪名士の葬儀があると、山菓子だと云つて郵便切手、はがき、電車の回数券等を喪主から會葬者に配る習慣がある。京都府下では大正十三年頃から名ある人の葬式がある都度、香眞や山菓子の盗難が頻々として發生した。府警察部刑事課は固より、府下の各警察署は極力犯人の檢舉に努めたが、犯行頗る巧妙機敏で、容易に犯人を逮捕する事が出来なかつた。

大正十五年七月下旬のこと、京都市上京區烏丸通丸太町上る商品切手ブローカー烏丸ハウスで、京都市電の回数切符を馬鹿に安い値で賣つて居ると云ふ風評があつた。府刑事課では直ちに同所に刑事調査を派して取調をさせて見ると、其の回数券は山菓子の盗難品だと云ふ事を確める事が出来た。然し其の賣主は住所氏名を出鱈目に云つて居るので、如何に捜査しても更に犯人の端緒を得る事が出来なかつた。

茲に於て、捜査の方針を改め、先づ被害者の方から絲を手繰らうと云ふ事になり、京都市役所の電車課で、葬儀用山菓子として電車回数券を一時に多數買入れた者を調べ、之に依つて市内は勿論、隣接した郡部迄百數十戸へ専任刑事調査二名を派遣して、大凡一ヶ月に亘つて調査をさせた。所が届出で、居ない香眞の現金、時計、其の他の貴金屬、電車回数券、等の盗難が随分澤山にある事を發見した。そこで之等の被害者方で、盗難當時の模様を聞き合して見たが、何分混雑最中の事ゆゑ、何時の間にもどんなにして盗まれたのか、一向に記憶がないと云ふ所のみであつた。

が中で只一つの手掛りとなる事があつた。失れは何所も同じ様に、葬儀が終わると喪主から弔問者や會葬者へ挨拶状を出して居る。其の中に「届先不明」と云ふ附箋が附いて戻つて來て居るのが大抵二三枚はある。中でも市内烏丸通今出川上る北村信次郎と云ふ者に宛てた挨拶状が、香眞盗難に罹つた數ヶ所へ戻つて居るのを發見した。而も各被害者の宅へ残して居る名刺は何れも同一のものだ。之等から考へると、愈々犯人は北村と名乗る男に相違ないと云ふ見當が付いた。そこで其の肩書地で精密に調べて見たが、そんな名前の者は居なかつた。しかたがないから又々捜査方針を變へ、現行犯を逮捕しやうとする計劃を樹て、之が捜査に専従して居る刑事數名を、各所の葬式に會葬者の様に装つて入り込ませ、張込捜査に當らせた。

## (二)



大正十五年八月二十六日には、智恩院の山内で京都市上京區烏丸通丸太町上る露木竹次の葬式があつた。會葬者の様な顔付をして張込んで居る刑事が、今日こそはと四方に注意の眼を光らせて居るとも知らず、香奠受附や山菓子配付係の附近をうろ／＼して居る一人の怪しい會葬者があつた。

「もし、貴方一寸……」と云つて刑事は其の男を物蔭へ呼び出し、調べて見ると答辯が甚だ曖昧だ。彼は長瀬文雄と云ふ者であつたが「北村信次郎」と印刷した名刺を四五枚も持つて居る。

「此の名刺は一體どうしたのか」と尋ねて見ると、拾つたのだとか、住所氏名を知らぬ男から道で貰つた、等と出鱈目ばかり云つて容易に事實を云はなかつた。已むを得ないから其の承諾を得た上で家宅搜索をして見たら、同人宅から財布、褌口、手提袋等が三四十個も出て來るし、金銀側の懐中時計が三個、北村信次郎其の他好い加減な名前名刺を箱入七個も發見した。之等の品を突き付けて嚴重に取調べたので、強情な彼も終に包み切れず、犯罪事實と其の共犯者とを白狀した。

共犯者と云ふのは、大阪市北區河内町二丁目窃盜詐欺前科四犯北村信次郎(三〇四)同市東淀川區十三西の町窃盜詐欺前科四犯神村順吉(四九)同市東淀川區本庄村窃盜詐欺前科三犯岩橋仙太郎(四九)同市東淀川區本庄町西村寅次郎(三二)同所小川國太郎(三三四)同市北區茶屋町北村イソ(六二)同市北區茶屋町中村市太郎(二四)京都市上京區上立賣通室町上る窃盜詐欺前科一犯齋藤安次郎(三二)同市上京區上立賣通祥福寺東入窃盜詐欺前科一犯長瀬文雄(四六)同所長瀬らく(四一)兵庫縣武庫郡鳴尾村酒井磯太

郎(二九)等の十一名で、酒井、中村の二名を除いた外は十月十八日迄に何れも檢舉した。

彼等は各地方の新聞廣告で富豪や知名な人士の葬式がある事を知ると、電報又は電話で互に通知し合ひ、喪主になる者の地位身分又は資格を考へ、或る時はモーニングコートにし、又或る時は羽織袴にする等、夫れ相當な服装を整へ、四五人が一時に葬儀場へ入り込み、出棺時刻や弔問客が混雑をして居る最中を利用し、座敷へ上り込んで手當り次第に窃取したり、又掻拂をして居たものであつた。

彼等は斯様にして京都、大阪、和歌山、兵庫、奈良、滋賀、福井、愛知、岐阜、三重等二府八縣下に涉つて荒し廻り、其の被害件數百二十餘件、金高は實に四萬二千八百九十四圓九十錢に上つて居た。

### 三、關東東北地方を荒した偽刑事(千葉)

偽刑事犯人……………福島才治

- 一、張込の網に掛つた偽刑事、荒した場所は一府十縣に跨る。
- 二、道路で自轉車を捕へ、身體検査をして金と自轉車を奪ふ。



大正十四年十一月頃から關東、東北地方の數府縣に亘り偽刑事が出沒して、金品を卷上げられる者が續出した。其の男は鼻下に美しい八字鬚を蓄へた好男子で、身には脊廣服を着込みオーバを纏ひ、如何にも刑事巡査らしい風彩と態度とをして居た。

彼の手口は、田舎の街道で通行人、殊に自轉車に乗つて居る者等に出會つた時に呼び止めて、

「自分は何々警察署の刑事巡査何某と云ふ者だが、一寸取調べたい事があるから……」と云つて相手方の身體検査を行ひ、相當額の金を持つて居ると之を提供させ、其の邊の民家へ連れて行き「僕は警察迄行つて来るから此の自轉車を借りて行く、又身柄は御主人に於て暫時預つて置いて貰ひ度い。」と其の男の乗つて來た自轉車に乗つて逃走してしまふのである。

千葉縣警察部でも、附近の府縣から其の犯罪手配を受けて居たので警戒の網を張つて居た。ところが大正十五年一月十五日から同月二十九日迄の間で、同縣下東葛飾、印旛の兩郡に跨り、前後六回に亘つて斯の種の犯罪が発生した。此の犯人は勿論隣府縣を荒して居る偽刑事と同一人だと認められたから、縣下各警察署に下命して、警戒と檢舉に一段の注意を拂はせて居た。

折柄一月二十一日午後三時頃、印旛郡木下町宇平岡地先の堤防縣道を、茨城縣稻敷郡高田村宇桑山の農夫岡野四郎(三〇)が、自轉車に乗つて通行して居るのを呼び止め、

「俺は木下警察署の刑事巡査だが一寸調べ度いから……」と云つて附近の空家に迷込み、身體衣服

を搜索して、所持金二十二圓四十二錢と時價三十圓位の金側懷中時計一個を取り出し、

「此の時計と金に不審の點があるから警察で取調べて来る。警察へ行って来る迄此の自轉車を借りて行くから……」と云つて、岡野所有の時價七十五圓位する自轉車に乗つて木下町の方角へ疾走した。

金は取られ自轉車には乗つて行かれ、まるで狐にでも欺された様な顔をして暫く待つて居た岡野は刑事と名乗つた男が中々戻つて來ないので、何だか不審だと思ひ出した。岡野は木下警察署に出頭して其の旨を届け出た。

「チエッ！又やられたか！」

警察署では刑事達が地圖駄を踏むで口惜しがつた。がじつとしては居られないから直ぐに犯人の足取に取り掛つた。其の時は犯人は既に其の自轉車を木下停車場構内に乗り捨て、上り列車に乗り込み吾孫子方面へ逃走した後であつた。警察署は直ぐに關係地の警察署へ手配をすると共に、同方面へ刑事を派して追跡したが、遂に發見する事が出来なかつた。

越へて一月二十九日午後二時半頃、印旛郡八生村宇山口の地先縣道を、八生村宇大竹の農夫竹尾征一(三二)と云ふ者が自轉車で通行して居ると、例の偽刑事が呼び止めた。

「オイッ、一寸待て！俺は成田警察署の刑事巡査だが、一寸取調べたい事があるから其所まで同行して貰ひ度い。」



それが如何にも刑事らしい口調である。竹尾はちづ／＼しながら彼に尾いて、とある民家へ連れ込まれた。其の家の主人も、何だか気味悪い落付かぬ様な顔をして座布団等を出した。

彼は徐ろに竹尾の身體検査をして、所持金三十五圓七十錢を引き出した。

『どうも此の金が不審だ。就ては警察署へ歸つてお前の身元を調べて来るが、夫れ迄此の家を出ると犯罪者として君を扱ふから……又此の自轉車は僕が警察へ行つて来る迄借りるから……』と云つて悠揚として竹尾の乗つて来た新しい自轉車に乗り、其の儘成田の方面へ逃走してしまつた。

竹尾は何だか彼の舉動に怪しい所がある様な氣持がしたから、直ぐに所轄成田警察署へ届け出た。

成田署では『ソレツ！逃げ路を塞げ！』と、速刻隣接佐倉警察署へ電話を以て手配をした。佐倉警察署では直ぐに夫々警戒網を張つて犯人の引つ掛るのを待つて居た。

それとも知らぬ犯人は、圓々しくも佐倉警察署の前に疾走して来た。

警察署前の十字路附近に張込んで居た佐倉警察署詰の巡查増田光次、同武田金次の二人は、次から次へと馳けて来る自轉車と乗つた主とを、一々手配の特徴人相等と照し合して注意して居た。所へ勢よく疾走して来た新調の自轉車乗は八字鬚の美男子であつた。二人の巡查は眼と眼で合圖をして其の自轉車の行手を遮つた。

「待てッ！」

ギョツとした様な風で自轉車を止めた其の男は、目早く四邊を見廻した。既に眼光の鋭い二人の男に前後を取巻かれて居る事を知つた其の男は、素直に帽子を取つてお辭儀をした。矢つ張り偽物の刑事は本物の巡查の足許へも寄れなかつた。彼は其の場から佐倉警察署へ引かれて行つた。

(三)

警察で取調べた所に依ると、此の偽刑事は名を福島才治(三七)と云ひ、新潟縣中頸城郡高城村字五分で生れ、長野縣下高井郡平穩村字湯田に本籍がある。其の住所は一定して居ない。高等小學校卒業後藥種商賣藥行商等をした事があるが、性怠惰で酒食に耽り、素行の修まらない不良者であつた。彼は軍法會議で横領罪詐欺罪逃走罪等に依り三回處分を受け、大正十二年十月二十日山形地方裁判所酒田支部で、詐欺逃走罪に依り懲役一年六月に處せられて居る。

彼が自ら語る所に依ると、素行が修らない爲に妻に逃げ出されてから自暴自棄となり、生活に困つた揚句横領詐欺等の罪を犯しつゝ諸方を徘徊して居た。彼は大正十一年中、山形警察署で拘留處分に付されて居る際、看守巡查の際を窺ひ逃走したが、其の時或る民家へ飛び込んで、「犯人を追跡して居る刑事巡查だが此の風體ではどうも都合が悪い。何か變装するに格好な衣類はないか」と云つて印禅天等を騙り取り、逃走に大變便宜を得たのみならず、其の際同家から町重な待遇を受けた。其の快感が忘れられなかつた彼は「之れから偽刑事になれば仕事をすると都合が良い」と思ひ付いたのが、今度の犯罪手



段の動機であつた。

彼が大正十四年十一月頃から大正十五年一月逮捕される時迄、秋田、山形、福島、栃木、茨城、新潟、長野、群馬、埼玉、東京、千葉等の一府十縣に跨り、偽刑事で詐欺窃盜の罪を犯した件数は、自供したものゝみで七十四件、此の金額三千三百三十圓四十六錢に上つた。其の中で主なる數件を次に掲載して見よう。

大正十四年十一月中旬の事だ。午後三時頃秋田縣秋田市の停車場前居酒屋に、年の頃三十六七位の商人風の男が酒を飲んで居た。此奴鈍問らしいと目を付け才治は同人の側に立寄り、刑事の様な風をして「オイ、用事があるから一寸來い」と連れ出し、人通の少ない露路に引つ張り込み「俺は秋田警察署の刑事調査だが、お前に對して取調べたい筋がある」と云つて身體検査を爲し、同人の所持金約百四十圓入の財布を調べ「此の金は取調の必要があるから押収する」と云つて取上げてしまつた。其の男は驚いて「そんな無茶な事はない」と云ひながら取還せうと掴み掛つた。彼は暫く格闘した後、其の男を突き飛ばして其の場を逃走した。

大正十四年十一月十六日午後一時頃、才治が山形縣新堀村字木川の地先道路を通行して居る時に、

同村中條與一(二二)が通り合した。彼は刑事だと云つて之を呼び止め、同人の懷中を搜索し所持金百九十二圓四十錢と郵便貯金の通帳、實印等を「不審の點があるから預つて置く、兎も角警察署で照合して見るから歸つて居れ」と云つて取上げたまゝ逃走した。其の通帳と實印は後に東京から餘目警察署へ宛て、小包郵便で送り届けた。

大正十四年十一月二十八日正午頃、福島縣安積郡桑野村南町の地先道路で、同郡大槻村字太田の農阿部寅二(四六)が自轉車に乗つて來るのに出合つた。彼は直ぐに之を呼び止めて「俺は郡山警察署の刑事調査だが一寸其所迄同行して呉れ」と云つて附近の人家に連れ込み、身體検査をした上、所持金九十二圓七十二錢と中古自轉車の時價十五圓位するのは「盜難品に酷似して居るから領置して置く、本日午後四時頃區長と同道して郡山警察署へ出頭せよ」と命じ、其の自轉車に乗つて逃走し、自轉車は同縣郡山市燧田驛前に置去りにしてあつた。

大正十四年十二月一日午後六時頃、彼は長野縣小縣郡川邊村字上田原地先の道路を同村字下の條層商商人田中休之一(六七)の通行中を呼び止め、同所の中村元徳方に同行し、「所持金百七十圓は盜難届出があつたものに似て居るから警察へ領置する。二三日して村長か又は村の駐在巡查の證明書を貰つ



て警察へ出頭せよ」と云つて其の金を騙り取つた。

大正十四年十二月六日午後六時頃、埼玉縣大里郡六幡村字柿沼地先の道路を同郡奈良村字下奈良の鳥屋、木村甚四郎（四九）が通行して居るのを呼び止め、「自分は埼玉縣廳に勤務して居る刑事巡査だが、君が持つて居る紙幣を取調べの必要があるから見せて呉れ」と云つて、同人の所持して居る現金百七十五圓を差出させ、「之は取調の必要があるから一應警察署へ持つて行つて照會して見る」とて其の金を奪つて逃走した。

大正十四年十一月十一日午後四時頃、新潟縣中頸城郡春日村字薄袋地先の鐵道踏切で、長野縣下水内郡太田村字大坪の紙商川原九市（三八）を見付け、取し易しと思つたかつかくと其の側に近寄り、「あゝ、俺は刑事巡査だが、一寸取調べたいから同行せよ」と云つて、其の附近にあつた山口與吉方へ連れて行き

「お前の職業は何か。」と訊問し出した。

「はい、私は紙商を致して居ります。」

それでは鑑札を持つて居るか？持つて居れば見せて呉れ。」

「へい紙屋に鑑札が要るのですか？一向知らないから持つて居ませんが……」

「鑑札も持たずに商賣をして居るとは不都合な奴だ……だが仕方がない。それでは取引の帳簿を出して見よ」

彼は如何にも怒つて居るらしい様子をして、其の帳簿を繰り返し集金先を調べた。

「大分集金をして居る様だが、帳簿と合ふか調べて見る。現金を其處へ皆出せ」

川原は妙な顔をしながら、財布の中から五十錢銀貨九枚、商品の中から三十二枚を出して並べた。彼はまた怪しいと云つた顔付で川原の身體検査をして、襯衣のポケット内から十圓紙幣二枚五圓紙幣一枚と、襦袢の隠の中から銀銅貨取交せて九十六錢を取り出した。

「あゝ、お前は不都合な奴だ。方々に金を匿して、お上を詐ると云ふ法があるか」と怒鳴りながら、川原の頬を續け様に二つ三つ撲り付けた。

「此の金は俺が職権を以て押收して置く。お前は此の金の取引先の證明書を取り、高田警察署で認めて貰つて今日中に直江津警察署へ出頭せよ」と云つたまゝ、其の金を奪つて逃走しやうとした。川原は追ひ縋る様にして、

「證明は必ず取つて参りますが、其の金は私が警察へ持つて行きますから……」と云つて返還方を乞ふた。



「貴様は俺を偽刑事か何かと思つて居るのか。俺は本物の刑事だが、俺を疑つて居るのか。」と怒鳴り付け、被害者が怯む姿を尻目に掛け、四邊を睨め廻して悠々と其の場を逃走した。

大正十五年一月二十二日午後三時頃、東京府西多摩郡霞村字今井地先の縣道を、埼玉縣入間郡豊岡町字黒須の酒造家高山安藏(三五)と埼玉縣入間郡入間川町の肥料商、武藤雪藏(二四)の二人が自轉車で通行して居るのを彼は呼び止め、附近の市川九藏方へ連れ行き、高山の所持金三百十五圓と武藤の所持金百十五圓は「不審の點があるから警察署へ行つて照會をして來る。又此の自轉車は警察へ行つて來る迄借りて置く」と云ひつゝ其の金を奪ひ、武藤の自轉車に乗つて逃走した。自轉車は使用の後、埼玉縣入間郡三ヶ島村字三ヶ島の地先に置き去つてあつた。

大正十四年十二月二十四日午後六時頃、栃木縣河内郡古里村字岡本の鬼怒川橋際で、同所通行中の同縣宇都宮市大工町玩具商大阿久喜作(二二)を呼び止め、附近の飲食店志島ハル方に同行し、所持金百二十一圓四十九錢の中には「偽造貨幣が混ちつて居るから取調べなければならぬ。お前は集金先から證明を得て警察署に出頭せよ」と云ひ残して其の金を騙取し逃走した。

大正十五年一月十五日午前十時頃、埼玉縣入間郡山田村字上寺山地先の道路で、通行中の山梨縣南都留郡船津村の甲斐絹商外川初五郎(三四)を呼び止め、縣高等課の刑事巡查だと云つて同所の帶津久義方に同行し、所持金百圓を出させて、「此の金には不審の點があるから警察署へ行つて調査をして來る」と云つて其の金を奪つて逃走した。

大正十五年一月十九日正午頃、埼玉縣南埼玉郡太田村字青毛の地先縣道で、通行中の同縣北葛飾郡權現堂村字權現堂の米穀商白石太吉(三二)を呼び止め、「自分は久喜警察署の刑事だが、窃盜の嫌疑があるから取調をする」と云つて同所の武井善兵衛方へ連れ込み、所持金三十五圓六十錢を取。上げ「此の金に不審の點があるから警察署へ行つて取調をして來る」として、同人の中古自轉車時價八十圓位のものに乗つて逃走した。其の自轉車は使用後南埼玉郡久喜町字久喜の地先に置き去つてあつた。

以上と初頭に述べた千葉縣下の二件等が、彼の犯罪の主なるものである。彼は、大正十五年二月十八日千葉地方裁判所で懲役五年に處せられた。

#### 四、郵便貯金の通帳偽造詐欺(茨城)



- 一、變造した貯金通帳で、預金の引き出しに來た男。
- 二、電話架設を種とする詐欺と紙幣偽造。
- 三、小爲替變造に依つて全国的に郵便局から金銭騙取。

(一)

大正十五年六月四日の午後二時頃、一人の紳士風の男が西茨城郡岩間町の岩間郵便局爲替係の所へやつて來て、陸軍技師高橋五郎の名義になつて居る現在高一千餘圓の貯金通帳を提出し、三百圓の拂戻しを請求した。けれども近來小爲替券や貯金通帳の偽造詐欺被害が随分あるので、逓信省の方から各郵便局に手配が廻つて居り、各局共警戒中であつたから、係員は注意して其の通帳を調べて見ると、不審の點があつたので、受持駐在逓査廣木忠右衛門に密告して來た。

廣木逓査は直ぐに郵便局へ行つて見たら、其の男は拂ひ渡が長引くのは怪しまれたものと思つたのか、其のまゝ郵便局を出て逃走したと云ふのであつた。逓査は局員から男の人相着衣等を聞いて直ぐに其の後を追跡した。都合よく餘り時間も経つて居なかつたので、其の男はまだ岩間の町内にうろ付いて居る所を、間もなく廣木逓査の手に取押へた。調べて見ると陸軍技師山中作造名義の郵便貯金通帳や、電話架設契約申込書、契約調査報告書、印鑑證明書、東京逓信局長名義の電話架設認可證、その他電話架設に關係した石版印刷の用紙數十枚を所持して居た。逓査は兎も角もと彼を笠間警察署へ引致した。

取調の結果に依ると、彼は本籍千葉縣東葛飾郡田中村大字花の井一、〇七三番地で、目下東京市牛込區築地町六番地に居住して居る吉田民彌(三四)と云ふ者であつた。彼は大正十四年六月から東京、京都、奈良、静岡、千葉、埼玉、群馬、栃木、山梨、長野、山形、宮城等の各府縣下郵便局で、山中作藏外數名の名義で貯金した通帳を變造し、前後十九回に涉り五千九百八十五圓を詐取した事實を自白した。之を一覽表にすると次の通である。

騙取した年月日	郵便局名	金額	偽造した人名義
大正十四年六月三十日	淺草馬道局	二五〇 <sup>円</sup>	三井物産會社 田中
同 年七月一日	東京府八王子局	六五〇	三井物産會社 田中
同 年七月二十七日	箱根湯本局	四〇〇	東京赤坂區 岡田要藏
同 年七月廿九日	群馬縣前橋局	五二〇	東京松坂屋 岡田要藏
同 年九月九日	静岡縣熱海局	二一五	東京芝區役所 收納係 加藤輝一
同 年九月二十八日	千葉縣港局	二六〇	同 人
同 年十月十四日	宮城縣松島局	二八〇	同 人
同 年十月十九日	栃木縣鹽原局	四〇〇	同 人
同 年十一月七日	長野縣輕井澤局	六〇	同 人



大正十四年十二月廿五日	山形縣南局	四〇〇	東京府立第三中學校 校友會	田中正一
同 年十二月廿六日	山形縣板谷局	一〇〇	同	同
同 年十一月廿七日	京都七條局	四〇〇	栃木縣師範學校 校友會	青木忠治
同 年十一月廿八日	奈良局	五〇〇	同	同
同 年十月十四日	宮城縣鹽竈局	二五〇	同	岡田要助
同 年十二月廿五日	宮城縣鳴子局	二三〇	茨城縣師範學校々友會	田中次郎
同 年十二月廿六日	山形縣赤湯局	四二〇	同	同
大正十五年五月廿九日	山梨縣上野原局	一〇〇	陸軍參謀本部陸地測量部	山中作藏
同 日	同縣四方澤局	二五〇	同部	高橋五郎
同 年五月三十一日	埼玉縣久喜局	三〇〇	同	同
計		五、九八五		人

彼の犯罪は之れのみならず、尙ほ取調べの進行に連れ、電話架設を種にした詐欺、紙幣偽造等の罪を犯して居ることを發見した。其の手段方法は次の通りであつた。

(二)

彼が郵便貯金通帳を偽造して詐欺を働く方法は、先づ初めに氏名を詐稱して二三十圓位の金を郵便局に貯金し、正當の貯金通帳を受取るのである。其の後十四、五日經つと一圓又は二三圓を残し其の

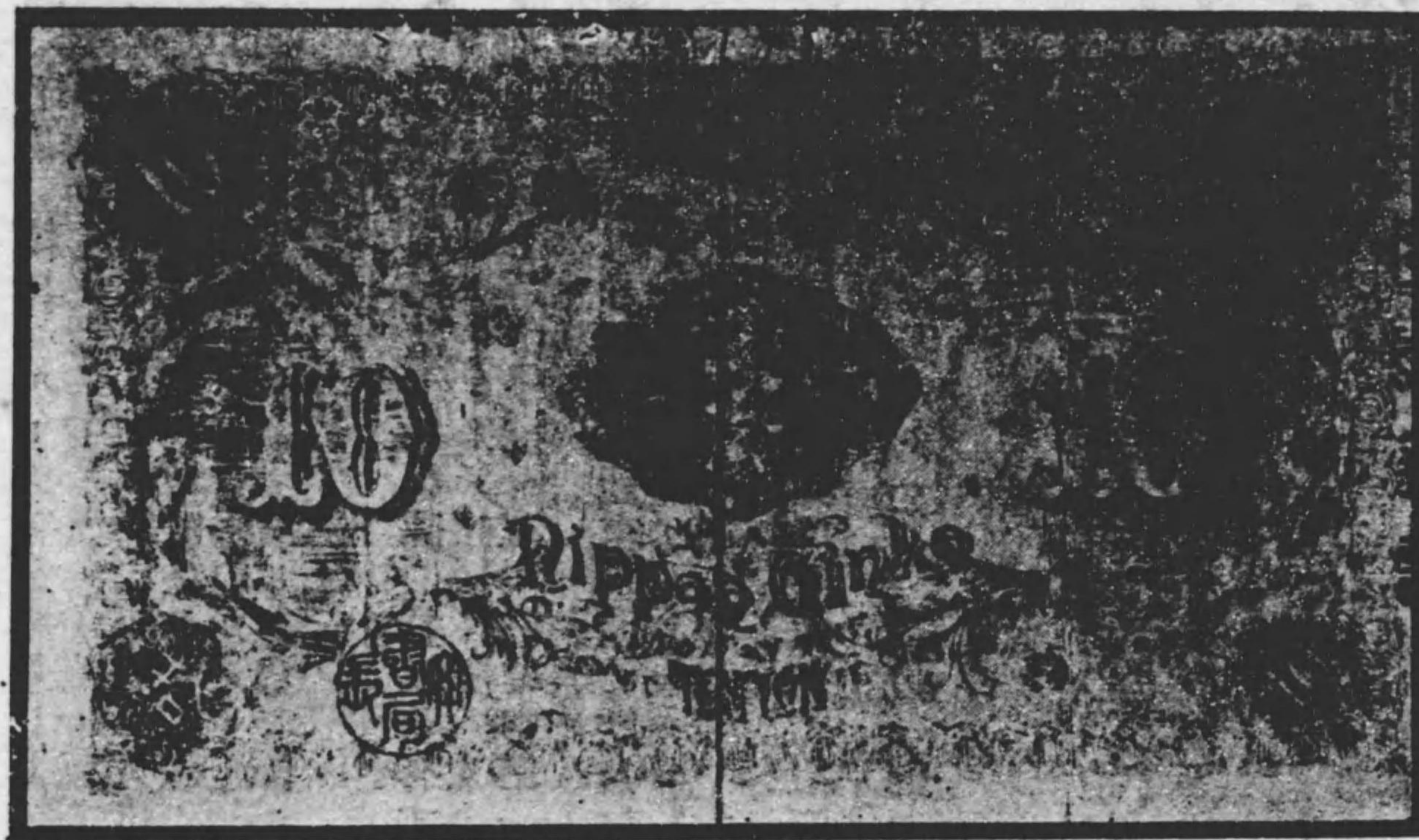
貯金を即時拂として引出し、其の次の項へ、大體文字の大きさが郵便局で使用する位の二百圓、三百圓等の木判を押し、豫て用意して居る日附スタンプ、局長印等の偽印を押捺し、恰度正當に貯金をして居る様に装ひ、最後に合計額をインクで記入し、確認の偽印を押し、貯金局で現在高證明をして居る様にして、諸方の郵便局から即時拂で騙り取つたものである。

又電話架設を種とする詐偽は、電話を架設し度いと云ふ希望があつても、其の抽籤に漏れた商店を調べて訪問し、

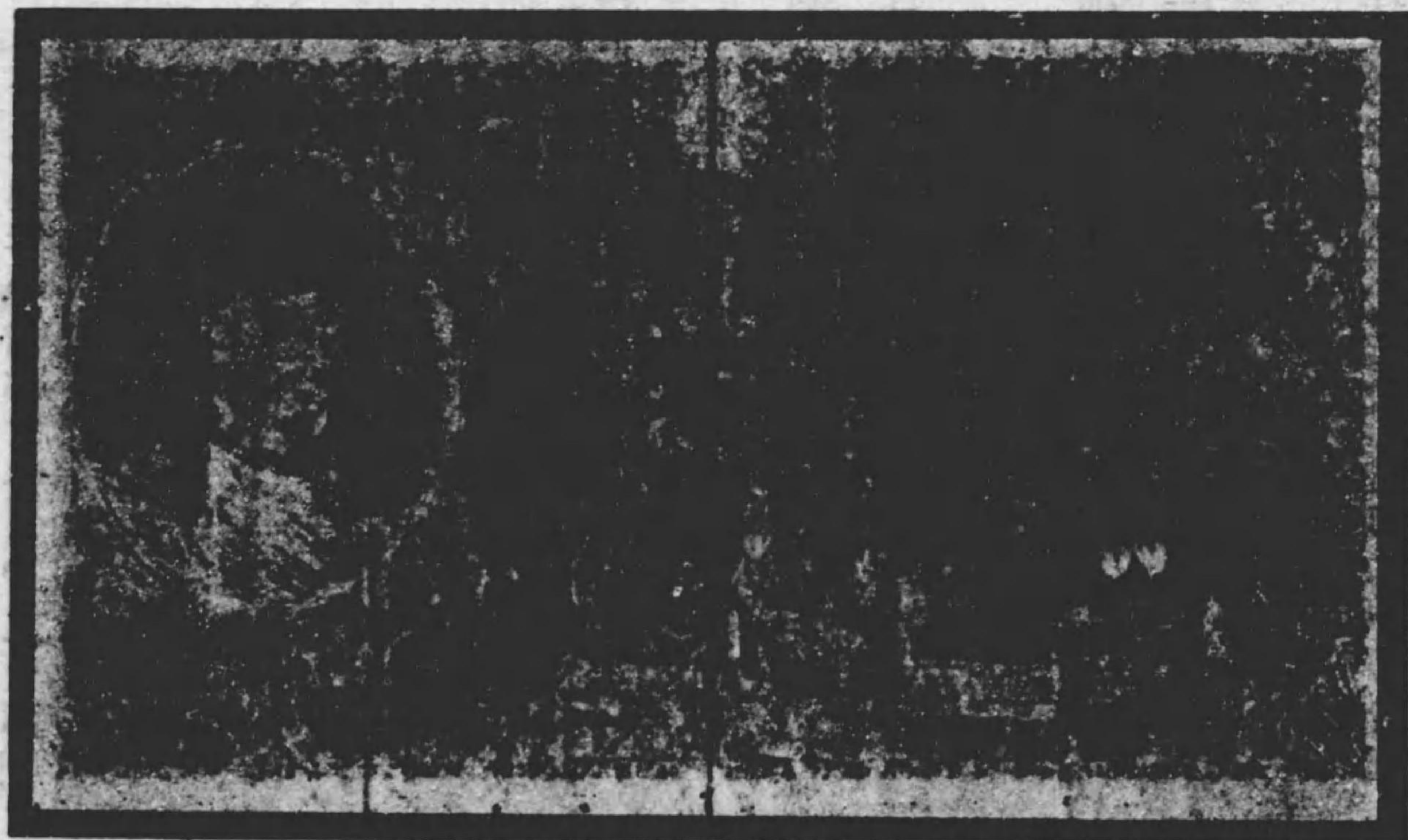
「自分は東京逓信局員だが、電話の架設をするには、中央で代議士其の他の有力者に斡旋して貰ふと抽籤に漏れても案外實現するものだ」等と、甘く説明して信用させ、自分の持つて居る架設申込契約書を出して記名調印させ、殊更に印鑑證明書を添付させ、申込者の面前で調査報告書を書いて之と一緒に綴り、恰も自分が逓信局へ持つて歸る様に装つて其の店を立ち去り、其の後十數日して更に其の家を訪問し、逓信局長名義の石版印刷電話架設認可證を與へて、契約金三十圓から五十圓位を騙り取るのである。

之等に使用した印刷物は、自宅で自ら製造したものらしかつた。警察署では大正十五年六月七日彼の自宅を搜索して見ると、二階六疊の間の押入の中から十圓の偽造兌換券の出來上つたもの百三十八枚、未成品五十一枚を發見し、其の室内に其の偽造に使用したと思はれる石版印刷機一臺、用紙、薬

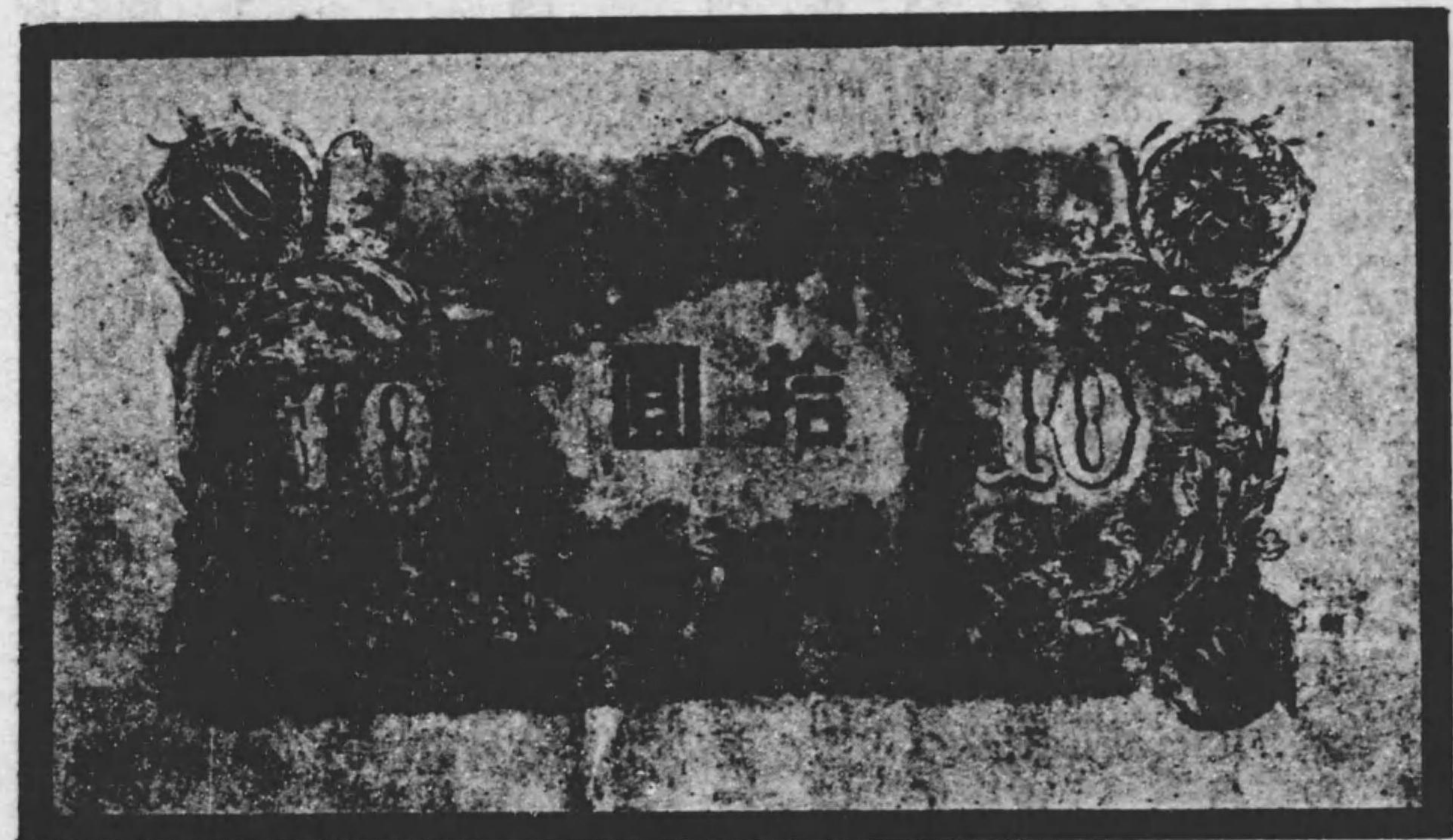




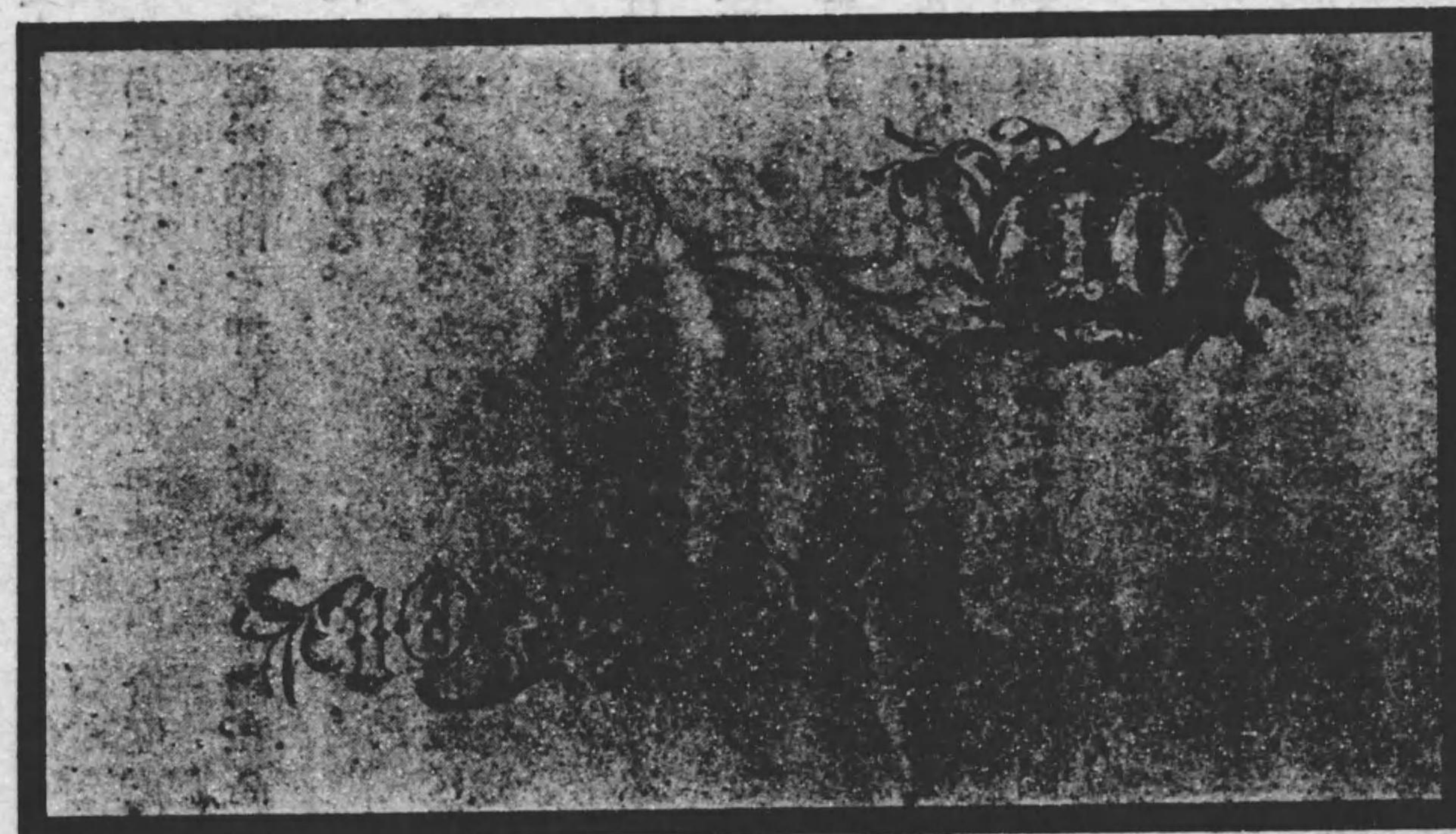
面裏の券換兌圓十るたし成完造偽



面表上同



券換兌圓十造偽の品成未



二の券換兌圓十品成未



品、毛筆、繪具、ルトラ等を發見した。彼は最初毛筆で兌換券の輪廓を畫き、之を印刷に付し、次に肖像、文字、印章等其の色彩に應じて九度刷にし完成するもので、製品は相當巧妙なものである。だが之は未だ行使しては居なかつた。

## (三)

●吉田民彌の父は十數萬圓の資産を有する農家で、兄も相當の財産を有し土地で運送業を營んで居る。彼は千葉縣松戸中學校を五年修業中第一學期で中途退學し、同縣柏尋常小學校の代用教員を二ヶ年間勤めた事がある。然し性來怠惰で飲食に耽り、素行上に兎角の風評が絶へなかつた。

小學校の代用教員をやめて後、彼は上京して日本橋區吳服町の中野金モール店を初め、神田區富永町の雜貨商伊勢屋、同區關口町の有馬組商業部等を轉々し、大正十二年一月以來一定の職業なく各所を放浪しつつも、妻モト(二五)長男一郎(四)には東京築地で贅澤な生活をさせて居た。

## ◇

之れとは別だが郵便貯金通帳の偽造に似て、郵便小爲替券を偽造變造し、田舎の郵便局で行使し、又は之を以て商店から商品を買つたりする詐欺事件が本年中でも沖繩、長崎、北海道、福島其の他殆んど全国的に渡つて現はれた。其の手段は或はインク消藥品を使ひ、又は根氣よく文字を消して薄くした別の文字のある紙片を貼り付ける等、多少の相違はあつても大體に似通つた所がある。然も其の犯人

が相當な數に上り、又其の間に何等の共通連絡がないのが多かつた。新聞記事を見ての手段の模倣に依るものらしいが、將來も相當注意を要する犯罪だと思ふ。

## 五、戸切窃盜の名人、今西留八(奈良)

一、大正十三年から關西地方一帯に續發する戸切窃盜。

二、手口似寄りの前科者から今西留八だとの見込。

## (一)

奈良縣下では大正十三年の五月から、資産家を見込んだ巧妙な戸切の窃盜事件が續々として發生し、大正十五年の三月迄には、其の件數二十七件に上り、被害の總金額は三千四百餘圓に達した。

此の犯罪の手口を調べて見ると、其の手段方法頗る機敏巧妙で、駈出しの窃盜犯では中々真似の出來ないものである。故に、犯人はどうしても戸切窃盜の前科がある山窩の類で、此の仕事には特別の手腕を持ち、廣く全國を跨に掛けて居る常習犯人の所爲だと見込を付け、聯合府縣へ同様な手口の犯罪有無を照會して見た。所が各府縣からの回答に依ると、見込に違はず後へくと同一手口に依る被害の通報があつた。そこで、大正十五年一月と同年四月の二回、被害地管轄の警察署長、分署長を奈



良に召集して、警察部長から本犯の豫防と犯人檢舉方に注意と指示を與へ、各署を擧つて捜査に努める様に鞭撻督勵した。



八留西今人犯切戸

又一面縣下で優秀な腕前の刑事巡查八名を選抜し、之を以て特別捜査隊を組織し、此の犯罪の捜査に専従させた。けれども被害は一方向に減じなかつた。

茲に於て大阪、奈良、京都を中心にして、戸切を手口とする窃盜前科者の調査をして見ると、本籍鳥取縣東伯郡長瀬村大字長瀬で當時京都市正面橋通大橋西詰の今西留八(四六)と云ふ戸切窃盜の前科者がある。彼は窃盜前

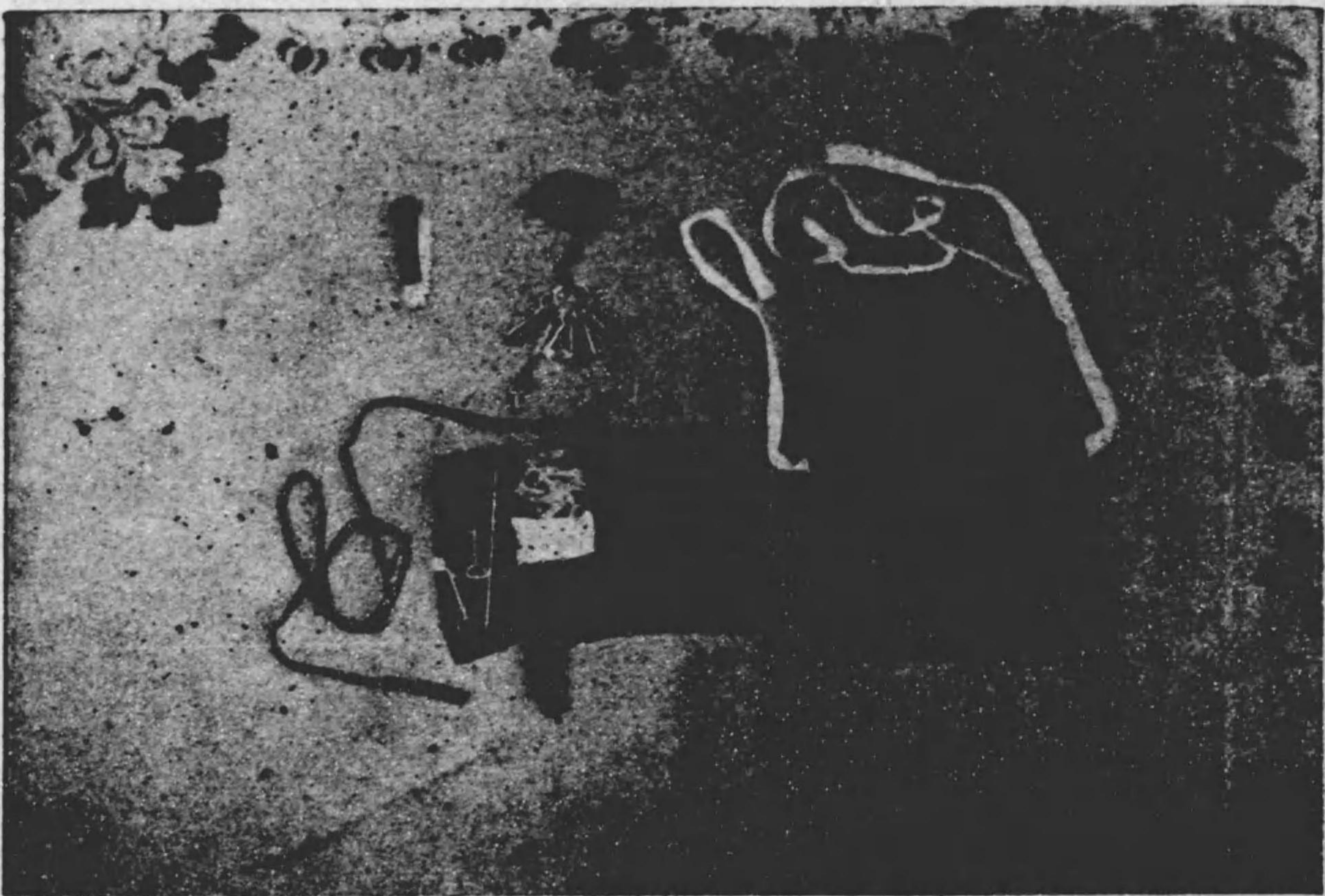
科三犯を有し、大正五年七月大阪衛戍刑務所を出獄し、大正七年の末から京都の正面橋通で月三十圓の家賃を拂ひ、東華生命保險會社代理店の看板を掲げて贅澤な生活を營んで居た。而も其の行動に不審の點があり、彼が前に犯した窃盜の手口が近頃の犯罪によく似て居る。其處で奈良縣警察部では刑事課員三名を京都に出張させ、今西留八に就て捜査を爲さしめた。

出張員は四月十三日京都府七條警察署の應援を得、同署の刑事二名と共に其の附近に張込んで居た。今西は何も知らずに翌朝歸つた所を刑事は難なく取り押へた。

(二)

彼の自白した犯罪は、奈良縣は素より、大阪京都、兵庫、岡山、佐賀、山口、和歌山、神奈川、愛知、茨城、栃木、富山、岐阜等の各縣に跨り百五十一件、此の被害金額は三萬一千百四十三圓六十九錢に上つた。彼は主に現金を狙ひ、時には貴金屬、衣類等をも窃取した。贓金は全部生活費に使つたと供述したが、衣類、貴金屬は自宅に匿して居たのを全部押收して被害者に還付した。

本件檢舉に當つては奈良縣刑事課勤務の警



(所たれ入に袋) 具道たひ用に盜窃切戸が八留西今



部補宮脇正次、刑事巡査部長中島壽賀藏、同  
胸谷仁平等に功勞があつた。

彼も亦多くの犯罪者の例に漏れず逆境に生  
育して居る。彼の父母は乞食であつた。彼が父  
母と共に諸方を徘徊して居る内、十六七歳の  
頃有名な戸切窃盗の犯人三浦外七に拾はれ、  
忍込や戸切を手段とする窃盗を仕込まれた。  
だから彼は全然學校教育を受けて居ない。  
彼は鋭利な刃物で最も巧妙に戸を切り、其  
處から手を入れて錠前を外し、戸を開けて其  
處から侵入する。仕事を終ると、切り取つた  
木片を元の所へ綴り付けるのであつた。  
彼の腰に付けて居た竊盗の道具は、掲載し  
た寫眞の通りだ。之等の一つ／＼を根氣よく

(所たべ列てし出らか袋) 具道盜物たつ使に切戸



研究して見れば、此の種犯罪の檢舉に得る所が少くないことと思ふ。

### 六、列車乗務員の貨物抜取(静岡)

檢舉の端緒となつた荷扱手……………石川 金平

- 一、日給一圓五十錢の荷扱手が、女郎買もし、貯金もする。
- 二、鐵道乗務員の抜取犯罪には必ず共犯がある。抜取は待避中。
- 三、贓物寄藏者から「決して自白して呉れるな」と云はれた。
- 四、此の種の犯罪檢舉には、何はさて措いて贓物の發見。

### (一)

日本全國の到る所、苟くも鐵道の敷かれて居る所では、貨物抜取りの犯罪が絶対に行はれて居ないと云ふ所は、恐らくあるまいと思はれる。

静岡縣下に於ても、所々の商店が注文品を請取つた時に、多くの場合に中味に不足がある。大製造工場から他府縣他地方へ品物を送り出した時にも、大抵は在中品が足らないと云つて得意先から小言



が来る。こんな事實を度々聞かされた警察當局では、是非此の抜取犯人を検挙して、此の種の悪弊を匡正し度いものと、日夜其の方策に就て苦心して居た。

茲に濱松市砂山町に居住して濱松驛駐在の荷扱手をして居る者に、石川金平(二四)と云ふ者があつた。彼は静岡在大谷村字大谷の生れで、日給一圓五十錢を受け、乗務手當を合算しても月收五十五六圓にしかならない。それが濱松市内の二葉遊廓へ頻々と出入して、同廓内立花樓抱の娼妓小花と馴染を重ねて居ると云ふ事が、濱松警察署の刑事の耳へ入つた。刑事は石川の身元や金使の模様を調べて見た。ところが、彼は非番の日は殆んど女郎屋に寝泊つて居ると云ふ有様で、然も大正十四年五月無一文で濱松へ轉動して來た彼が、間もなく四五百圓の貯金も拵へて居る。そのみでなく、最近二ヶ月ばかりの間に金側懐中時計を六つも買入れたと云ふ風評もあつた。

石川は眞面目に勤めると云ふので、驛でも可成り信用されて居る方であつた。だが、何故そんなに澤山の金時計が入用なのか一向判らなかつた。段々調べて見ると金平は最近では金策に窮し、月賦で買入れた物を入質して居る。貯金の方を調べて見ると、之も亦二三ヶ月の間に五百圓ばかりの金を全部引き出して居る。尙ほ彼は女郎買の味が忘れられず、質を置いては遊廓へ入り浸つて居るのであつた。

刑事は、濱松市内の質屋を片つ端から調べて見た。鳴江町の某質店には、石川の名で高價な反物や絹絲を澤山入質してあり、千歳町の質屋石岡合名會社には、西陣織の女物反物や絹絲四五百疋も入質して

ある事を發見した。

裏長屋を借りて居る獨身者の若い男が、僅かの俸給で女郎買をしたり、數百圓の貯金をしたり、其の上に女物の高價な反物や絹絲を買入する程持つて居ると云ふのが甚だ於怪しい。刑事は石川を濱松警察署へ引つ張つて、其の品物の出先を追窮した。それは八月二十三日の事であつた。

其の夜石川は警察署の刑事部屋で頻りに頭を下げて居た。彼は苦もなく犯罪事實を自白すると共に、共犯者の氏名も申立てた。之に依ると石川が入質して居た品物は、何れも稻澤、沼津の間を貨車に乗務中に抜き取つたものであつた。石川の宅からは尙ほ砂糖、勝手道具、反物の類が警察署へどしどしと運ばれた。又其の翌朝になると濱松驛の荷扱車掌萩田留太郎、岡本五郎、荷扱手落合友平、牧野誠一などと云つた連中が續々警察へ呼び出され、其の家宅を捜査された結果、縮緬、羽二重、金紗等の反物、兵子帶其の他の品物が、山の様に警察署の調室に積み上げられた。赃物を眼前に突き付けられては、流石の彼等ももう包むに由がなかつた。彼等は己の犯罪を自白すると共に、次へくと共犯者の氏名をも自白した。

縣刑事課では、此の機に於て此の種犯罪を徹底的に檢舉し、積年の悪弊を一掃するに如くはないと決し、關係警察署を督勵し、静岡、沼津等の車掌室勤務荷扱手にも手を伸ばし、同年九月十日迄の間に、濱松警察署で四十七名、静岡警察署で二十五名、沼津警察署で五十六名の抜取犯人を検挙する事が出来



た。こんな風に、疾風迅雷的に検挙の手が擴げられたので、或る所では、自宅に置いてあつた贓品と乳母車に積み込み、隣家へ預けに運んだ所を刑事に取押へられて、べそを掻いた男もあつた。

## (二)

貨物抜取犯人の検挙は、別に今度が初めだと云ふ譯ではない。が之れ迄検挙した者の多くは運送店の仲仕か、高々各驛勤務の驛手位な所で、金釦の堂々たる荷扱車掌や荷扱手が、列車の中で斯様に大々的の抜取を遣つて居るとは、警察當局の方でも全く想像の外であつた。

夫れが爲に、今度の事件を検挙した時でも、犯人の自白に基いて共犯を引き揚げ、其の取調をして又次の共犯者に移ると云つた状況であつた爲、検挙の模様が新聞紙に依つて日々報導された。だから最初検挙した者からは非常に澤山の贓品を引揚げる事が出来たが、後には段々彼等自身に警戒して、贓物の發見數が少くなつた。即ち或る者は親戚知人に預けてあつたり、或は薪小屋に匿したり、天井裏へ投げ込んだりして居つた。然し之れ等は大抵家宅搜索の末發見して、被害者に還付することが出来た。

鐵道乗務員が犯す抜取犯は、單獨で之を繰返す事は困難らしい。一回二回は兎も角も、數回之を重ねて居る内には、同僚にも監督者にも見附けられる。そこで、どうしても共犯者を作つて、互に之を補助し合ふ様にしなければならぬ。若し其の中に割合意思の強固な者があつて、仲間の勸誘に應じない時には、彼等が抜取つた贓品の分配をする。此の分配に與ると人情からとでも云ふべきか、彼等の秘密を

知つて居ても之を他に漏さない様になる。斯様にして時日が経過するに従ひ、遂には此の男も共犯者の一人に引入られて仕舞ふのである。故に乗務組合せに顔振の異なつた者があつても、數月又は數年の内には一驛勤務の乗務者は、全部氣脈を通じて此の窃盜行爲を働らく様になるのである。

彼等が貨物の抜取をするのは、列車進行中には決してやらない。それは、列車の進行中には、車掌も貨物扱手も皆緩急車に乗つて居るから、事實上そんな事は出来ないのであらう。貨物列車は、後から續いて来る旅客列車を避け、其の追ひ越すのを待つて、各停車場で數十分乃至一時間の以上も停車する事がある。其の時に車掌の指揮で、貨物扱手が「車内整理」と云つて、次の驛へ卸す準備の爲に貨物を夫々便宜の位置に動かすのである。抜取は即ち此の時に行はれるのである。

彼等は荷鍵を持つてどや／＼と貨車の中に這入り込み、貨物整理に名を藉つて荷造を破り、各々己の希望の品物を窃み取るのである。貨車の中には、あらゆる貨物が積込まれて居る。だから或る貨物扱手の如きは「百貨店へ立ち寄つた様なものだ。」と放言して居たと云ふ事だ。

貨車の中で、菓子や果物等を少し許り抜取るには、單獨で遣つても大して困難でない。だが、織物其の他の菰包、箱入等の品物を抜取るには、どうしても車掌、貨物扱人が共謀でなければ直ぐに發覺する。殊に荷造に損傷を生じた場合には、引渡をする時に甚だ面倒だ。だから抜き取つた後には、元の通に完全に荷造をして置かなければならない。それには相當の時間と人手が要る。同車の者全部が共犯で



あつたら、之等の作業が安心して行はれ得る。若し抜取を拒む者があると、強制的に贓品の分配をして口留をする。新参者は古参の者に犯罪を強要される。若し何所迄も之に應じない者があれば、異端者扱にされ交際する者もなくなり、自然勤務上にも差し間を生ずると云ふ様な始末である。

斯くして抜取つた品物は、それが靴下やシャツの類であれば腹に巻き付けたリ、ポケットや腹掛の中に匿して歸る。化粧品、腰節の類から少し嵩張つた品物は辨當入のバスケットに入れ、「ち土産」と云つて自宅へ持つて歸るのを例として居た。

彼等の中には、旅客手荷物車内で抜取つたものや、一時預り所で窃んだものもあるが、夫れは極めて稀で、矢張り貨物列車の中でやるのが最も多かつた。

## (三)

贓品は多くは各自宅へ持ち歸り、反物類は衣類に仕立て、其の他の品物は夫々用途に従つて使つて居た。即ち他の多くの窃盗犯人の様に、入質したり、賣拂つて居たのは比較的少なかつた。愈々犯人だとの目星が付いて、其の家宅捜索に行つて見ると、箆筒や行李の中に仕立上りの衣類が隠分あつた。が捜索を受けると感附いた爲か、天井裏へ投げ上げてあつたり、床下へ匿してあつたのも相當にあつた。又隣家や親族、殊に妻の生家等へ運んで居たものが割合に多く、中には焼き捨てたりしたものもあつた。尙ほ替其の他の貴金屬類を、古い破れ傘に入れて軒下に立て掛けてあつたのを発見したものもあつた。

之れ等贓品と認められるものは悉く提出させて取調べた結果、殆ど全部が盗品だと決定した。けれども、一度捜索に行つた家から尙ほ續々と贓品が出て來た。之は一寸考へると、捜索の仕方が粗漏であつた爲だとも思はれるが、實はそうではなかつた。刑事は先づ比較的價値のある所有品と云ふ所へ目を附けて居たのであつたが、彼等の家庭内で使用して居た物の殆ど全部が贓品であつたのだ。例へば流元にある「たわし」、座敷に懸けてある座拂ひ、膳手の臺所にある茶碗、箸、戸棚の中の砂糖、腰節、蚊遣線香、石鹼、洗粉、下駄の鼻緒から巻紙封筒等の日用品迄、何れも贓品を使つて居たのには、全く驚ろかされた。

其の中でも、織物類は既に仕立て、衣類にしたものが多く、それも、裏地を買つて袷としたもの、片側を買つて腹合帯としたもの、染め替へてしまつたもの等があつて、其の発見には非常に困難を感じた。

又或る贓物の寄藏者の如きは、寄藏を頼まれた時に、「私は幾ら調べられても決して自白しないから、どの様な事があつても預けた事を云つて呉れるな」と固く約束をして居た爲、被疑者が段々自白をして行つて、さて寄藏と云ふ事になると事實を否認し、取調に非常な時間と手数を掛けさせた者もあつた。

食料品は、味の素、バター、砂糖、腰節と云つた様な物は尙ほ多少の殘品があつたけれども、菓子、果物、乾魚、鮮魚等は窃取した後に直ぐに食つてしまつて、発見品は一つもなかつた。



又彼等が抜取る品物は、日々使用する物に限るかと思ふとそうばかりではなく、手當り次第に何でも盗み取つたものと見え、素人では一寸使ひ道のない、傘の頭包紙數十枚、靴紐數十筋、荷札数百枚、水引數十束、蠅取紙数十枚を持つて居た者があり、蓄音機の針入大箱數個を持つて居た者、自轉車がなくて附屬品を窃んで居た者、檢温器數本、氷枕數個を持つて居た者等が、後から後からと出て来て、取調に當つた警察官も意外な感に打たれてしまつた。

彼等が盗取した品物の種別を舉げて見ると、大體次の通りである。先づ衣類反物裝飾品としては、反物、練絹、メリヤス類、毛布、メリンス類、毛絲、絹綿絲、衣類、防水マント、帶類、鼻緒、靴下、襪衣、腰巻、襟巻、腹巻、手袋、帽子、足袋、履物、タオル類、座布團、チヨツキ、靴、バンド、エプロン、釦類、指輪、簪、其他婦人裝身具、紐類、眼鏡、香水、白粉、齒磨、石鹼等で、家具臺所用品としては、大工道具、庖丁、十能、鉄、砥石、電球、コード、コンロ、算盤、軸物、盆、鏡、茶器茶碗、魔法櫃、辨當箱、洋食器具、度量、扇團扇、時計、革砥、剃刀、等、食料品は菓子、果物、バター、其他の罐詰、乾魚鮮魚、鯉節、水飴、ビール、サイダー、ウイスキー、清酒、味の素、賣藥等、其他鐵材、空氣枕、文房具、煙火、玩具、樂器、袋物、印材等、あらゆる物品に涉つて居る。其の中でも最も多かつたのは織物類であつた。彼等の中には巧に監督者の目をかすめて、長さ三間に餘る鐵棒や、鐵製の焔爐、インパネス、二枚續きの毛布等を持つて歸つて居た者もあつた。

彼等の中で犯罪件數の最も多い者は二百餘件に上り、贓品を時價に見積つて見ると九百圓を超へるものがあつた。之等の犯罪は大正三、四年頃から檢舉の時迄繼續して居つたと云ふのだから、之にも驚ろかされた。そんな風だから抜き取つた事は記憶して居るが、其の場所や列車や年月日等は忘れてしまつて居る。故に取調の時にも、初は東京で買つたとか、市内の某商店で買つたとか出鱈目の事を云つて居たが、商品マークが其の商店の扱つて居る物と違つたり、其の物品の相當な價格が云へなかつたり、使用方法を知らなかつたり、數個の帽子が所持者の頭と時が一致しなかつたりして、終に抜取の事實を自認せざるを得ない様になつたものも随分多かつた。

之等の檢舉事件の總數は實に千七百餘件に上り、其の金額は恐ろしく多數に上るのだが、一寸見當が付かなかつた。

#### (四)

凡て貨物扱車掌や、貨物扱手の關係して居る抜取事件は、乗務の組合せ關係がない驛の車掌室に屬して居る者とは、決して共犯關係があるものではない。静岡驛と濱松驛との者は、何れも静岡運輸事務所の管内にあつて、乗務の際に組合せ關係があつた爲、濱松驛の貨物扱手が檢舉されると共に、静岡驛にも共犯者が檢舉された。然し同じ静岡縣下にありながら、沼津驛は新橋運輸事務所に屬して居るので、濱松方面の者とは共犯關係はなかつた。けれども、同驛車掌室勤務の乗務員にも、同様な犯罪があ



ると云ふ事は、平素の風評から大體の見當は付いて居た。

濱松、静岡での抜取犯人檢舉の状況が、連日新聞紙に依つて報導されると、相當社會の耳目を聳動させたものと見えて、各方面の荷主達から感謝や激勵の通信が捜査官の机上に堆高く配達された。

同年八月三十一日縣刑事課へ、一通の激勵とも投書とも付かぬ書面が舞ひ込んだ。それには「沼津驛の荷扱手土屋國造も抜取をして多額の贓品を所持して居る。彼は其の爲に得た金で荷扱手に似合はぬ豪華な生活を營んで居る云々」と云ふ様な意味の事が書いてあつた。

其の頃は連日新聞紙上に抜取事件の事が書き立てられた後だから、彼等も充分に警戒して、贓品の如きも殆ど總てを處分してしまつた跡だと思はれた。故に今直ちに檢舉の手を下しても、大した効果を擧げる事は出来まい、と云ふのが捜査幹部の意見であつた。だが、一旦檢舉に着手した以上、沼津も序に遣つて見ようと云ふ事になり、九月三日、先づ土屋國造を引致して取調べて見ると、彼は自宅に上等反物、洋品毛織物等百數十點を所持隠匿して居た。彼は又十四名の共犯者を自供した。

之に力を得た沼津警察署は、漸次其の捜査の手を伸ばせて行つて、最後に檢舉に着手しながら終には五十四名の被疑者を檢舉し、贓品の數量も最も多數に發見する事が出来た。之れは被疑者に前科者等がなく、こんな事に案外鈍感であつた爲で、犯罪檢舉上に良い經驗を得たと思つて居る。

鐵道貨物列車乗務員又は運送店仲仕等の貨物抜取は、積年の弊害である。地方荷主で此の被害の經

験がないと云ふ者は殆ど絶無と云つてよい。それで一度貨物の紛失を發見して、運送店等に交渉しても、時にはてんで之れを取り合はない事があり、偶々受附けられても、面倒な手續と在再たる時日の經過で有耶無耶に葬り去られ、終には泣寝入に了る事が少くない。こんな状態だから、本件檢舉が一旦新聞紙上に表はれるや、各方面の荷主から、捜査の資料となる様な事實を通報して來たものが少なくなつた。殊に彼等は薄給者でありながら、己は固より妻子に至る迄絹物に纏まつて、身分不相應な暮し向をして居たものだから、近所の人達にも嫉視されて居つて、檢舉に就ても隣家の同情は更になく、反つて蔭で痛快を叫んで居ると云ふ様な有様であつた。

斯うした鐵道従業員の犯罪には、犯人が逃走したり、發見した證據品を湮滅すると云ふ事等は、先づ無いと云つてもよいのだから、何はさて措いても贓物の發見と云ふ事に全力を注がなければならぬ。又被疑者を引致するに當つても、鐵道當局と豫め打合をして置き、出勤の途中、又は退廳の折等を取押へ、其のまゝ警察署へ引つ張つて行く方が、其の住宅から引致するよりも取調上に都合のよい事が數々ある。

## 七、百圓札偽造と詐欺(山口)

百圓札偽造を云ひ出した男……

御 厨 岩 松



偽百圓札を印刷した男……………町田久逸  
 偽百圓札を使った男……………太田市之進  
 偽百圓札を保管して居た男……………石原輔藏  
 見本の真百圓札を出した男……………森重好一  
 共 犯……………坂本和吉

- 
- 一、百圓札を掴まされた男若くはなつて警察へ。
  - 二、百圓札偽造共犯者の生ひ立。
  - 三、真正の百圓札を下敷にし、コロムベーパーに毛筆で寫し取る。
- 

(一)

大正十五年一月三十日、大島郡久賀町の藤川友一郎と云ふ者が、蒼い顔をして久賀警察署へ出頭し「百圓の偽造札を掴まされた」と届出た。事情を聞いて見ると斯ふである。

藤川の知人に、大島郡由宇村大字横道の灘波トミ方に同居して居る太田市之進と云ふ者がある。其の男が、大正十五年の一月二十六日百圓札四枚を持つて藤川方へやつて来て、「此の百圓札四枚を一時預けとするから二百五十圓を貸して貰ひ度い。若し二十八日に其の金を返す事が出来れば、此の百圓札を取出して使つても差支ないから」と云ふので、藤川は其の百圓札四枚を封筒に入れたまゝ預り、金貳百

五十圓を貸して遣つたのであつた。

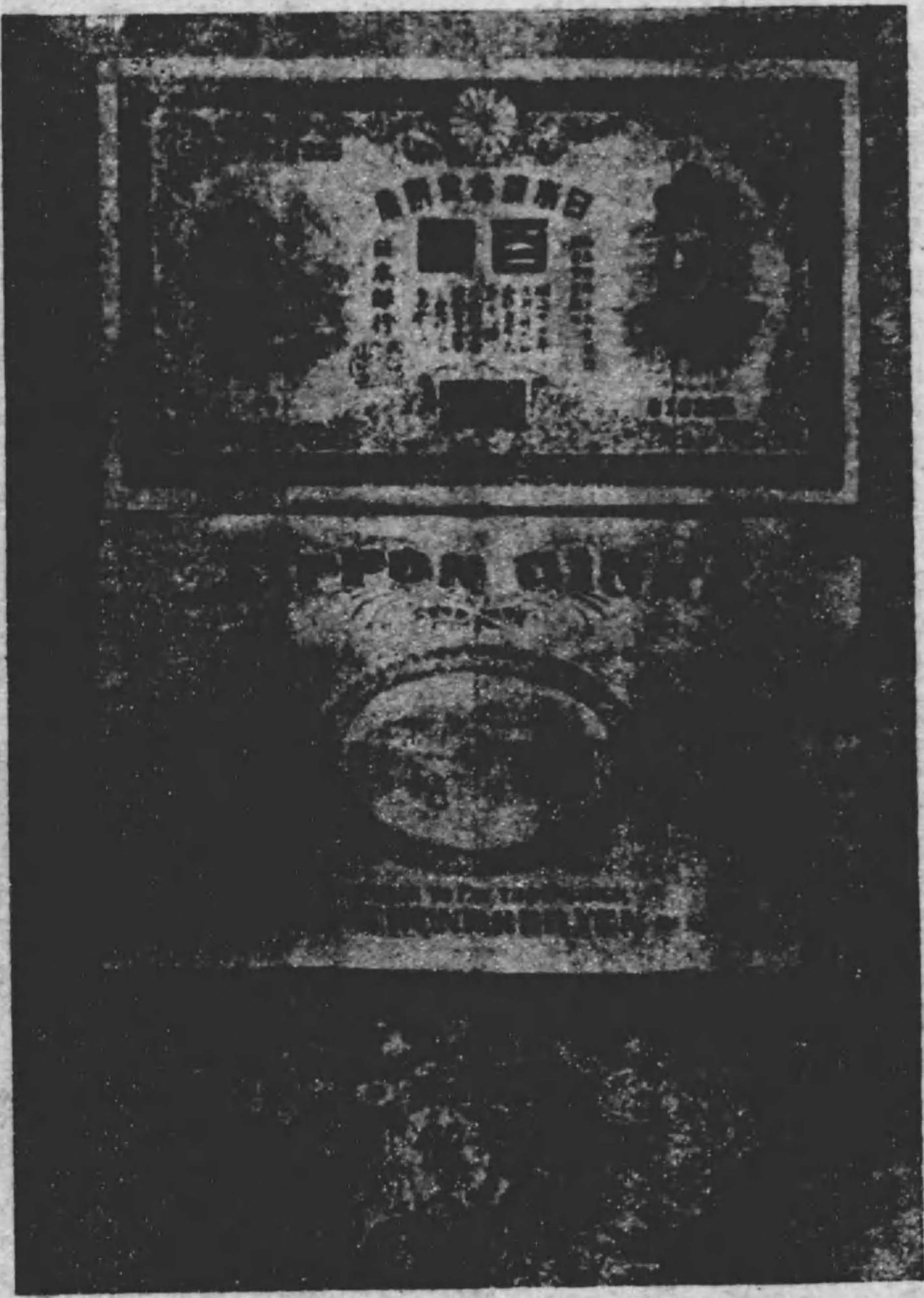
所が、一月二十八日になつても太田は其の金を支拂はないのみならず、延期をして呉れとも云つて来ない。藤川は其の封筒を破り、在中の百圓札四枚の中から二枚を取出し、自己の債權者久賀町の梶田龜之助方へ支拂に使つた。之を受取つた梶田方では、直ぐに夫れを同町の住友銀行取次店へ預金に持つて行つた。ところが、夫れは偽造紙幣であると云ふ事を銀行で注意されたので、梶田は大に驚ろき、直ぐに受取先の藤川方へ持參して、苦情を云ひながら返戻した。藤川も驚いて其の足で警察署へ届出て来たのであつた。

此の届出を受けた久賀警察署では、行使犯人が太田市之進である事が明かとなつて居るから、先づ同人を取押へる手筈を定め、其の立廻先を物色して居た。其の夜藤川が不在の時に、太田が同家を訪ねたと云ふ事が翌三十一日の朝になつて判つた。警察では太田はまだ町内に潜伏して居ると云ふ見込を付け、久賀町内の宿屋料理屋を検索して見ると、同町福田旅館に投宿して居たので、其の場で太田は逮捕する事が出来た。

久賀警察署は太田に對し、其の百圓札の出所を追窮して見た。彼の申立は甚だ曖昧で、初めは拾つたのだと云ひ、又は大阪市北區福島町三丁目四八福島仁市と云ふ者と、株券と交換したのだ等と供述を變へる等、更に辻褄が合はなかつた。そこで或は彼等が偽造して居るのではないかと云ふ嫌疑を以て、更



に嚴重に取調をして見る事になつた。すると玖賀郡柳井町旭町石原輔造方に滞在して、玖賀町久有耕地整理組合の書記を勤めて居る御厨清と云ふ者が、此の事件に關係がある様な端緒を得たので、其の逮捕



御厨岩松一味の偽造紙幣

に努める事とした。之と同時、玖賀郡柳井町の石原輔藏、同町坂本和吉も關係者である事が判つたから、二月三日之等の二人をも逮捕した。又御厨は事件が發覺した事を知つて逃走をしやうと企て、玖賀郡師木野村の村重常太郎方に潜伏して居る所を、二月五日に逮捕する事が出来た。

御厨岩松逮捕取調の結果、豫期の通り、最初發見の偽造紙幣は、彼等の一味で偽造したものだと言ふ事が明かとなつた。

茲に於て證據保全、家宅搜索等の強制處分をする必要を認め、直に檢事正と打合せを行ひ、二月八日檢事から豫審を請求し、關係人の拘引、家宅搜索等に着手し、共犯者町田久逸、森重好一等を逮捕すると共に、證據品の大部分を押収する事が出来たのであつた。

(二)

御厨岩松(三七)は長崎縣西彼杵郡大串村に生れ、長崎市銅座町に本籍がある。郷里の高等小學校を卒業後、十八歳の頃から長崎市で店員奉公をして居た。二十七歳の頃から同市銅座町で獨立して酒類商を營んで見たが、失敗した爲に同市を出で、三十四歳の頃には山口縣大島郡平郡島の沖合に沈没して居る汽船大阪號の引揚事業に携つて居た。其の後山口、廣島兩縣下を轉々し、今では山口縣玖珂郡柳井町旭町に居を構へ、耕地整理組合の事務員をして居る。

共犯町田久逸(三五)は玖珂郡鳴門村の者である。高等小學校を卒業後反物行商等をして居たが、二十五歳の頃から印刷業に轉じ、今日に至る迄之れに従事して、家には五六千圓の資産を有し、不自由のない生活を營んで居る。が性質悍猛で本業にも精勵せず、先には詐欺未遂の罪に問はれ、大審院迄上告して見たが大正十三年十二月三日同院で懲役六ヶ月に處せられて居る。

共犯太田市之進(三七)は本籍も出生地も玖珂郡日積村宇忍道にある。高等小學校三年修業後農業に従事して居たが、二十四歳頃から稻摺器械を販賣すると云つて朝鮮各地を轉々し、大正十四年三月頃



郷里へ歸つて後は、同郡由宇村字横道の灘波トミ方に同居して荷馬車挽等をして居た。最近では之も廢め何等爲す所もなく徒食して居る。

共犯坂本和吉(六〇)は本籍も出生地も玖珂郡神代村字中山にある。教育程度は漸く其の氏名を書ける位だ。少年時代は自宅で農の手傳をして居たが、二十三歳の時に九州に出稼し青物行商をして居た。四十一歳の時に柳井町に歸り、青物商の傍炭屋の手傳もして居る。詐欺の前科が二犯ある。

共犯石原輔藏(四三)の本籍出生地は共に玖珂郡日積村字忍道である。尋常小學校を卒業後十二歳の頃から岩國町の浄土宗瑞相寺の小僧となり、約一ヶ年位で寺を飛び出し、店員、汽船乗組員、活動寫眞の辯士等をしながら各地を流浪して廻り、大正十二年中に柳井町字旭町に住所を定め、自分は石原琴水と云つて活動寫眞の辯士を営み、妻には自宅で飲食店をさせて居る。彼は窃盜と詐欺の前科が各一犯づゝある。

共犯森重好一は玖珂郡由宇村字岩倉の者で、幼年の頃から鍛冶職に従事して居る。今では柳井町旭町の田中ヒサ方に同居して居る。

## (三)

御厨岩松は近來思はしい儲け口もなく、好きな散財も出來ないので、何か濡手で粟を掴む様な面白い仕事はないかと、目を光らせて物色して居た。小さい田舎町で同氣相求むる怠け者の町田、太田、

石原、森重、坂本等は期せずして集まつた。

其の頃、兵庫縣下で紙幣偽造をして居たと云ふ新聞記事があつた。之を見た御厨は、太田、石原等と共に謀して、紙幣偽造を種にして詐欺を働いて見たらと云ふ考を起した。彼等は、大正十四年十二月の下旬から時々石原方の二階に集まり、此の計画を進めて居たのであつた。

恰度本年一月十日頃の事、例の通り御厨、太田、石原等の三人が、石原方で詐欺の種にする偽造紙幣を手に入れる事に就て協議をして居る所へ、町田久逸が印刷の注文を取りに來た。町田の人となりを知つて居る太田等は、町田を仲間に入れたら都合が好からうと云ふ相談が出來、彼を座敷へ招



石原 輔藏



町田 久逸



いて偽造紙幣を手に入れる事の相談を持ち掛けた。

「真物をつくりは仲々六つかしいが、暗い電燈の下で人を瞞着する位の物なら、他から買はないでも自分の手で出来る」と町田は云つた。

「一體百圓札を五六十枚作るのに幾ら位入費が掛るんだ」と御厨が聞いた。

「先づ百圓は貰はないと、材料が高いから」と町田が答へた。茲で町田の手で偽造百圓札、六十枚を作る事になり、其の見本の真正百圓紙幣は、太田の手から提供する事に相談が出来た。後で取調の時に町田は「たとへ似通つた物でも之を作るのは不正な行爲だから、君達が目的を達した上は關係人一同



御厨 岩松



坂本 和吉



森 重好 一



太田 市之進

立會の上で焼き棄ててしまふと云ふ條件でなければ、契約はしないと云ひ、一同も之を承諾したのだ」と申し立てた。

其の後太田は、前から懇意にして居た森重を訪ね、

「實は百圓の偽造札を種にして、甘い仕事やらうと俺達は計画をして居るのだが、君も一口乗らな

いか。そして印刷の見本にするのだから真物の百圓札を一枚手に入れて貸して呉れ」と申し込んだ。

森重は直ちに之に同意した。そして真正の百圓札一枚を太田に交付した。



太田は、一同の面前で見本とする百圓札一枚と、材料代として十圓を町田に交付した。町田は一月十七日迄には現品を作つて、石原方へ持つて來ると云つて別れた。

町田は其の足で柳井町に行き、小田明九堂と云ふ紙屋で材料の模造紙を買求めて持ち歸り、其の日の午後十一時頃から一室へ閉ぢ籠り、見本の真正百圓札を下敷とし、コロムペーパーに毛筆で繪紋篆文字等を寫し取り、表面を二夜、裏面を一夜掛つて書き上げ、同月十六日の夜六十枚を石版印刷に刷り上げて原版は擦り落してしまつた。

其の翌一月十七日午後三時頃、町田は出來上つた六十枚の偽造百圓札を持つて石原方へ行き、太田、御厨の二人に之れを渡した。彼等は此の偽造札に古色を付ける爲に煎茶を煮出し、之を以て其の偽造札に着色した。

之を受取つた御厨、太田は坂本をも仲間に取り込み、熊毛郡鹽田村の神田太市と云ふ金持から、偽造紙幣を種にして資金と云ふ名で金を巻き上げ様と企て、同人に非常な金儲の口があるから柳井町宇新市の料理屋梅月迄來て呉れと云つて、同人を呼び出した。其の夜御厨等は相携へて梅月に行き、出來上つた偽造券を示し色々甘言を弄して神田を欺し、大規模偽造の資金として千圓位の金を騙り取らうとしたが、神田は仲々其の口車には乗らなかつた。が彼等は總掛りで神田を口説き、漸くの事で同人から百圓だけを偽造資金として引き出す事が出來た。彼等は其の時持つて行つた偽造券は、全部石原方

へ保管させて置く事にした。

其の頃太田は生計に困つて、藤川友一郎から借金をして居た。其の督促が酷しいので、一月二十三日太田は石原方へ行き、事情を訴へて石原の保管する偽造券の中四枚を受け取り、一時預の形式で之を藤川に渡し、其の代りに尙ほ二百五十圓の金を藤川から借りて來た。それが本件檢舉の端緒となつたのであつた。

森重は又先に太田に渡した見本の眞物百圓札を、幾ら催促しても戻さないのと、外に五圓の貸金があるもので、一月二十四日石原に其の譯を話し、其の保管する偽造券の中三十三枚を受け取り、其の中で出來榮のよい五枚だけを、己の實家玖珂郡祖生村の中津市太郎方木小屋の屋根裏へ匿し、二十八枚は彼が同居して居る柳井町榮町の田中ヒデ方二階火鉢の下へ隠匿して居た。之等は何れも家宅搜索の時に發見された。それから二月一日、坂本、石原等が警察へ引致された時、石原方に潜んで居た御厨は、其所に残つて居た偽造百圓札二十二枚を同家の竈に入れて焼き棄てたと云ふのであつた。

彼等は審理の結果、御厨、石原、町田は何れも懲役三年六ヶ月、太田は懲役四年、森重は懲役二年三年間刑の執行猶豫、坂本は懲役三年に處せられた。

本件檢舉に當つて功勞のあつた警察官は、山口縣警部高橋光雄、同警部補西見正市、同巡查坪金龜太郎等であつた。



## 八、福岡千鳥町、堅粕の大拘捕團(福岡)

- 一、水平社同人の大宴會は拘捕賭金分配争の仲直りであつた。
- 二、遊興、賭品、現行犯逮捕から固い口を次第に割つた。
- 三、自白のみで九十九件一萬餘圓、隠れた事件の見當付かず。

(一)

福岡縣福岡市の千鳥町と同市外筑紫郡堅粕町一帯は、水平社同人の居住地で、千鳥町には八十戸、堅粕町には七十戸の彼等の一團が聚落を形作つて居る。其所は昔から犯罪常習者の巢窟地として知られて居り、其の部落民の間では、拘捕、萬引、窃盜、賭博等の犯罪を行つても、其れは當然の事を當然に行ふのだとして何人も怪しまない。殊に拘捕犯に到つては、此處を中心として八方に活躍して居るので、被害は頻々として各所に起り、旅行者の一大脅威となつて居た。

斯様な状況にあつたので、治安風教の上からどうしても之が勸滅を期せねばならぬと、縣刑事課と所轄警察署では、常に彼等の上に視察内偵を怠らなかつた。が、彼等の行動頗る敏速巧妙で仲々檢舉する事が出来なかつた。

所が、縣警察部刑事課の笠警部と清原警部補は、何でもない遊興の事から彼等を檢舉する端緒を掴んで來た。

夫れは大正十四年十一月頃の事であつた。福岡市舊柳町の料理屋新三浦屋で、遊人風の男が大勢集まつて宴會を開いたと云ふ風評があつた。何の爲めに如何なる人物が寄り集つたのかと云ふ疑問が、職掌柄笠警部等の頭に閃いた。警部等は直に其の内偵をして見ると、集まつた者は何れも、拘捕の常習者として警察の視察圈内にある者ばかりだ。それが何でも京都邊りで大仕事をした時、其の中の三島敬藏が、賭金の一部分を仲間に移して己の懐へ取り込んで居る事が判り、仲間の間に喧嘩が出來たが、仲裁者が出來て談の片が付き、其の夜新三浦屋で仲直りの酒宴を催したと云ふのであつた。

之を聞いた笠警部等は雀躍して喜んだ。警部等は愈々近く彼等を檢舉しやうと決心し、先づ釘宮、田中、杉村、高良の各巡查を指揮して、彼等一味の犯罪證據を蒐集する事に努めさせた。各巡查は夫れ以來寢食を忘れて東奔西走し、苦心慘愴して夫の様な事實を偵知する事が出來た。

彼等一味の拘捕仲間、新柳町遊廓に出入して盛んに遊興をして居る。其の遊び方は、殊更に豪華な振舞を避け、極めて地味にはして居るが、消費する金高は随分多額に上つて居る。然も三島敬藏は「ダイヤ」入の金指輪を博多の田村金細工店で加工し、之れを己が馴染の新柳町遊廓に、は、摺抱娼妓清美事、石崎たみに預けて居る事が判明した。



敬藏は以前戸畑市で、表面を粧ふ爲に文具雜貨店を營んで居た。が、贓品分配の争が出来てからは其所にも居辛らくなり、岡山市の方へ轉居し、其所で雜貨商を看板にして居る事も聞込んだ。敬藏の後を追つて、通稱田中俊雄と呼ばれて居た森口繁も岡山へ行き、表面を糊塗する爲小間物商を營んで居る。そして彼等の一味の拘摸團は、京都驛前の瓢屋旅館と森口、三島の兩家で連絡を取り、關西一帯にかけて活動を續けて居る事が明かとなつた。

## (二)

檢擧の資料は大體揃つた。だが拘摸と云ふものは、非現行犯を檢擧しても決して實を吐くものではない。老練な刑事達の中でも「拘摸の非現行は到底擧がるものではない」との嘆聲が漏らされる位である。故に今直ちに彼等を取押へても、或は失敗に歸する様な事があるかも知れないと云ふ懸念があるので、兎も角も彼等の一味を現行犯で檢擧し、之を導火線として一網に打盡しやうと云ふ計劃を立てたのであつた。

又彼等の中でも三島敬藏は關西切つての拘摸の名手で、仲間でも殊に羽振を利かして居る。彼の本籍は熊本縣玉名郡山北村大字西安寺にある。十年以來九州は固より、關西、關東、東北地方迄跨に掛けて持ぎ、窃盜の前科八犯と云ふ肩書を持つて居る。其の頃彼は所在を晦まして居たので、彼の所在を突き止めるのは馴染娼妓の石崎たみを利用しようと思ふ事になつた。たみは其の頃年季が明けて、敬藏

からの便りを心待ちに待つて居たのであつた。ところが、大正十四年十二月二十五日、たみの所へ敬藏から電報が來たのを探知した。其の電文は「下關から特急列車に乗る。京都驛前壽旅館に來い」と云ふ意味であつた。警察當局では好機逸すべからずとなし、刑事巡查を一人たみに同伴させて下關驛に至らせたが、其の時は既に敬藏出發後であつたので、刑事はたみと共に京都行の急行列車に乗り込み、壽旅館に張込んで居た。其所へ敬藏が遣つて來たから、難なく其の場で取押へる事が出來た。

たみに刑事を同伴させたのは、たみが警察の行動を敬藏に密告する虞れがあるのと、又たみの顔を見なければ、敬藏が警戒して居て近寄れないからたみを利用したのであつた。

現行犯逮捕に就ては、其の頃年が改まつて各地の神社に參拜人が澤山出だしたから、各所へ刑事巡查を派遣して之を檢擧する事に努めさせた。其の内に大正十五年一月七日太宰府天滿宮の境内で、彼等一味の高田宗太郎、中村虎松、吉田則親、の三名を拘摸の現行犯として逮捕する事が出來た。

以上四名の者を逮捕する事が出來たから、係刑事等で種々取調をして見ても、他の事實に就ては口を緘して何事も語らなかつた。夫れは豫て期して居た事として、彼等が新柳町の遊廓で金を使つて居る事實を中心にし、時間的に其の行動を追窮して行く内に、遂には包み切れなくなり、退引ならぬ犯罪事實のみを自白した。

之に依つて共犯者は、福岡市外松原通の水平社同人だと云ふ事が判明し、同年一月二十一日の未明を



期して一舉に彼等の巢窟を襲ひ、其の大部分を検挙する事が出来た。

當時其の場所に居合さず、逮捕を免れて居た溝田小次郎は、下關市大坪町の親族某方に潜伏して居ると云ふ事が判つたので、刑事巡査を派遣して彼を逮捕させた。其の時も變装した刑事が、

「あゝ、小次郎！」と呼び掛けると、圓々しい彼は空惚けて、

「あゝ、小次郎ですかい。彼奴は今の先、宅を出ましたよ。」と白を切つて空嘯いて居た。

流石の刑事も危く此の手に乗らうとしたが、多年の経験に依り、人相、舉動等に仔細な注意を拂つて漸く之を看破し、其の場で之を逮捕したのであつた。

彼等が如何に横着であつて、然も巧妙に且つ平氣で詐言が云へるかは、概ね斯くの通りである。

(三)

彼等の大部分は所謂箱師である。彼等は一人では滅多に仕事をしない。多くは數人が同伴して居つて、甲が拘り取ると直ぐに其の品物を乙に渡し、丙丁と見る間に轉々させて、萬一發覺した際にも尻尾を出さない様な手段を講じて居る。彼等は停車場の出札口、改札口、列車乗降臺、電車の出入口、列車の中等で混雜して居る所を狙ひ、前から目を付けて居る被害者の懐中とかポケット等から巧みに拘り取るのである。仕事が終わると車中なれば最寄の驛に下車するし、停車場等なれば直ぐに風を食つて逃げて仕舞ひ、被害者が氣の付いた時にはもう其の邊にはうろ／＼して居ない。

彼等の中でも、人の内ポケットから拘り取る様になると「内バー」と云つてもう先生株である。外ポケットから拘り取るのを「外バー」と云ひ、後ろのポケットを襲ふのを「ケツバー」と云ふ。之等は彼等に取つてはち茶飯前の仕事である。そして彼等の多くはトンビや、商人外套を着込んで居つて、仕事をする際、トンビの羽根で巧に人目を遮るのを常として居る。彼等の仲間では之れを「幕を張る」又は「キル」と云つて居る。

彼等の中では、何と云つても三島敬藏が最も技術に長けて居る。之に次で高田宗太郎、森口繁等も此の道に掛けては老巧な手練者である。其の他の者でも、今度檢舉された者は何れも相當の技倆があり、陰然系統的組織を有する一大拘摸團を爲して居た。今度の檢舉に依つて彼等が自白したもののみでも、其の犯罪件數九十九件被害額實に一萬餘圓に上り、犯罪地は福岡縣下は勿論、山口、廣島、岡山、京都、愛知、宮城、香川の各府縣に亘つて居る。若し尙ほ隠蔽して居る一味の犯罪事實を悉く摘發する事が出来たとしたなれば、其の被害額は現在發覺して居る額の幾層倍に達するか、殆んど想像も出来ない程である。

今回檢舉した事件の中で、其の重なるものを次に列舉して見やう。



大正十四年二月二十一日頃、三島敬藏と永谷勇、宿久末松の三人は廣島市内へ入り込み、其の日の



午前十時頃、同市小網町停留所から稻荷町停留所へ行く電車の中で、廣島市の場町の時計商太田直藏の携帯して居た折鞘を釣り取り、在中の現金約四百圓と十四金「ダイヤ」入指輪外十五點、此見積時價三百八十四圓位の物を三人が分配した。福岡市新柳町いゝろは、樓の娼妓清美に、三島敬藏が預けて居つた指輪は其の時の贓品である。

同年三月十四日午後一時頃のこと、森口繁、八尋清の二人は組を作つて福岡市内の電車に乗り、土居町停留所で、繁は乗客秋田縣雄勝郡西馬音内町の村田保之の洋袴後ポケット内から、革折財布一個を釣り取り、其の中にあつた一千八百圓の現金を、繁、清の二人と三島敬藏とで分配した。

又同年五月二十五日頃、三島敬藏、宿久末松、永谷勇、八尋清、西岡文雄等は組を作つて京都に上り、其の日午前十一時頃上り列車の改札の混雑に紛れ、年齢二十五歳位の社員らしい男が持つて居た、封筒入現金五百圓餘這入つて居た風呂敷包を釣り取つて大津驛から下車し、其所から三井寺に赴く自動車の中で八十圓宛を分配した。其の時、敬藏が贓金の一部を隠して正當な分配をしなかつたと云ふので、彼等の仲間の争が出來、終には此の事件檢舉の端緒となつた舊柳町新三浦屋の酒宴となつたのであつた。

同年十月六日の午後十一時頃、高田宗太郎は、福岡市東中洲の活動寫真館壽館の下足場で、山口縣都濃郡大津島村、石丸逸藏の厚司ポケットから墓口一個を釣り取つた。其の墓口の中には三百二十圓

の現金が入れてあつた。

同年十一月五日午前十一時頃、松本一、今井元春、山下政吉、溝田阜の四名は一組となり、福岡市の博軌電車に乗り込み、住吉神社停留所前で、松本一は乗客大牟田市通町の洋服商田添源八郎の洋服袴後ポケットから現金九百六十五圓入の状袋を釣り取り、之を四名の間に分配した。

同年十二月八日午後十時頃、今井元春、溝田小次郎、時枝吉松、中村末松等は一團となつて下關市に入り込み、同市山陽濱夜店前海岸通の雑踏中で、今井元春は朝鮮慶尙北道慶州郡陽北面の松岡宇太郎の厚司ポケット内から、在中金八十八圓餘の墓口一個を釣り取り、之れを彼等が旅行中の雜費に充當したものである。

尙ほ今回檢舉された者の、本籍住所氏名と前科の數等を掲げて見ると、

本籍、熊本縣玉名郡山北村大字西安寺番地不詳 當時住所不定、無職

窃盜前科八犯 三 島 敬 藏 (三五)

本籍、福岡縣筑紫郡堅粕町大字西堅粕字松原六三九番地、住所同地、無職

窃盜前科一犯 宿 久 末 松 (二五)

本籍、同縣同郡同町大字同、六三六番地の一、住所同所、無職



本籍、福岡縣筑紫郡堅粕町大字西堅粕、住所同所、無職  
窃盜前科一犯 永谷 勇 (三二)

本籍、同縣福岡市千鳥町番地不詳、住所同地、無職  
窃盜前科四犯 八尋 清 (三三)

本籍、同縣筑紫郡堅粕町大字西堅粕字松原通六六五番地、住所不定、無職  
窃盜前科八犯 西岡 文雄 (三四)

本籍、福岡縣嘉穂郡鎮西村大字蓮臺寺七九番地、住所、岡山市花畑土倉町  
無職二二三番地  
窃盜前科一犯 中田 熊太郎 (三五)

本籍、同縣筑紫郡堅粕町大字西堅粕字松原通、住所、同所、無職  
窃盜前科三犯 森口 繁 (三六)

本籍、福岡縣宗像郡東郷町大字田隈番地不詳、住所、同縣筑紫郡堅粕町  
大字西堅粕字原通  
窃盜前科一犯 今井 元春 (三七)

前科窃盜六犯賭博三犯 高田 宗太郎 (三八)

本籍、住所、福岡縣筑紫郡堅粕町大字西堅粕字松原通、無職

窃盜前科一犯 中村 虎松 (三九)

本籍、住所、同縣同郡同町大字同地、無職

窃盜前科一犯 中村 末松 (四〇)

本籍、住所、同縣同郡同町大字同地、無職

窃盜前科一犯 松本 一 (四一)

本籍、住所、同縣同郡同町大字同地、無職

吉田 則親 (四二)

本籍、住所、同縣同郡同町大字同地、無職

窃盜前科一犯 山下 政吉 (四三)

本籍、同縣同郡同町大字同地、當時、小倉歩兵第十四聯隊第十中隊入營中

溝田 阜 (四四)

の十五名である。

本件檢舉の功勞者は福岡縣警部笠長兵衛、同警部補清原淨、同巡查釘原由松、同田中平助、同杉村正徳、同高良始等であつた。



## 九、松保丸の金塊引揚詐欺(鹿兒島)

海底の金塊を透視したと云ふ男光一事……………三田才三

- 一、琉球の貢船松保丸の傳説と透視術師三田才一。
- 二、金塊引揚作業に四萬圓を出した出資者。
- 三、銀行に保管預とした箱詰の金塊、華々しい新聞宣傳。
- 四、現品押収、開けて口惜しき銚錢や石塊。

(一)

潮の香の暖かい南國の薩摩には、民間にこんな傳説がある。今から恰度六十年前の慶應三年十月十七日の未明に、琉球王から薩摩の藩主島津公に献納する寶物を積んだ松保丸と云ふ貢船が、暴風に遭つて薩南大島を去る十餘哩の孤島中之島の沖合に沈没した。間もなく琉球王から松保丸遭難の届が島津家へ差し出された。之れに附けられた目錄に依ると、沈没した寶物は判金一萬兩入二十五匁、丁金十二貫八百匁入四十八匁、唐渡銅錢十二貫入三百匁、天保錢十二貫入五百匁、水銀十二貫入十二壺、犀角十二壺、手朱金千兩入十七匁、貳分金千兩入十匁其の他貴重な陶磁器等で、當今の價に見積ると約一千萬圓の價があると云ふのであつた。

茲に宮城縣本吉郡氣仙沼町字釜の前で生れ、今では神戸市西須磨暮ノ前五番地に堂々たる邸宅を構へ、透視と念寫とをやる事が出来ると稱し、帝國自覺會と云ふ團體を組織し、自ら會長となつて紳士風を吹かす三田才一と云ふ男がある。彼は本名を三田才三(四二)と云ふ。郷里氣仙沼小學校の高等科二年修業後は、家業の機糸業に従事して居たが、十八歳頃から上京して陸軍製絨所や、陸軍砲兵工廠の職工を勤めた事がある。二十一二歳頃から之を廢して以來一定の職業なく、何時の頃からか透視術と云ふ看板の下に人々を詐き、詐欺的の行爲を常業とする不良者となつた。彼は窃盜、詐欺等の前科が四犯もある。曾ては山口縣大野郡沖に沈没して居る大坂號の財貨を引き揚げ、又朝鮮仁川沖に沈没せる高陞號の財貨も引き揚げた。近くは佐世保港外の露國軍艦からも財貨を引き揚げた。又金銀鑛脈の發見等も屢々爲した事があると揚言して居る。彼の巧な自己宣傳に惑はされて、蟻集して来る慾張資本家や利權屋を利用し、帝國自覺會と云ふ山師團體を組織し、之を透視部と作業部とに分け、透視に依つて發見した一攫千金的の事業を、作業部で實行すると云ふ觸れ込みだ。

千萬圓の財寶を積んで千尋の海底に沈んだ松保丸の傳説と、大山師の透視家、舞臺も出來た。登場主役も定まつた。列び大名も出揃つた。喜劇か悲劇か?、兎も角も天下の看客をアツと云はせる大芝居が、演ぜられざるを得ない狀勢となつて來た。

(二)



何か目先の變つた題材あれかしと、鶴の目鷹の目で物色して居た三田才三が、此の松保丸の傳説を聞き込むと雀躍して喜んだ。彼は、透視術に依つて其の財寶が今尚ほ大島郡十島村大字中ノ島沖海底の岩礁中に現在するのを發見したと、世上に宣傳した。彼は自覺會員で、且つ事業の出資者たる東京市牛込區富久町五三新長明(六三)等と、相談した末、鹿兒島縣下川邊郡枕崎町で、作業用として八千代丸と云ふ石油發動機船を賃借した。彼等は、大正十五年三月初頃、水夫や潜水人夫を雇ひ入れ、金塊引き揚を夢みて大島郡中ノ島に到り、引き揚作業に着手したのであつた。

然るに同所で引き揚げた物品は、海鼠型の暗黒色を帯びた銅塊と、一厘錢や天保錢等の如き殆ど無價物に等しき物のみで、目的とする金塊其の他の寶物は仲々發見されなかつた。のみならず、金塊等の引き揚は到底其の見込のない事を承知しながら、前から其の周圍を取巻いて居る慾張りの資本家や、利權屋等を欺罔して巨額の作業費を詐取しやうと目論見、前に引き揚げた海鼠型の銅塊を金塊だと吹聴し、第一回には五萬圓相當の物を發見したとて、之を二つの木箱に詰め込み、同年七月十七日鹿兒島市内に持ち込み、同市十五銀行支店に保管預とした。

其の時才三は、同地の各新聞記者を自己の宿所たる山下町高砂旅館に招待して、

「自分は透視術で松保丸の金塊を發見し、今回五萬圓に相當するものを引き揚げた。尙ほ一日に百個乃至二百個位、此の價二萬五千圓乃至五萬圓を引き揚げつゝある」と發表した。新聞記者等は近來の特

種として争つて掲載したので、全國に之を宣傳する事が出来、世人をして此の引き揚げ作業が益々有望だと信ぜしめた。

更に同年八月八日、第二回目には五十萬圓に相當する金塊を引き揚げたと云つて枕崎港に入港し、金塊入だと云ふ木箱二個を南薩銀行枕崎支店へ保管預とした。其の日同町から「明九日午前十時八千代丸は鹿兒島港第二棧橋に着く、海岸で待て」と云ふ意味の同文電報を、鹿兒島市内の各新聞社及支社に發して置き、翌日鹿兒島に入港して娉集した記者達に對し「今回は金の延棒壹千六百九十本、時價五十萬圓相當の物を引き揚げて、南薩銀行に保管預けとして置いた」と事實を偽つて發表し、前と同様新聞紙に之を登載させ、自ら其の記事の掲げられた新聞紙を購入して各地に發送するなど、種々の方策を講じて、其の引き揚作業が有望で且つ確實だと云ふ事を信用させる様に努めた。

先づ斯様な術策を講じて置き、才三は取巻連と謀計企圖を廻らし、日和見主義の慾張資本家や利權屋等を利用し、彼等の手で東京府下豊多摩郡大久保町百人町一七八番地薄田精一(四五)を唆かして鹿兒島市へ誘き寄せ、三田の本據とする高砂旅館で、從來の作業費一切を四萬圓と見積り、薄田精一が之を提供し、該事業に關する一切の權利を同人に歸すると云ふ契約を締結した。

三田才三は此の契約を結んだ以前、既に自覺會員の方から手を廻して、薄田精一より約壹萬圓前後を取り込んで居たのであつた。此の契約が出来たので更に殘金參萬圓を請求し、同月十三日例の高砂旅館



で自覚會員神戸市兵庫東出町一〇八河合安吉の手を経て之を受取つた。

此の外大體之と同様な方法で、福岡縣大牟田市中友町二九の武藤信三郎と云ふ人を欺し、大正十五年五月中頃から同八月中旬頃の間で數回に亘り、現金六千八百五十圓を取込んで居る。

## (三)

「透視術の大家三田光一來る。松保丸の金塊引き揚成功す。」等と云ふ大見出しの新聞記事を見る毎に眉を蹙めたのは、鹿兒島縣警察部保安課の捜査係長警部有島文夫であつた。有島警部は考へた。「成程松保丸の傳説は自分の耳にも這入つて居る。だが冷静に考へて見ると甚だ腑に落ちない點が數々ある。由來琉球と云ふ國は、薩摩藩に屬して以來其の誅求に苦しんで、財政は極度に枯渴して居たと聞いて居る。夫れが一貢船に二千貫以上の金塊を積んで居たと云ふのは眉唾物だ。琉球王から提出した遭難届に附けた目錄に、事實そんな財寶を書き列べてあつたとすれば、難破船を機會に誇大な書上をして居たのかも知れない。傳説としては面白いと云つて聞いて居られる。山師の宣傳としては有り相な事だ。だが現に金塊を何萬圓何十萬圓と引き揚げた等と云ふのは變だ」と職掌柄直ぐに疑の眼を彼等の上に放つた。で、夫れとなく彼等の行動を内偵させて見ると、其の一行は非常に金に窮乏し、宿屋を初め市内の某處、此所に數千圓の負債を作つて居る。然るに第一回到五萬圓、第二回には五十萬圓にも償する金塊を引き揚げたと觸れ廻つて居るにも拘らず、其の金塊を筥に詰めて銀行の藏に保管預けにして置き、唯宣

傳のみに之れ努めて居る。大體金塊等と云ふものは價も定まつて居るし、其の現物を無利子の保管預けにする等と云ふのが常識で判斷の出來ぬ違ひ方だ。彼等が金塊だと聲を大にして叫んで居る物は、果して眞實の黄金か否かと云ふ疑が、有島警部の腹の中で大きく且つ固くなる一方であつた。

疑は持つても、それが金塊でないと云ふ點を主張するに足る之れと云ふ證據がない。其處で先づ其の品物を預けてあると云ふ銀行の方から調査を進めて見やうとする事になつた。

之れのみならず作業船八千代丸は、本年三月以來枕崎港迄は數回歸航した事があるが、其の都度同船へは關係者以外の者は絶対に近寄せず、何だか秘密が伏在して居るらしいと云ふ報告があつた。又八月十日大島支廳長から十島村長の報告を進達して來たが、其の一節に「引き揚げたと云ふ金塊を再び海中に沈めたが、どうも不思議だ」と云ふ點があつた。

大正十五年八月二十四日、有島警部は植村警部補と共に、金塊を保管預けにしてあると云ふ第十五銀行鹿兒島支店に行つて其の實否を調べて見た。同行では七月二十日頃に、金塊入だと云ふ木箱二個を保管預として預つた事はあつたが、數日後に夫れを取出したから、現在は何處にあるか知らないと云ふのであつた。同所では行員から單に木箱の容積、重量等と、夫れを嚴重に縛つて封印がしてあつたと云ふ事を聞いた位であつた。

其の時、有島警部は、三田才三が數日前に神戸の河合安吉と云ふ男から作業資金として參萬圓を受取



り、之を一旦安田銀行に預け入れたが、今では殆ど其の大部分を引き出して消費して居ると云ふ風評を耳にした。其の時出資者は河合安吉だと思つて居たが、後で調べた結果、河合は仲介者で眞の出資者は薄田精一であつた。

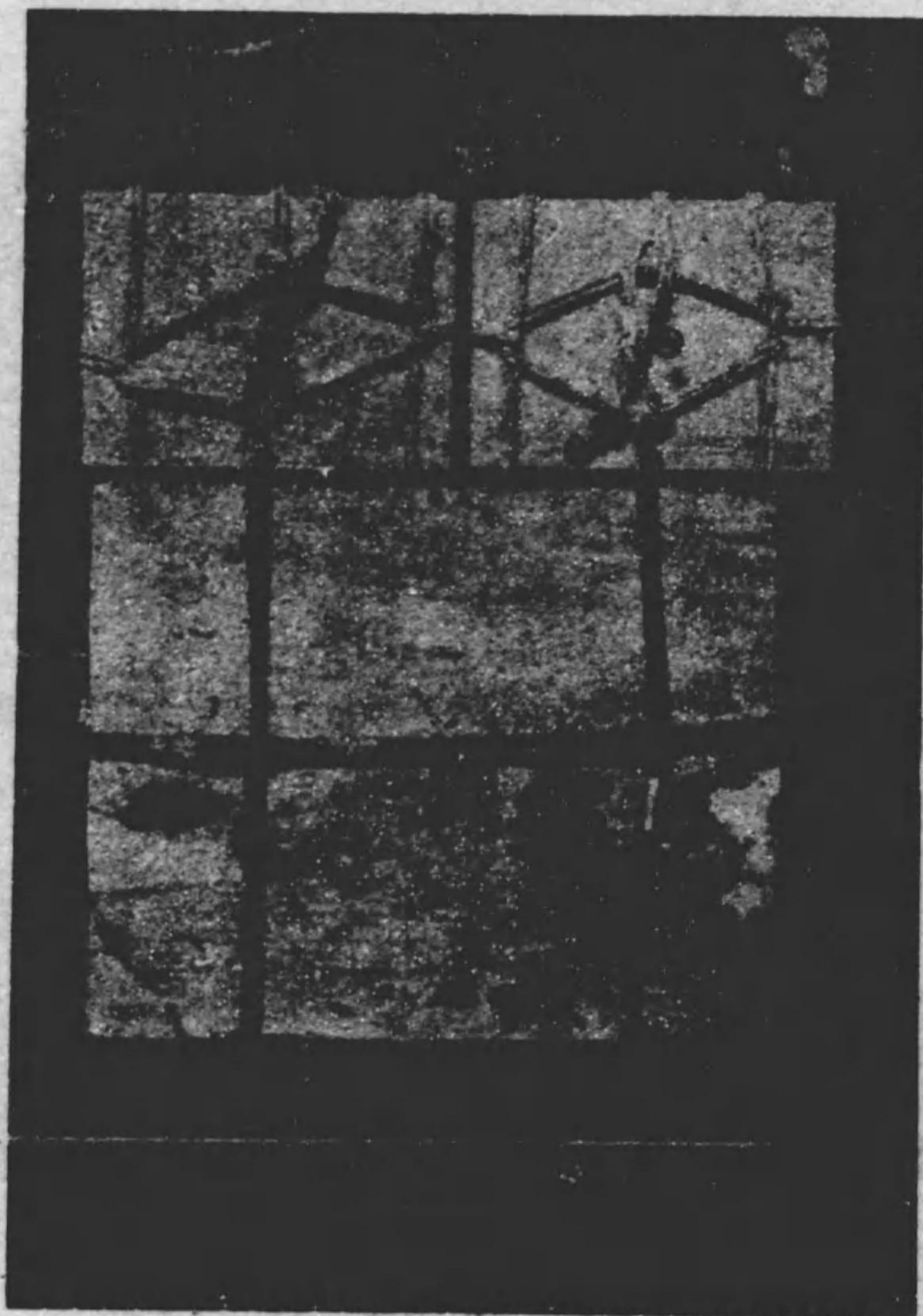
何れにしても之等の事情を綜合して見ると、益々其の圈内へ立入つて出資者關係、引き揚物品の真相、等を調査して見る必要を認められた。有島警部の報告を受けた高橋保安課長は、意を決して急々捜査の幕を切つて落し、一網打盡に之を検挙をしやうと企てた。

(四)

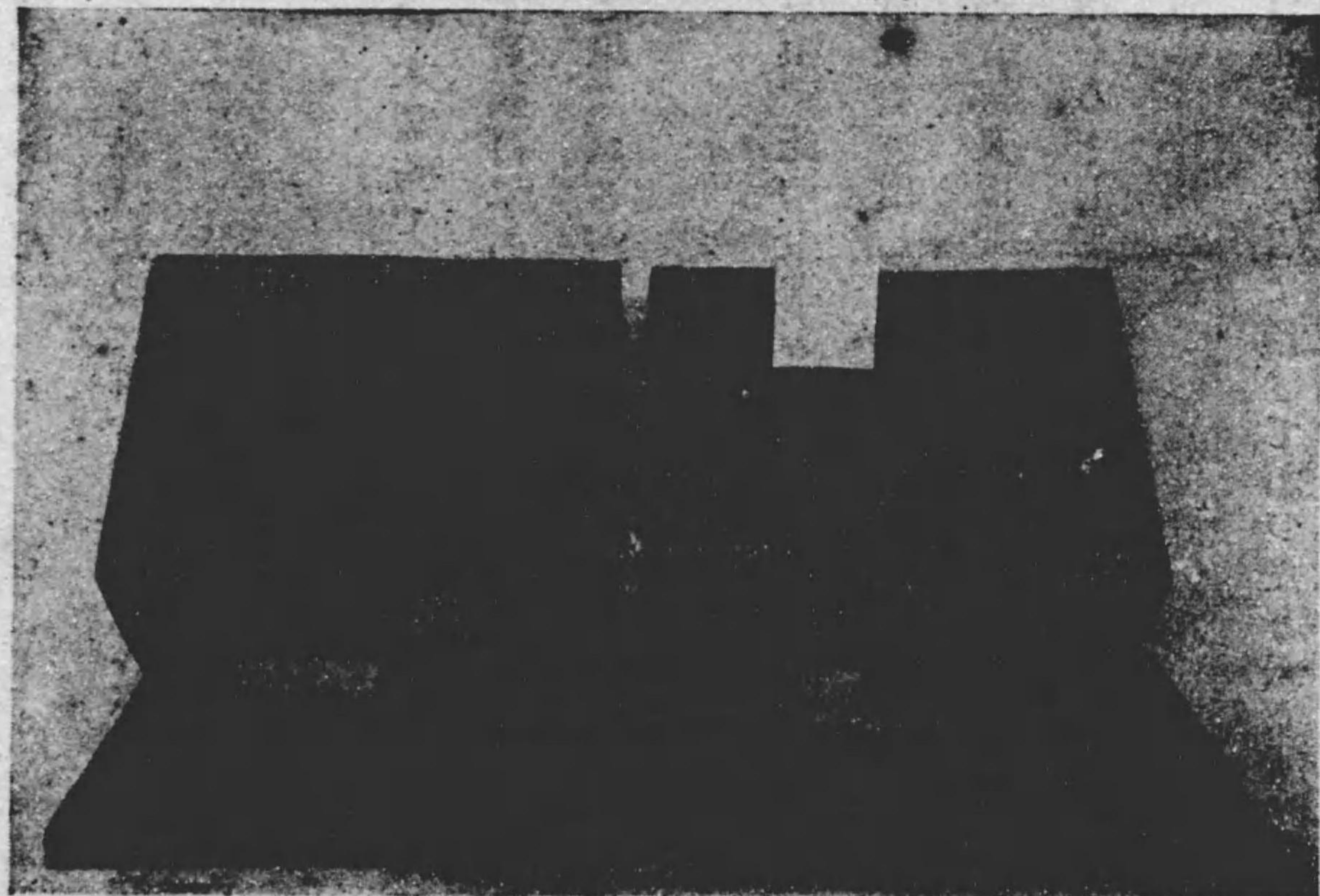
捜査の方針は定まつた。先づ神戸の河合安吉に對しては所轄警察署へ電報で其の出資關係を詳細取調方を照會した。

一面枕崎町方面捜査の必要があるので、八月二十四日午後二時頃から、植村警部補と大迫巡査部長の二人を同地に急派し、作業船八千代丸の船員、同所から人夫に雇はれて作業現場へ行つた者等に就き、作業状態を詳しく取調べさせると共に、南薩銀行枕崎支店に預けてあると云ふ、金塊と稱する物の充分なる取調を爲さしめた。

尙ほ鹿兒島市内に於て、三田才三一行が策動根據地として居る高砂旅館其の他にも、彼等一行の動靜を内偵させる事として置いた。



三池銀行にて押収せる木箱



上國中箱二個の内容  
(金塊と稱する銅七銀三の丁銀)



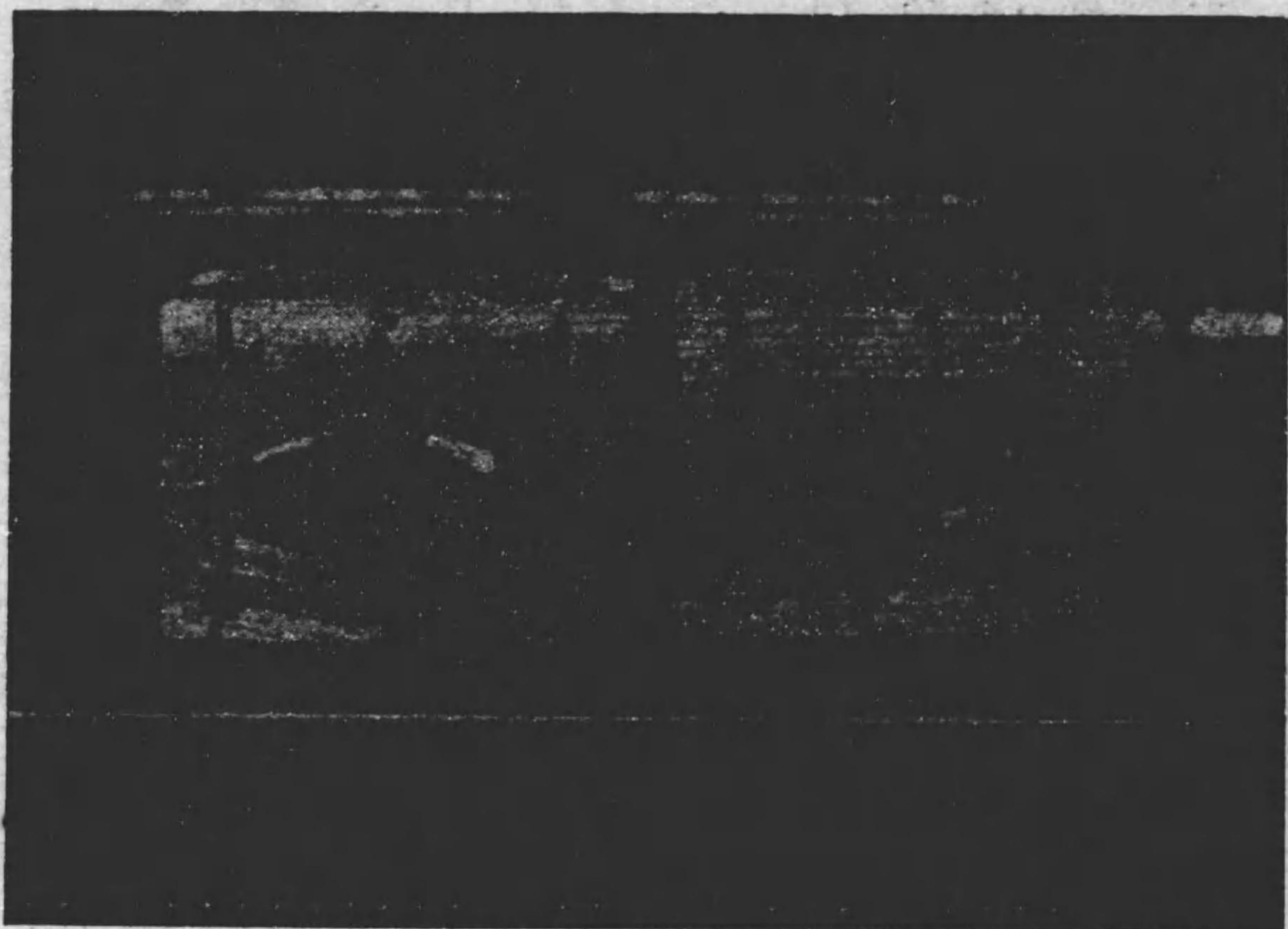
枕崎方面に出動した、植村警部補等からの報告は斯うであつた。

船員等は、作業地たる海中から三百個内外の金塊を引き揚げたのは事實だと申し立てた。彼等は其の物品を今に金塊と信じて居る様だ。然し海の中の事は潜水夫が働らいたので、どんな様子であつたか判らないと云ふのであつた。

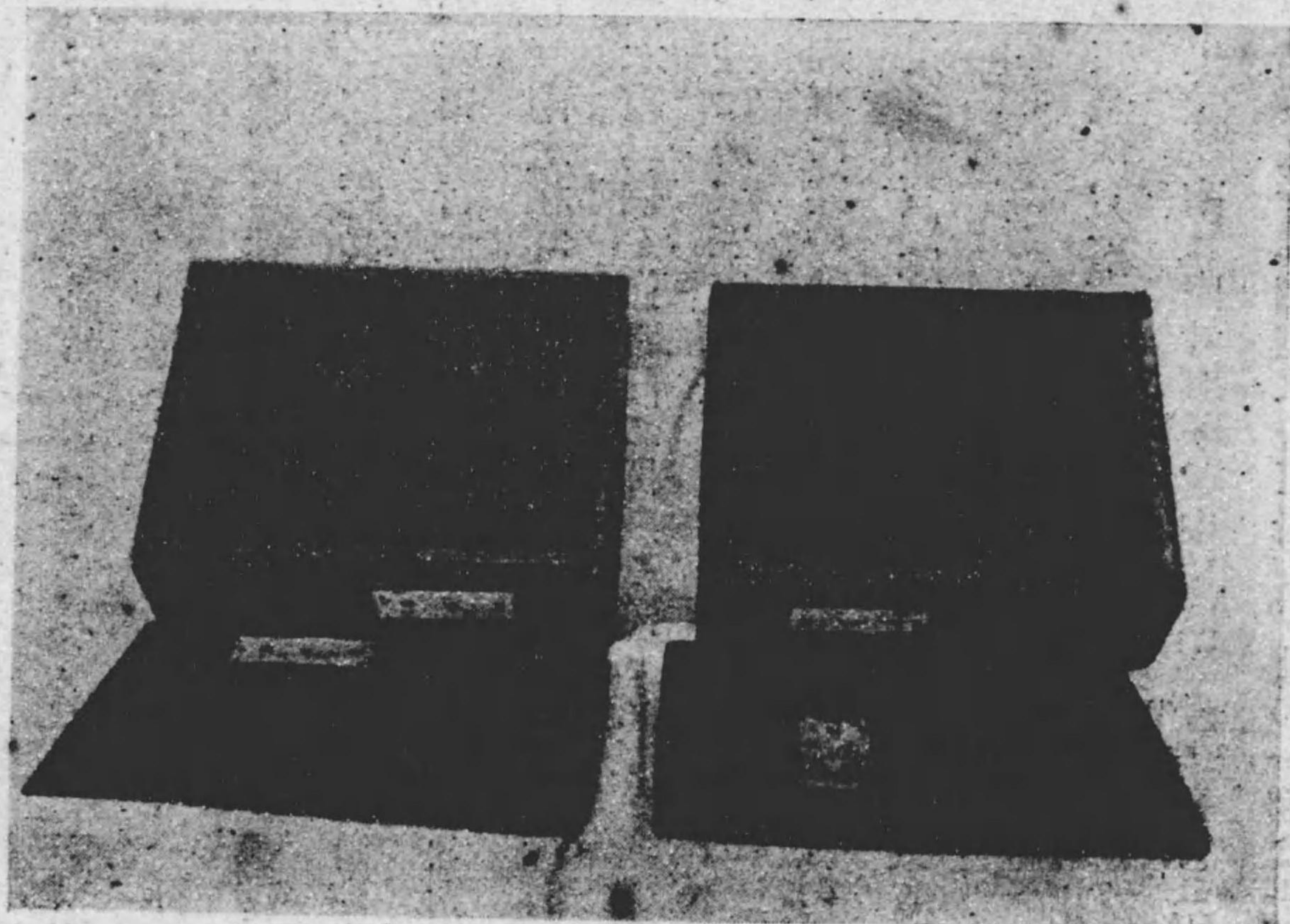
南薩銀行に保管預としてある物件は、一尺四方内外の木製箱で、鐵線で以て嚴重に縛り、之れをハンダ付とし封印を施して居る。計量して見ると一方は十貫四百匁あり、他の一方は十貫百五十匁あり、金塊が入れてあるものとしては容積に比して稍輕いと思はれるが、箱は開けて見る事が出来なかつたから、何が入れてあるか不明だと云ふのであつた。

此の取調をして居る最中、同月二十五日午前十一時頃、此の金塊引き揚作業の主任者であつた谷男吉外二名の者が、南薩銀行枕崎支店へ預入れてある金塊引き出しの爲めに、鹿兒島市から自動車を駆つて枕崎町に來た。之を探知した植村警部補と大迫巡査部長は、直ちに谷男吉等の所在を突き止め、彼等が銀行から受取つた木箱を積んで何所かに姿を匿そうとして居るのを見て、其の自動車に同乗し鹿兒島市に同行して歸り、木箱は安田銀行鹿兒島支店に保管預と爲さしめて置いた。

以來段々と捜査の進行するに連れ、曩に第十五銀行鹿兒島支店に預けてあつたと云ふ所謂金塊入の木箱二個は、他の數個と共に福岡縣大牟田市三池銀行其の他に保管預として居ること、出資者は河合安



箱木の收押りよ方師一津島

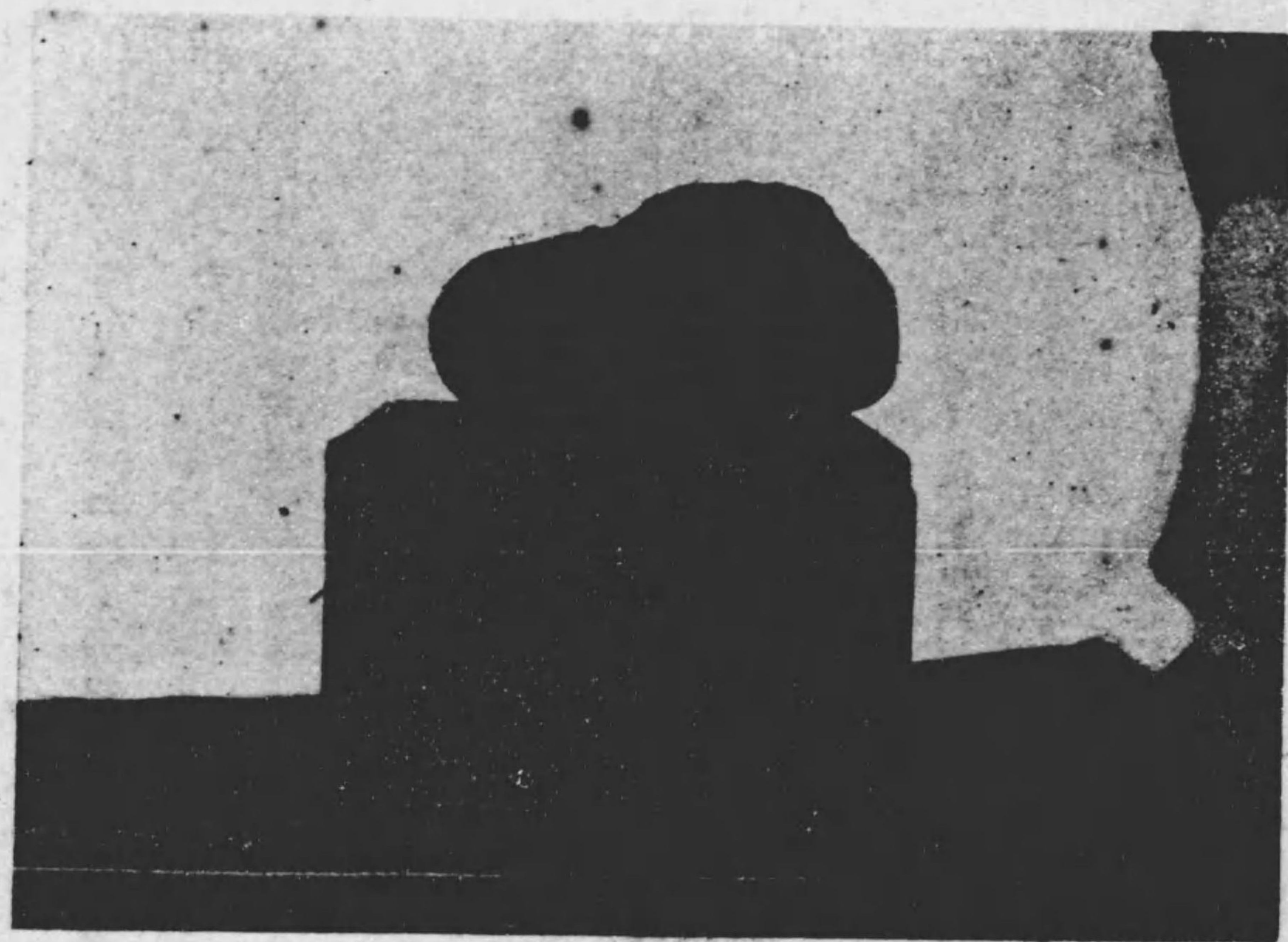


(む込め詰を鉛容内の箱木圖上)

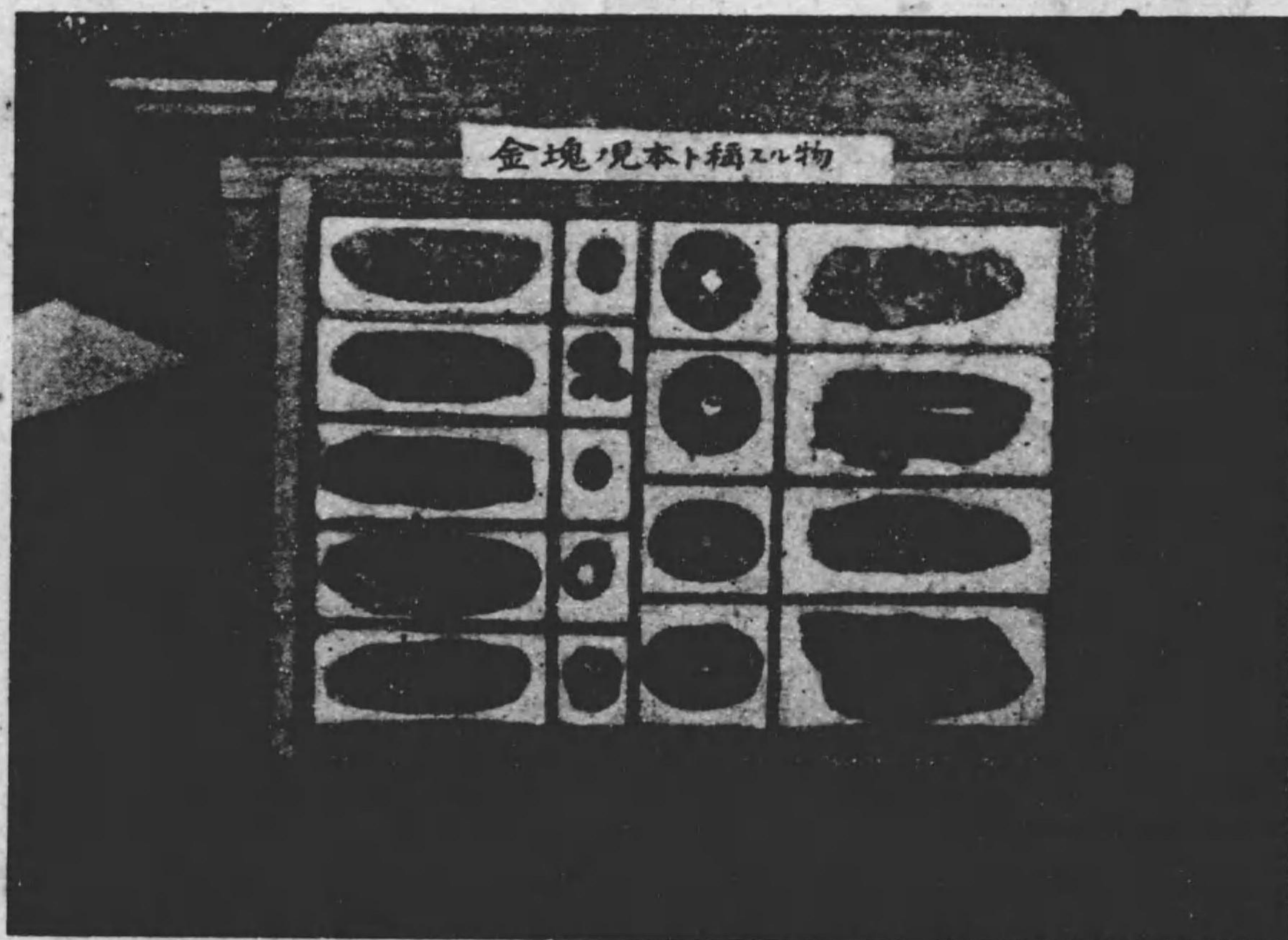


吉ではなく、實は薄田精一であつたこと、潜水夫は長崎縣北松浦郡宇久島の者であると云ふ事、三田才三は薄田から參萬圓の現金を受取ると、間もなく福岡方面を経て神戸の自宅へ歸つたと云ふ事、等が芋蔓を引く様に判つて來た。其處で一先づ關係者の聴取を了し、同月二十九日詐欺罪として一件記録を鹿兒島地方裁判所検事局へ送致した。其の翌三十日検事から強制處分の請求があり、銀行に預け入れてある木箱を全部差押へる事に決し、福岡縣大牟田市の三池銀行其の他には水町豫審判事、原田檢事、有島搜查係長、大迫巡查部長等が出張し、鹿兒島市の安田銀行鹿兒島支店には高田豫審判事、加川檢事、植村警部補等が臨み、八月三十一日午前九時を期し、兩者相呼應して一齊に所謂金塊箱を差押へた。其の日午後三時鹿兒島の安田銀行支店で差押へた木箱二個を豫審廷で開放檢證して見ると、岩石や一厘錢の腐蝕したものゝみで全く無價物であつた。茲に於て三田才三の犯證を確實に得たので、即刻同人に對し拘引狀が發布された。縣保安課では中村刑事に其の執行を命じた。刑事は先づ彼の住所地神戸で探索して見たが、東京方面に赴いた形跡があるので其の跡を追つて上京し、九月三日東京驛ステーションホテルに潜伏して居る所を逮捕した。

前記以外の金塊入と云ふ木箱に詰められた物品の正體は、金塊とは似も付かぬものばかりであつた。三池銀行で押収した三個の木箱中、二箱は長さ八寸巾六寸、高さ四寸あり、中には海鼠型長さ三寸巾一寸厚さ三分位、銅七分銀三分の丁銀と云ふ補助貨幣が百八十二個這入つて居た。他の一個は一尺二寸



三池銀行にて押収せる箱の内の容



神戸の三田才三方に於て押収せる塊金の見本



角中には、天保銭や一厘銭が腐蝕して附着して居る岩石が入つて居た。  
其の他福岡市の島津一師方で押収した木箱二個は、何れも長さ七寸中六寸高さ三寸餘、中には鉛を詰めて居つた。

### 第四、其の他の犯罪

#### 一、東六郷村の博徒争闘(大阪)

- 『鐵』方の主魁『中政』の乾兒……………船越鐵次郎
- 『鐵』の乾兒……………山本延次郎
- 『中政』の身内『いろは』事……………中西拾松
- 『鐵』方、『中萬』の乾兒……………寺田英夫
- 『鐵』方、『中萬』の乾兒……………村井常太郎
- 『鐵』の乾兒……………三島安太郎
- 『三公』方の主魁『長政』の乾兒……………高田三之助

- 『三公』方『二代目市の屋』事……………生田綱五郎
- 『三公』方生田和市の乾兒……………音澤富夫
- 『三公』の乾兒……………馬場常吉

- 一、警察の前を疾走する怪しい自動車、中には武装の博徒。
- 二、原因は博徒の縄張争、來客に挨拶せぬとの云ひ掛り。
- 三、『間違出來た』の電報、續々自動車で應援隊は詰め掛けた。

(一)

大正十五年一月九日午後九時頃、大阪府下御厨警察分署の前を數臺の自動車が東の方へ向つて疾走した。何か其の様子が變であつたので、最後の一臺を呼び止めて其の中を調べて見ると、通稱『長政』で通つて居る大阪市港區九條中通三丁目の土木請負業小倉政吉の配下金森富夫、宮脇昇一、島本達次郎、石田正太郎、山下繁太郎の五人が其の中に乗つて居る。彼等は何れも身輕に裝ち、日本刀、薙刀等の兇器十數品を携帯し、何となく殺氣立つた素振から見ると、どうも此の近くで争闘が始まり、其の現場に出張つて行く途中らしい。が幾ら取調べて見ても其の場所は勿論、相手方の名前も一切口を緘して語らない。署長は一先づ彼等を同署に檢束して置き、其の事實を府警察部へ報告した。  
此の報告を受けた警察部では、直ちに治安係の非常召集を行ひ、同時に同方面に關係ある八尾警察



署、額田、四條、暖兩警察分署へ對して「其の所轄内に争鬪事件が発生しては居ないか至急取調をせよ」と命令した。所が間もなく額田警察分署長から「管内中河内郡東六郷村大字吉原の生田和市方に約六七十名、又同村大字加納武田喜三郎方に約三十名の博徒や無頼漢が集まり、各自に日本刀、竹槍、獵銃、薙刀、棍棒等の武器兇器を携帯して相對峙して居るのを發見した」と云ふ急報があつた。

刑事課長は急を警務課長に告げて制服巡査の出勤を求め、先發として鶴橋警察署から警部補以下警査二十名の制服巡査に監察官附河野警部を附添はせて同地に急行させ、亦刑事課長は治安係阿部警部以下二十名で私服檢舉隊を組織し、自ら全員を指揮して自動車トラック等に分乘し現場に急行した。之等の警官隊が東六郷村に着いて見ると、得物を持つた博徒無頼漢の連中が、暗の中を右に左に徘徊して物情甚だ穩かならぬ状況にあつた。課長は先づ村落の要所々々に制服警察官を配置して、彼等の行動を監視警戒させ、同村役場に警戒檢舉隊の本部を置き、夜を徹して警戒し、翌朝未明を期して双方の本據地生田和市方及び武田喜三郎方を襲ひ、一網打盡的に八十三名を檢舉した。之と同時に事態重大だと認めためたので直に檢事の出勤を請求した結果、大阪地方裁判所檢事局から安井、福尾、飯沼、國分、西堀、永田、の各檢事が出張せられ之が取調に當たられた。

以下本件の原因、動機を次に叙述することにしよう。

(二)

大阪府北河内郡住道村大字堤の町に通稱「鐵」と呼ばれた博徒の親分に、船越鐵次郎(四九)と云ふ者がある。彼は大阪市東成區中濱町の博徒大親分「中政」又は「喧嘩政」として知られた、末廣政吉(六八)の乾兒で、生れは中河内郡孔舎衛村大字日下である。

彼は今から十八九年前に、現在の住所住道村に移り、當時數名の乾兒を持つて、其の邊では相當に羽振を利かして居たが、運悪く賭博罪で檢舉され、以來久しく他郷に流寓し、一昨年頃から再び住道村に戻つて來たのだ。けれども其の後も更に改悛の情なく賭博を常習にし、今では二十名ばかりの乾兒を擁し、博徒仲間次第に勢力を恢復する様になつて來た。之が今度の喧嘩の一方の主魁である。

茲に又大阪市港區九條北通二丁目「三公」の綽名で知られた、高田三之助(四七)と云ふ博徒がある。「三公」は同市港區九條中通三丁目の大親分「長政」事小倉政吉の乾兒で、今度の喧嘩の片一方の主魁である。

「三公」の兄弟分に「二代目市の屋」と呼ばれて居る、生田綱五郎と云ふ博徒がある。此の男は中河内郡東六郷村大字吉原の生れで、住道村の「鐵」が他所行をした不在を見込み、十數年前に住道村大字御供田に轉住し來り、乾兒十數名を持つて賭博を常習にして居た。所が、「鐵」が住道村へ歸つて後は、段々に其の勢力を削られる様な風があるので、兩者の間には暗闘軋轢があり、互に繩張争を生じる様になつて來た。



此の時偶々「市の屋」事、生田綱五郎の長男作次郎(二二)が徴兵検査に合格し、一月十日には歩兵第三十七聯隊へ入營することになったので、「三公」は其の見送りをする爲に、乾兒十數名を引き連れて一月八日堂々と同地に乗込み、「市の屋」の兄弟分で、「長政」の輩下である東六郷村大字吉原の博徒生田和市(五二)方に宿泊し、翌九日の午前十時頃から「市の屋」方へ行つて他の來客と共に綱五郎の養應を受けて居た。

之と殆ど同時刻、「鐵」の乾兒、住道村大字新道の博徒山本延次郎方では、「鐵」の親分「中政」の身内の通稱「いろは」で通つた大阪市東成區鳴野町の中西捨松(六二)が朋を振り、「中政」の長男大阪市東成區鳴野町の「中萬」事末廣萬治の乾兒、大阪市東成區鳴野町の寺田英夫(二六)大阪府下中河内郡楠根村大字稻田の村井常太郎(二六)の二人が強力をして、「鐵」や生田和市や外數名の者が集り、賽本引と云ふ賭博を開帳して居た。

其の時寺田政夫の金錢の取扱方が充分でなかつた爲、「鐵」の乾兒、中河内郡孔舎衛村大字日下の三島安太郎(三〇)が寺田に代つて強力をして居た。

其の日の十二時頃、生田和市の乾兒東六郷村大字吉原の音澤富夫(二三)と「三公」の乾兒大阪市港區九條北通三丁目の馬場常吉(三九)外數名が、どやどやと其の賭場へ這入つて來た。其の中でも馬場常吉は、強力をして居る三島安太郎を捉へて、

「ちい來客があるのに挨拶もせぬのは不都合ではないか」と言掛りをし出した。

之が元で双方入亂れて大立廻となり、「鐵」方の村井常太郎、寺田英夫等は、一升入の空場其の他の物で「三公」方の馬場常吉を殴打して、頭部等に治療數十日を要する傷を負はせ、又「三公」方の音澤富夫外數名は「鐵」方の寺田英夫、三島安太郎の二名を一升入の空場等を以て殴打し、寺田英夫に治療四週間を要する傷害を與へた。

之が今度の争闘事件を引起す直接の動機となつたのであつた。

(三)

「鐵」方の「いろは」事中西捨松は、此の喧嘩が出來ると直ぐに其の兄弟分「中萬」事末廣萬治に宛てて「間違出來た、住道にて、いろは」と云ふ電報を打つて暗に應援を求めた。

「鐵」方の船越鐵次郎は、「三公」の乾分の爲に自己の繩張の賭場を荒され、博徒としての面目を蹂躪されたものだから、其の怒は言語に絶し、死を決して此の復讐をすると云つて、長男船越梅吉、甥村井常太郎乾兒山下繁一、古中榮太郎、福田榮太郎、の五人で決死隊を組織し、自ら大將となつて、東六郷村大字加納の兄弟分武田幸治郎方迄進出し、此所を本據として應援者の來着を待ち、「中萬」の身内住道村驛前の住田藤五郎方で竹槍四十本を作つて置き、來着者に順次夫れを配付することにした。

「三公」方の生田和市は、喧嘩の後直ぐに自宅へ引き取つた。此の知らせを受けた「三公」は取るものも



取敢へず同人方に引き揚げ、其處を本據として自ら主將となり、前日から連れて來た十數名の中で、志摩喜平、松原春夫、吉岡久吉、森米藏、音澤富夫等と決死的に應戦の準備を爲し、兄弟分大阪市西區本田町通三丁目「宮瀧」事吉川瀧藏に應援を求めた。

「鐵」方の應援者等は、大阪市東成郡放出町石田喜三郎方で一旦勢揃をして、住道村の住田藤五郎方で竹槍を受取り、東六郷村大字加納の小倉太郎方と武田幸次郎方に陣取り、何時でも争闘の出来る様な準備をして居た。

又「三公」方の應援者「宮瀧」は、其の配下の平野隴外四名其他の者に日本刀等の武器を携帯させ、數臺の自動車で争闘地へ出張らせて居る途中、平野等の乗つた自動車のみは御厨警察分署で檢束されたのであつた。

此の外「三公」の内縁の妻木田カヨは、女だてらに「長政」の配下大阪市港區九條通三丁目坂井岩雄の乾兒豊田義一、秋倉伊八郎、村田政吉、吉野ミエ等と共に、武器を携帯して自動車を駆つて應援に乘込んで來た。

之等の連中を合すると、「三公」方は六七十名にも上り、生田和市方を本據にして争闘準備を怠りなかつた。

中でも「三公」に直屬して居る志摩、松原、吉岡、森の一團は先陣氣取りで、同村大字吉原の西光寺附近迄押し出し、將に争闘の幕を切つて落さんばかりになつて居た。

此の時北鴻池組の配下、大阪市西淀川區姫島町本通二丁目の土木請負業者横川繁太郎の乾兒、同町の辻安太郎と云ふ者が此の喧嘩を聞き込み、此の儘放任して居ると大變な事になると云ふので、横川の名で仲裁に入り度いと挨拶した。が「鐵」事船越鐵次郎の方でどうしても承知しないので、仕方なく一旦東六郷村大字吉原の「瓦捨」事林捨松方迄引き揚げ、其の仲裁から手を引く事になり、「三公」の方へは安太郎自ら其の旨を通知し、「鐵」の方へは東六郷村大字古箕輪の「瓦清」事大西清吉を使者として、其の趣を通知させることにした。ところが「瓦清」は途中で警察官に取押へられ、其の通知が出来なかつたので、自然争闘開始が遅れて居たのであつた。

其の内に警察の手は完全に廻つた。一月十日の明方、刑事課長、阿部警部の率ゆる檢舉隊は手を分けて双方の本據を襲ひ、「鐵」方の主魁船越鐵次郎、以下三十九名、「三公」方の主魁高田三之助以下三十二名、即ち兩方で八十三名の者を檢舉する事が出来た。

以來彼等双方の大親分、「長政」と「喧嘩政」の動靜を視察して居たが、段々鎮靜に歸して、今後再び争闘を始める様な状況はなくなつた。



萬一之が檢舉の手が遅れ、一旦兩部隊の衝突を見んか、如何なる重大事を惹起したかも知れなかつたのだ。が幸に之を未然に防止して、治安の維持を全うする事が出来たのは、大阪府警察當局の敏捷適切なる措置に依るのは云ふ迄もない事である。

### 二、夫は私醫妻は私女醫(兵庫)

四倉重篤と名乗つて居た偽醫師……………天野道信  
川上秀子と名乗つて居た偽女醫……………太田つるよ

- 一、二人の刑事は扉後の荷物を追つて犯人の所在を突き止めた。
- 二、二人の生ひ立、代診の時に醫師免許證を盗み出した。
- 三、偽醫師、窃盜、墮胎、傷者致死等の罪を重ねて。

### (一)

大正十五年四月十六日、兵庫縣警察部へ無名の投書が舞ひ込んだ。開封して見ると「兵庫縣明石市の海濱病院に居る醫師四倉重篤と云ふ者は、實は無免許醫師である」と云ふのであつた。縣刑事課では直ぐに青木、小川の兩刑事に、其の實否の内偵を命じた。

此の命令を受けた兩刑事は明石市に來て取調べて見ると、海濱病院に居た四倉重篤と其の妻川上秀

子の二人は、既に風を喰つて逃走した後であつた。刑事は病院の抱車夫稻田達次に就いて二人の行先を尋ねて見た。達次の口から得た種は「秀子の方は四月十日頃に明石驛から岡山方面へ行つた。又四倉は四月十二日達次を連れて京都へ行つたが、其所から別れて明石へ歸つた。其の後、何處へ行つたか行先は知らない」と云ふのであつた。刑事は其の足で明石驛に行き調べて見ると、川上秀子に似寄つた婦人が、四月十日岡山縣勝山驛迄の二等切符を買つて乗車して居る事が判明した。

一方四倉重篤、川上秀子の兩名が、明石の海濱病院へ來る前に開業して居た、神戸市腕塚町重秀醫院を調べて見ても、彼等の舉動に不審の點がある。又縣衛生課で開業届書を見ると、四倉は明治十四年生となつて居る。然るに彼を知つて居る者の話に依れば、三十五六歳位だと云ふ。年齢もどうも相違して居る様だ。又四倉が車夫の稻田達吉と京都に行つた時に「兒島」と偽名して居たと云ふので、私醫業者の疑が充分にある見込が付き、刑事を岡山縣下に派して川上秀子の方から取調を進め、彼等の犯跡の端緒を得やうとする事になつた。

刑事は先づ明石驛で、川上秀子が持ち込んだ荷物を調べて見た。それは、柳行李が五箇と布團包が四個であつた。其の荷物の行衛を追つて岡山縣勝山驛に行つて見ると、其の荷物は四月十日同驛に届き、驛前の河本運送店扱で阿哲郡刑部村の太田峯三方に配達したが、十日程過ぎた四月二十一日再び其の荷物を岡山驛止として發送して居る。川上秀子らしい婦人は、其の日荷物と共に岡山市の醫科大



學へ行くと云つて出發して居た。

そこで前記荷受人太田哲三方へ行って調査して見ると、峯三は川上秀子と云つて居る者の姉婿で、秀子と云つて居るのは、實は太田つるよ(二七)であること云ふ事も判明した。尙ほ同家へは、岡山市小野田町五六番地兒島正義から「自分等の住所は何人にも絶対に秘密で居つて貰ひたい」と云ふ意味の通信が來て居る。考へ合して見ると、四倉が京都へ行つた時にも「兒島」と偽名して居た事實がある。即ち兒島正義と名乗る男は、現に捜査して居る四倉に相違ないと云ふ見當が付いたから、直ぐに刑事は岡山市へ引き返した。

四月二十八日、出張の刑事は岡山縣警察部刑事課へ行つて應援を頼んだ。課長は快諾して課員と岡山東警察署員とを應援に出した。其の日直ちに太田峯三方への通信で判つて居る、小野田町五六番地を襲つて見ると、川上秀子と云ふ太田つるよは在宅して居たので現場で取押へた。刑事等が張込んで居る所へ、夜明の三時頃(二十九日)四倉重篤が歸つて來た。刑事等は有無を云はせず取押へた。四倉重篤と云のは全く偽名で、本名は天野道信と云ひ、内縁の妻太田つるよと共謀し、諸方で盛んに私醫を管んで居た者であつた。例に依つて彼等の來歴から述べて行く事としよう。

(二)

天野道信(三五)は廣島縣安藝郡仁保村で生れ同地に本籍がある。七歳の時母に死別し、父の手一つ

で育てられ、尋常小學校を卒業した後、十三歳の時醫師になる目的で郷里を無断家出し、大阪へ出て紡績工場の職工となつたり、尼ヶ崎から汽船大有丸の火夫となつて乗込んだりして居た。彼は二十歳の頃仁川港で船を降り、同地の藝妓檢番の事務員となつて獨學を續けて居た。が之れも餘り面白くなかつたので郷里へ歸り、賣藥行商をして諸方を廻廻つて居る内に、佐賀縣三養基郡基山村の高尾醫師方へ薬局生として住み込んだ。それは道信が二十七八歳の時であつた。

夫れから間もなく彼は福岡市大學通の竹内醫院へ轉じ、大凡四ヶ月位で同家を逃走する際、竹内の醫師免許證を盗み出し、其の名前を小島正と變造して自分が小島正に成りすまし、下關市の堅田醫院へ代診に住み込んだ。が其處で四五ヶ月働いて居る内に、大正七年の春檢擧されて懲役四年に處せられた。

彼が長崎刑務所を満期出獄したのは、大正十一年六月二十一日であつた。彼はそれから大阪市に出て新町の川村醫院へ代診に住み込んだ。其の後同市東區玉造町畠山醫院、同市北區西野田藤野醫師方等を轉々助手を勤めて廻り、大正十二年九月京都市鞍馬口新町平安治療所醫師、四倉重篤方に雇はれた。彼が四倉の名前を冒用して、私醫を管み出したのは、夫れから後の事である。

又川上秀子と名乗り、天野道信の内縁の妻で、同人と共に私醫を管んで居た大田つるよ(二七)は、岡山縣阿哲郡刑部村字小阪部で生れた。彼の女も薄幸で、生後五ヶ月位に實母に死別し、兄の手許で生育せられ、郷里の高等小學校を卒業して居る。十七歳の時實父にも死別したが、其の頃同家に入出して



居た岡山縣上房郡水田村の大工、池田悦次郎と云ふ者と私通關係が出来て共に大阪へ出稼し、初めは大阪市南區六堂ノ辻の知人方で厄介になつて居た。それから一ヶ月程して、大阪府今宮町梅南通三丁目へ家を借り、彼の女が二十三歳の時迄悦次郎と同棲して居た。

其の頃つゝは大阪府下萩の茶屋若尾醫院に、代診として勤めて居た天野道信と、何時の間にか夫の眼を忍んで情を通じた。彼の女は間もなく池田と離別し、天野と共に廣島縣安藝郡似之島で同棲し、それ以來兩名が共謀して私醫の行爲があつた者である。

## (三)

天野が京都の平安治療院四倉重篤方で助手を勤めて居る内に、又々獨立して私醫を營む目的で、同家の押入柳行李の中に入れてあつた四倉の明治三十八年九月十五日附金澤醫學專門學校の卒業證明書を竊み出した。其の月日は判らなかつた。

夫れから又、其の頃道信が私通して居た松下策と云ふ女を唆かし、四倉方に雇はれて居た女醫川上秀子の醫師免許證の寫を取り出させ、尙ほ同人の本籍氏名生年月日等を探知させた。

其の年十月末頃、四倉が出張所を設けて居る福知山町榮町元三龍舎へ代診として行つて居る内に、同地で獨立して開業しやうと準備して居たが、一週間位で無免許だと云ふ事が判り、其處にも居堪まらず逃走した。

彼が大阪府下萩の茶屋の若尾醫院で代診を勤める内に、太田つゝはと私通關係が出来たのはそれか

ら間もない事であつた。

天野道信は、何所か良い場所があればと開業地を物色して居た時、其の年の十二月頃、廣島縣安藝郡仁保村宇似ノ島に村醫を雇入ると云ふ新聞廣告が出た。天野は手を打つて喜び「其處で一芝居打つてやらう」と心で叫んだ。彼は窃んだ四倉重篤の醫師免許證と、川上秀子の醫師免許證寫とを村の者に示し、自分等は四倉重篤と其の妻川上秀子と云ふ者と偽名し、年米一石、麥一石の報酬を受ける契約で村醫となり、同地で開業した。其の時東京女子醫學專門學校から大正十二年十二月二十五日附の秀子名義の卒業證明書を受け、四倉と川上の偽印を造り、大正十三年一月仁保村役場廣島縣知事を經由して不實の醫籍登録を爲し、同年五月頃から廣島市宇品町に出張所を設け、其の年の九月頃迄の間に、百餘名の患者を診察して之に投藥した。

彼等兩人は、尻尾を出さぬ間に、好い加減な所で似之島を切り上げた。彼等は間もなく神戸市に移り、同市兵庫江川町五十番地眼科醫駒井深方へ移轉し、四倉重篤、川上秀子の名義を冒用し、大正十三年十月十日の日附で、地方廳を經由して醫師の住所移轉届を提出した。

其の頃日本郵船株式會社に、船醫の募集をして居る事を彼等は新聞廣告で知つた。彼は之に應じて同會社と契約を結び、月俸百五十圓、月手當十七圓を受け、其の雇醫師となり、同年十月十一日、東京遞信局海事部の浦賀出張所へ出頭し、



「自分は本籍宮崎縣東臼杵郡延岡町大字元町九七七番地の醫師四倉重篤と云ふ者で、明治十九年九月二十六日生である」と偽名し、其の名義で浦賀第二四四六號の船員手帳を受け取り、同會社所有汽船、錫蘭丸の船醫となつて乗組んだ。

以來彼は其の船で立派な船醫になりすまし、海外諸方を航海して居る内に、大正十四年二月下旬、同船が印度のロンボに碇泊して居る時、同市街に上陸し、貴金屬商みかど商會で買物をする様な風を装つて品物を出させ、店員の隙を窺ひ「ダイヤ」入十四金指輪一個時價一千八百圓を窃取した。

其の後彼は下船し、大正十四年六月頃から神戸市腕塚町六丁目六十五番屋敷で邸宅を借り受け、内縁の妻太田つるよと共謀して醫院を開き、例の通り、四倉重篤、川上秀子と名乗り、重秀醫院と云ふ名を付けて堂々と看板を出した。

彼は其の初め、神戸市榮町六丁目の安藤琢郎から醫療機械三百八十七圓三十錢に相當する物を受取り、後には其の代金を支拂はずに妻を晦ました。

彼は同所で開業中、毎日平均十四五人から二十人位の患者を、お醫者さんらしい顔付をして診察投薬して居たものである。其の中でも大正十四年十一月下旬、神戸市久保町八丁目の木村みつ(二七)と云ふ者が、妊娠三ヶ月で發熱するからと云つて診察を受けに來た。天野は之を診察して、「母體の生命が危

険だから墮胎をしなければならぬ」と云つて墮胎手術を爲し、其の上腹膜炎、子宮内膜炎等の危険な手術をして居る。

茲でも大して永くは居なかつた。天野夫婦は大正十五年一月十日から明石市大藏谷の海濱病院に移り、矢張り四倉、川上の名で醫員として其の業務に携はり、毎日患者を扱つて居たが、中にも大正十五年二月末頃から明石市大藏谷の今井當吉(五〇)が診察を受けに來た時、同人の病氣は「胃癌だから早く手術をせねば生命に関する」と云つて、三月七日午後二時頃から同病院で其の手術をした爲、翌八日午後三時終に死亡するに至らしめた。

其の後彼等は、同市内大藏谷に一戸を借り受け、同年三月中旬から同所で獨立して開業中、無免許醫師だと云ふ事が發覺しそつたので、同年四月十二日に同地を逃走したものである。

尙ほ彼等は金澤醫科大學で發行した四倉重篤の卒業證明書の名を「西倉」と文字を改竄し、又川上秀子の東京女子醫學専門學校の卒業證明書の「川上」を「川正」と改竄し、川上秀子の醫師免許證も「川正」と書き直して、何所かで又偽醫師を開業しやうと企て、居た時に逮捕されたものであつた。

### 三、門司の銀貨白銅貨偽造(福岡)



門司警察署の巡査……………加來堅藏

- 一、古物商の營業視察で見付けた鉛塊の貨幣紋様。
- 二、賣主は不良青年の金銀細工師。
- 三、鍍金が出來ないので、其の資金を得る迄一時中止。

(一)

外勤警察官の營業者視察臨檢と云ふものは、決して之を輕視してはならない。唯座なりに店舗を覗いて、うか／＼と出てしまへば、幾度其處へ臨檢しても法規が望んで居る効果を擧げる事は出來ない。けれ共、眞面目な警察官が周到な注意を拂つて、雜談の中にも心眼を八方に配つて居ると、途方もない獲物が其所に轉がつて居るのを發見する事がある。福岡縣下で其の實例を吾々の前に提供して呉れた。大正十五年八月十六日、焼け付く様な太陽の光を眞白の制服に反射させて、門司警察署の外勤巡査加來堅藏は受持區内の巡回中、常盤町の古物商石井重利方へ營業視察の爲めに臨檢した。巡査は賣買交換臺帳を一枚々々と頁を繰つて居たが、ふと庭先に轉がつて居る黒い鉛の塊に眼を注いだ。其の鉛塊には五十錢銀貨を壓し付けた様な文字と紋様とがある。巡査は直ぐにそれを拾ひ上げて主人の重利に尋ねた。

「此の鉛屑はどの口だ」

主人は臺帳を受取つて暫く頁を繰返して居たが、漸く見付け出して加來巡査の前へ示した。

「旦那あの鉛は此の口ですよ」

臺帳に依つて、賣主は門司市仲町三丁目の金銀細工屋、村上榮(二四)だと云ふ事が判つた。巡査は其の時に鉛屑と一緒に買った古金を残らず出させて見た。その中には叩き潰してはあるが、五十錢銀貨の形と模様を仄かに残した、黒ずんだ金屬片が交つて居た。

「五十錢銀貨の偽造だナツ」と腹の中で叫んだ加來巡査は直ぐに其の足で仲町三丁目の村上方に行つた。村上榮方は小さい金銀細工屋だ。店先のみすぼらしい細工場では、一人の若者が小さい金槌を使つてコッ／＼と何か細工物に餘念がない。

「オイ村上榮と云ふのは君か」

白い制服の巡査を見上げた若者は、ギョツとした様な顔付をしながら、

「ハイ、村上榮は私ですが……」

「君は五十錢銀貨に似た徽章を頼まれて作つたと云ふが、餘りよく似過ぎると困るから出來た品を一寸見せて呉れ」



「私はそんな物は拵へた事は……」

「ない事はない。潰し金を常盤町の石井に賣つて居るではないか」

榮は突嗟に考へた。巡査は初め五十錢に似た徽章だと云つたから、潰した品を見せても叱られる位だらう。なまじか匿し立てするよりも、いつそ出して見せた方がよからうと思ひ付いた。

「あれですか。あれは出来損なつて注文を断りました。型も崩しましたが、出来損じの屑が残つて居ります」と云つて偽造貨幣の破片を持出して來た。

「オイ村山一寸警察へ來て呉れ」

加來巡査は其の場から村山榮を引致した。

(二)

榮は門司鐵道局の小使村山榮藏の二男であつた。彼は高等小學校卒業後、大正五年から叔父に當る大阪市西區堀上通二丁目金銀細工職、村山甚藏方へ預けられて金銀細工の見習をした。多少技術も進んだと云ふので、大正八年六月頃門司に歸り、自宅で金銀細工屋を開業したが、一向仕事に精を出さず附近の不良少年を集め、自ら團長となつて市中を荒し廻り、酒や女の味を覺えて盛んに不良性を發揮して居た。父の榮藏も之には持て餘し、大正九年六月から下關市豊前田の金細工屋、近藤源太郎方へ見習にやつたが永續せず、翌十年六月に再び歸宅して開業した。其の時も榮の素行は修まらなかつた。大

正十三年一月から、今度は大分市大分橋通の古錢標本鑄造業松井政輔方へ奉公したが、一ヶ月程で解雇され、又もや自宅へ舞ひ戻つたものである。

榮の家庭は、父榮藏も老年に入つたので小使をやめ、弟米春が鐵道電燈検査手を勤めて得る収入で暮しを立て、居る。榮の開業して居る間は、月に三十圓位の収入があつたが、悉く酒色に費して家へは一厘も入れなかつた。兄の源平は朝鮮京城府で土木請負業を營んで居ると云ふが、之れも一錢も送金をして來ないので、家計は至つて貧乏であつた。

榮は大分で古錢の模造を見習つてから後は、貨幣も此の方法でやれば苦もなく偽造が出来るものと云ふ信念があつた。彼は其の事を自宅へ出入する不良少年達に誇り顔に話して聞かせた。其の頃榮の家へ頻繁に出入して居る不良少年に、福岡縣若松市榮町三丁目の自轉車屋の息子で村田公正(二〇)と云ふ者があつた。

「村山、お前にそれが出来るものなら一つやつて見ないか。出来たら俺が使つて見るから、甘く行けば酒代は幾らでも出来るでないか。」と云つて、榮に貨幣を偽造する事を勧めた。榮も其の氣になつて急々贖金を造る事になつた。彼はひそかに材料や原料を買ひ込み工夫をした。

大正十四年八月頃の事、榮は先づ門司市西本町の鶴原薬店で火崗灰と云ふ粉末を二升買ひ求めた。



又同市今西川端町の宮田活版所から、使ひ古した活字の地金を百匁ばかり手に入れた。次で同市東川端町の末峯建具店へ依頼して、三寸に七寸角の恰度硯箱の蓋の様な枠を二箇作らせた。之れで原料も材料も揃つた。

夫れから間もない或る日の事、榮は愈々貨幣の偽造に取り掛つた。それは前に買入れた火崗灰を石油で煉り、一方の枠に詰め、五十錢銀貨、十錢、五錢の白銅貨、支那の二十錢銀貨等を其の上に乗せ、他の一方の枠に火崗灰を石油で煉つたものを詰めて之を合し、貨幣の中に包み、灰を堅く壓搾して後に枠を開いて、中の貨幣を取除けると鑄型が出来るとだ。此の鑄型に活字屑や、鉛、錫等を混ぜアンチモニーを加へ、鉛七分、錫二分、アンチモニー一分の割合の合金を作り、之を溶解して流し込むと偽造の貨幣が出来ると。之を鑪を掛けて仕上げると、形だけは一寸見分けの付かぬ位の偽造貨幣が出来上つた。

然し此のまゝでは黒ずんだ變な光澤で使ひ憎く、偽貨だと云ふ事が發見され易いので、本當に完成するには、之に銀色の鍍金をしなければならぬ。然も貧乏な金細工屋の榮方には、鍍金の機械や材料がない。又之を設備する事になれば相當纏まつた資金がなければならぬ。彼は方々と金主を物色して見たが、思はしい人に出會はなかつた。「何れ又機會を見て」と一旦中止し、鑄損じた物を潰して古物商に賣却したのから足が付いて、遂に檢舉されるに到つたものである。

取調の結果に依れば、榮が偽造したのは五十錢銀貨十一個、十錢、五錢の白銅各六個、支那二十錢

銀貨三個だと云ふ。其の中で完成したのは五十錢、十錢、五錢の各一個で、他は皆鑄損じた。出来上つた三個も鍍金をせずに持つて居たが、黒ずんで使へないので棄て、しまつた。金主を見付けたら鍍金の設備をして、大々的に製造する考であつたと申し立てた。



附 錄

○犯罪報告用紙送付ノ件通牒

(大正十年七月十九日警發第二二一號)  
警保局長ヨリ廳府縣長官宛通牒)

犯罪事件(重要異例ノモノ)報告用紙別封ノ通調製致候ニ付××枚差進候間將來該用紙ニ依リ御報告相成度候

追テ本用紙殘餘ナキ場合ニ到リ候ハ、貴廳ニ於テ調製相成度念ノ爲申添候

(白紙、青紙添付)

○犯罪事件報告方ニ關スル件

(大正十年九月六日警發第二八〇號)  
警保局長ヨリ廳府縣長官宛通牒)

重要異例犯罪事件ニ關シ該當犯人ノ捜査手配ヲ要スル事件ノ報告用紙別紙ノ通調製致候ニ付××枚差進候間將來之等ノ事件發生シタル場合ハ出來可丈速カニ該用紙ヲ以テ御報告相成度

(赤紙添付)

○犯罪報告用紙取扱方ニ關スル件通牒

(大正十年九月二十七日警發第三三〇號)  
警保局長ヨリ廳府縣長官宛)

本年七月二十一日警發第二二一號及本月六日同第二八〇號ヲ以テ送附致シ置キ候犯人檢舉報告用紙



並ニ重要異例犯罪報告用紙用方ニ付左記諸點御留意相成度候

左記

- 一、被害報告用紙ハ(赤色)被害事實ニシテ犯人檢舉前ノ報告ニ使用相成度
- 二、犯人檢舉報告用紙(白色)補充報告用紙(青色)ハ犯人檢舉ノ際使用相成度
- 三、犯人捜査基礎資料及犯人逮捕迄ノ經過ハ他ノ事件捜査上ノ參考ニ致度候ニ付其ノ捜査ノ結果アリシト否トニ不拘出來得ル限り詳細記入相成度
- 四、逮捕セラレタル年月日ノ記入ナキモノ多數見受ケ候ニ付之ハ漏ナク記入相成度
- 五、報告作成年月日作成場所作成者ノ記入漏多數有之候ニ付御記入相成度

○犯罪報告用紙使用方ニ關スル件依命通牒

(大正十年十二月九日內務省發給第九九號)  
警保局長ヨリ一府縣長官宛

犯罪事件ノ報告ニ付テハ大正二年七月內務省訓令第十六號內務省報告例及明治三十九年訓令第五三六號警察通報內規ニ於テ訓令相成居候處軌近刑事警察ノ現況ニ鑑ミ警察官ノ犯罪取扱ニ對スル智識ノ培養ニ付特ニ留意スヘキ必要ヲ認メ犯罪捜査上參考ト爲ルヘキ事件ノ報告ヲ本省ニ蒐集シ犯罪ノ趨勢ヲ知悉スルノ資料ニ供スルト共ニ刑事警察上ノ智識向上ノ資料トシテ或ハ警察講習所ノ教材ニ使用シ或

ハ時々編輯印刷ニ付シテ府縣ニ配付スルニ於テハ多大ノ裨益アルモノト思料候條爾今別紙報告様式ニ從ヒ左記ニ依リ報告相成度

記

- 一、本様式ニヨリ報告スルモノハ刑事警察上ノ趨向知悉並ニ警察官教養資料ニ供スルモノナルカ故ニ文飾ヲ要セス又捜査従事員ノ功績ノ記載ニ偏セス事實ヲ有リノ儘ニ記入スルコト
- 二、赤色用紙ハ事件發生後(可成速ニ)犯人未檢舉ノ際使用スルコト
- 三、停車場並ニ列車内ニ於ケル置引拘摸被害ノ届出ヲ受ケタル場合ニ於テハ赤色用紙ニ被害事實發生ノ日時被害驛又ハ被害地域被害事實發生列車番號及乗車等級被害者住所氏名被害金品概要被害模様大要容疑者ノ人相年齢服裝其他參考事項届出受理警察署ヲ記入報告スルコト
- 四、白色及青色用紙ハ犯人檢舉後ニ使用スルコト(曩ニ送付シタル白色用紙殘存ノ分ハ使用スルモ妨ナシ)
- 五、犯罪捜査ノ基礎資料並ニ其ノ調査ノ狀況及ヒ犯罪捜査ノ當初方針並ニ犯人逮捕迄ノ經過ヲ特ニ詳記スルコト

- 六、白色用紙表面分類番號欄ハ當省ニ於テ分類配列ノ際打號スヘキニヨリ空欄トナシ置クコト
- 七、白色用紙處分結果欄ニハ確定判決ヲ記載スヘキニヨリ後日各事件ノ確定後年二回(六月十二月)ニ



記の書告報る依に紙用告報罪犯  
例一のものるな瞭明細詳方載

一括シテ報告スルコト

八、停車場及列車内ニ於ケル置引拘摸犯人檢舉ノ際ハ白色用紙所定欄ニ夫々記入ノ上撮影年月日附ノ  
寫真添付報告スルコト

九、臨検犯ニアリテハ現場寫真又ハ現場見取圖若クハ其兩者ヲ添付スルコト

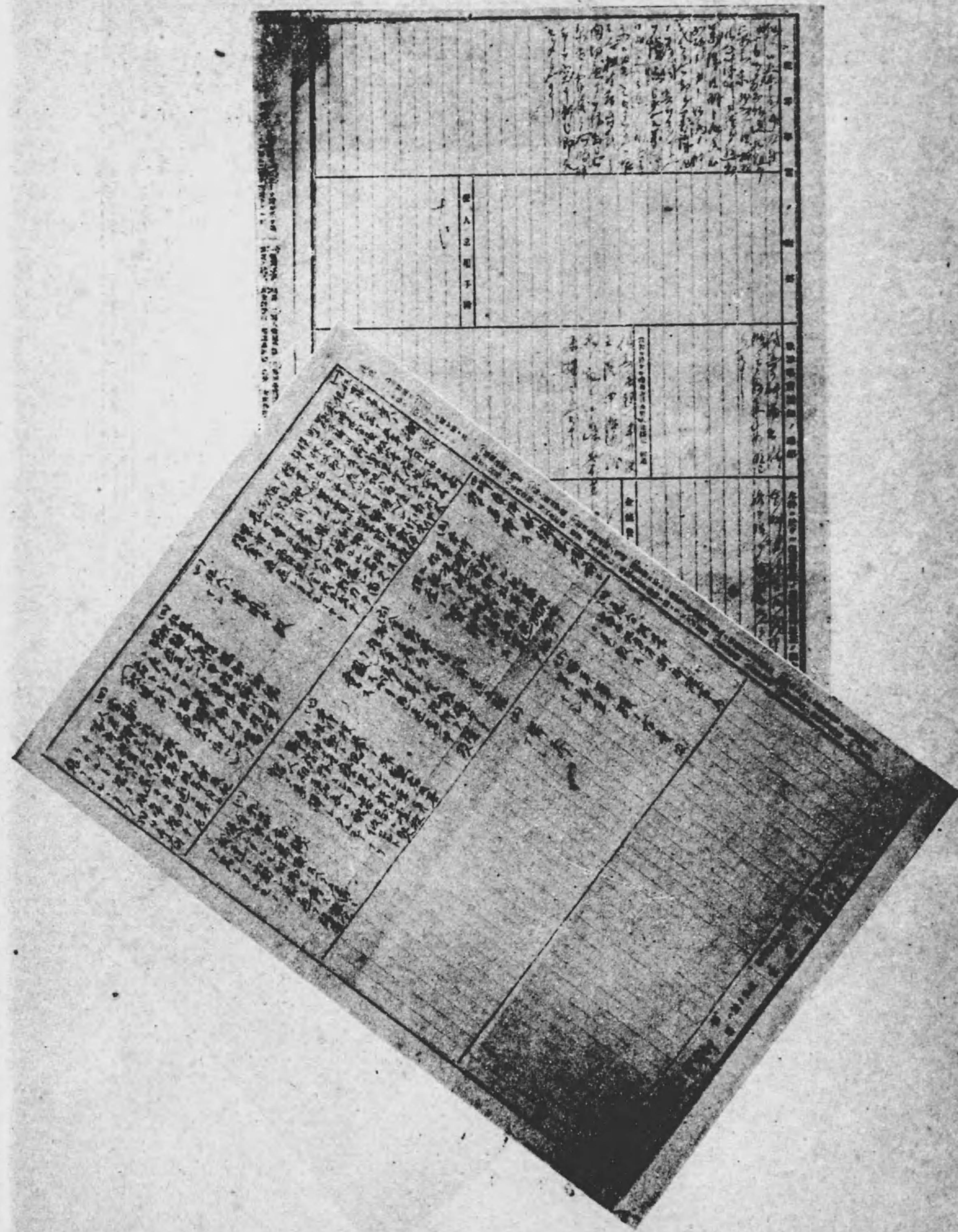
十、本件報告ニハ別ニ廳府縣長官ヨリ警保局長宛ノ報告送付例文ヲ添付スルニ及ハサルカ故ニ報告年  
月日及發見番號ヲ報告用紙ノ欄外上部(左ヨリ右)ニ記載スルコト

十一、本件報告封筒ニハ「刑」ノ符合ヲ付スルコト



附 現場指紋に依る犯罪檢舉實例

單簡方載記の書告報る依に紙用告報罪犯  
例一のもるせ落脱を點要の要所てしに





## 凡 例

本書は大正十三年より大正十五年に至るの間、廳府縣に於て現場指紋の利用に依り犯罪を檢舉したるもの七十件を輯録したるものにして、現場指紋存在の發見及其の採取、竝之が利用方法に付努力の跡を窺ふに足るのみならず、指紋の利用に因て得たるの効果尠からざるを認め、茲に印行して執務上の參考に資することと爲せり。

昭和二年六月

内務省警保局



現場指紋に依る犯罪檢舉實例目次

大正十三年

- 一、硝子戸の指紋を撮影(北海道)……………一
- 二、金庫の指紋を日光の反射で撮影(北海道)……………二
- 三、箆筒の抽斗にあつた指紋を擴大撮影(警視廳)……………三
- 四、金庫に残つた中指小指(警視廳)……………四
- 五、電球に示指々紋(警視廳)……………六
- 六、商品正札紙の裏に渦狀紋(大阪)……………七
- 七、箆筒の抽斗に小指の渦狀紋(大阪)……………八
- 八、梯子の棧木に二つの指紋(大阪)……………九
- 九、連判狀に押捺した指紋から(大阪)……………二一
- 十、變死者の指紋から盜難事件檢舉(大阪)……………二三
- 十一、障子の腰硝子に渦狀紋(大阪)……………二四
- 十二、黒塗香箱に残る指紋(新潟)……………二五



- 十三、窓硝子に中示指の指紋(新潟)……………一六
- 十四、小箆筒の抽斗に指紋(新潟)……………一七
- 十五、白ボール箱に硝酸銀を塗布して現出(埼玉)……………一八
- 十六、硝子の破片に指紋(高知)……………二〇
- 十七、路傍に捨てた手提金庫に指紋(福岡)……………二二
- 十八、錢入の竹筒に残した指紋(宮崎)……………二三

大正十四年

- 一、出刃庖丁に光明丹を撒布して現出(北海道)……………二四
- 二、硝子窓の枠に硝酸銀を塗布(北海道)……………二五
- 三、日本刀の峯に拇指紋(警視廳)……………二六
- 四、用箆筒抽斗より三個の指紋(警視廳)……………二七
- 五、金庫に四つの指紋(大阪)……………二九
- 六、天窓の硝子に印した示指々紋(大阪)……………三〇
- 七、金庫の指紋の主は模範青年(大阪)……………三三
- 八、指紋から化の皮剝がる(新潟)……………三三

- 九、襖の黒塗框に犯人の指紋(三重)……………三五
- 十、窓硝子の破片に残る指紋(三重)……………三六
- 十一、一升壇に渦状掌紋(愛知)……………三八
- 十二、手提金庫に残した油垢指紋(山梨)……………三九
- 十三、斜光線で指紋を發見(山梨)……………四一
- 十四、湯呑の指紋が足が付く(朽木)十五参照……………四三
- 十五、湯呑の指紋から足が付く(長野)十四参照……………四五
- 十六、手提金庫に「アルミニウム」粉を撒布(青森)……………四七
- 十七、障子の棧に三個の指紋(石川)……………四八
- 十八、二ヶ所に残した乙種蹄状紋(石川)……………四九
- 十九、箆筒抽斗の前板に兩手拇指紋(島根)……………五一
- 二十、燃料の蠟燭に二個の指紋(岡山)……………五四
- 二十一、箆筒抽斗の内側に指紋(高知)……………五五
- 二十二、書籍箱抽斗内部に指紋(高知)……………五六
- 二十三、黒塗箆筒に指紋(福岡)……………五七



- 二十四、手提金庫に三個の連続指紋(福岡)……………六
- 二十五、手提金庫に中環指々紋(福岡)……………五九
- 二十六、小筆筒の抽斗に指紋あり(福岡)……………六〇
- 二十七、窓硝子に右の掌紋(福岡)……………六一
- 二十八、指紋をゼラチン紙に取り保存(福岡)……………六三

大正十五年

- 一、櫻の仕込杖の鞘に血痕指紋(北海道)……………六三
- 二、戸の縁に残された指紋(北海道)……………六五
- 三、陳列棚の椽に明瞭な指紋(北海道)……………六五
- 四、金庫の扉に指紋と掌紋(北海道)……………六六
- 五、電燈の笠に塵埃指紋(北海道)……………六七
- 六、塗物の硯箱に三個の指紋(北海道)……………六八
- 七、金庫から「アルミニウム」粉で指紋現出(北海道)……………六九
- 八、手提金庫に残した左中指々紋(大阪)……………七〇
- 九、呉服の包紙に二個の指紋(神奈川)……………七二

- 十、浴場の羽目板に印せる中指々紋(神奈川)……………七三
- 十一、硝子「コップ」に中指々紋(神奈川)……………七三
- 十二、洋酒空壇に示指々紋(神奈川)……………七三
- 十三、机に残した指紋から舊悪露見(新潟)……………七四
- 十四、石油壇に印した手掌紋(新潟)……………七五
- 十五、手提金庫に中指環指の指紋(香川)……………七六
- 十六、手提金庫に多くの指紋(愛媛)……………七八
- 十七、手提金庫に二個の指紋(愛媛)……………七九
- 十八、硝子戸に渦状紋(福岡)……………八〇
- 十九、抽斗の内部に三個の連続指紋(福岡)……………八一
- 二十、揮發油壇に三個の指紋(福岡)……………八二
- 二十一、抽斗に硝酸銀液を注ぎ指紋現出(福岡)……………八四
- 二十二、一升壇に犯人の指紋(福岡)……………八五
- 二十三、筆筒の指紋は本人のもの(福岡)……………八六
- 二十四、賊が持出したと云ふ鞆には本人の指紋(熊本)……………八七



大正十三年

一、硝子戸の指紋を撮影(北海道)

罪名。 窃 盜

被疑者。 十勝國河西郡帶廣町大通七丁目十四番地、鈴木清之丞。

被害者。 同上帶廣町二條七丁目賣肉營業、竹山與吉。

犯罪事實。 大正十三年四月三日、被害者方の家人不在中、裏の硝子戸を外部より取外して奥座敷に侵入し、箆筒の抽斗より現金を窃取せんとして物色中、家人に発見されて逃走したるものである。

指紋の状況。 犯罪の翌日午前八時頃、硝子戸に指紋が附着して居るのを発見した。此の指紋は、硝子を取外す際、其外面に附着せる塵埃の表面に附着したもので、薬品等を撒布する必要なしに直接寫真に撮影することが出来た。之は指先の中核蹄線より上部を印せるもので、價值を附することは出来なかつたが、特徴を有して居た。

指紋利用の経過。 前記の指紋を約三倍に引伸し、之を以て被害者方家族、及同家へ出入する人物等の指紋と對照した所が、元同家の雇人であつた鈴木清之丞を引致して取調べて見ると其指



紋が一致した。同人は初めは極力否認して居たが、指紋の符合を直接見せつけられて終に之を  
自白した。

## 二、金庫の指紋を日光の反射で撮影(北海道)

罪名。 放火、窃盗、放火未遂

被疑者。 膽振國勇、拂郡厚真村字上厚真村、濱野與八郎。

被害者。 夕張郡長沼村西一線北四號、市原宇藏。同上長沼市街地。天野實行。同上、服部八十  
次。夕張郡長沼村東二線北三號、南石松。同上市街地、南部善忠。

犯罪事實。 大正十三年五月十二日夜市原宇藏方納屋の裏に燐寸を以て放火し、附近居住者なる  
天野實行方家人等が火災場に至り不在中忍入り、手提金庫在中の金を窃取し、同年十月二十二  
日午前零時半頃窃盗の目的にて南石松方納屋の裏に放火したが消止められ、更に服部八十次方  
物置内裏に放火し、世人の騒ぐ間に南梅吉方に侵入したが目的を達せず、更に南部善忠方に侵  
入し手提金庫を窃取し、該金庫を學校裏に投棄した。

指紋の状況。 大正十三年十月二十二日南部善忠方より窃取したる手提金庫を、一週間後の二十  
八日発見したるが、更に五日を経たる十一月二日に至り其金庫に指紋のあることが判つた。だ  
が十數日を経過したる爲め乾燥して現出すること能はず、依て種々なる方面より日光線を落射

させ之を寫眞の焦點板より望み、最も鮮明なるときを選びて撮影し得たが、其の間には非常なる  
苦心を要した。

指紋利用の經過。 上述の方法によつて得たる指紋により、各方面より探知したる被疑者に對照  
して捜査繼續中、石狩國札幌郡江別町に於て窃盗を働き、江別警察署に於て逮捕せられたる被疑  
者濱野與八郎は、七年以前上述長沼村に居住したることあり、且つ賭博前科者なることを知れ  
る捜査官は、直ちに同人を引取り、前記指紋と對照するに、全く同人の指紋と認めらるゝを以  
て、是れを唯一の追究材料として取調たる結果、犯行の全部を自供し檢舉するに至つたもので  
ある。

発見者と利用者。 警察部刑事課警部、三橋寛五郎。

## 三、筆筒の抽斗にあつた指紋を擴大撮影(警視廳)

罪名。 窃盗

被疑者。 東京市淺草區千束町一丁目一〇五番地、中村行太郎(五四)

被害者。 同府下千駄ヶ谷町四三六番地、井上勇次(三一)

犯罪事實。 大正十三年二月一日午後零時より同二時四十分の間に於て、被害者宅にては戸締を  
なし商用のため外出不在中、犯人は表玄関の硝子兩戸を約三分位の金屬製の螺子廻様のものを



用ひて外し侵入し(雨戸を引外し)奥六疊間に至り、箆筒抽斗より衣類八點時價三百圓餘を物取逃走したるものである。

指紋の状況。大正十三年二月二日午後零時頃、被害者宅奥六疊間の座敷上に放棄しありたる箆筒抽斗より、箆筒抽斗兩側面、桐板外面に於て左右拇指を除く各四指紋を發見す。發見せる左右各四指紋は鮮明ならざりしも、特徴を有するを以て、之を更に寫真に依つて擴大せしに、被疑者と對照するに價値あるものと爲すに至つた。

指紋利用の經過。現場指紋に就ては鑑識課設備の犯罪手口索引に依り、同一手口犯人と對照調査中、大正十三年二月八日同事件被疑者たる前記中村行太郎を刑事部捜査課恒岡警部が引致し取調たるに、同人は之を否認し自白せざりしも、本人の指紋と現場指紋對照の結果、同人の指紋と符合するを以て同人を自白せしむるに至つた。

指紋發見者と利用者。發見者、刑事部鑑識課巡查、川島瀧治。利用者、刑事部捜査課警部、恒岡恒。四、金庫に残つた中環小指紋(警視廳)

罪名。強盜、窃盜

被疑者。東京市淺草區玉姬町八九、倉持威太郎(二六)、同下谷區竹町一五、高橋國吉(三五)  
被害者。淺草區芝崎町三六、前田勇吉外二十六名

犯罪事實。大正十三年十一月四日午前二時頃、前記被疑者は前田勇吉方の就寢せるを奇貨として裏手窓を開き屋内に忍入り、二階六疊に置きたる現金三圓五十錢を窃取し、更らに隣家なる「スリッパ」商藤井清一方に忍入り、二階六疊の間に置きありたる現金九十九圓及び雜品數點在中の手提金庫を竊取し、該金庫を一時廊下に運び置き、更に隣家なる雜貨商尾崎恒三郎方に忍入り、二階六疊の座敷に就寢せる主人の枕元の洋服ポケットより金側懐中時計一個及現金九圓五十錢を窃取し、先に窃取し運び置きたる手提金庫を裏手に持來り同金庫を破壊し、在中金九十圓を窃取、該金庫は空地に放棄逃走した外、前後二十三回に亘つて強窃盜罪を犯したものである。指紋の状況。大正十三年十一月四日午前八時頃、尾崎方裏空地に放棄してあつた手提金庫より發見す。前記手提金庫側面に右手中環小指と認む可き指紋があつた。同指紋は餘りに鮮明とは云へなかつたが、特徴ある指紋にして被疑者と對照するに充分價値あるものであつた。

指紋利用の經過。刑事部捜査課大塚、長谷部各刑事が下谷區龍泉寺町武藏屋質店を視察中、前記被害品を發見し、其入質者氏名に就き鑑識課設備の犯罪手口索引に依り、指紋原紙及監獄原紙を引出し、現場指紋と對照せるに、前記倉持の右手中環小指と符合し居るを以て引續き捜査の結果、淺草區千束町三丁目三五地先道路を通行中を逮捕したるものである。

指紋發見者と利用者。發見者、刑事部鑑識課巡查、川島瀧治。利用者、刑事部捜査課警部、恒



岡恒。同巡查、大塚大策。同巡查、長谷部 陸。

### 五、電球に示指紋(警視廳)

罪名。 窃 盜

被疑者。 原籍、福島縣北會津郡川菊村荒井新田三四五、淺野義明(二四)。同北海道小樽市綠町四

丁目十番地、春次郎長男 二見春隆(二〇)

被害者。 東京市麴町區上六番町四三、博文館主、大橋新太郎。

犯罪事實。 大正十三年十二月十六日、犯人は被害者宅邸内に侵入し、住宅と離れたる土蔵入口に至り錠前を破壊して内部に侵入し、二階に上り、同所にありたる電燈(消燈しありたるもの)を點燈せんと電球を捻りたるも點燈せざるにより、附近より新聞紙を集め來り、之を同室内にて點火して附近の箆筒抽斗を引開け、衣類其他を窃取し、約二丁餘を離れたる窪地に至り同物件を荷造し、更に附近より牛乳車を窃取し來り、之に積載して逃走せるものである。

指紋の狀況。 大正十三年十二月十六日午前十一時三十分頃、同家土蔵内二階の電球より發見す。指紋附着の狀況は犯人が電燈を點燈せんとして電球を捻りたる際に附着せしものにして、同指紋は犯人の右手示指と認め得る對照に充分價值ある鮮明なる指紋であつた。

指紋利用の經過。 同伴に就ては鑑識課設備の犯罪手口索引と對照調査中、刑事部捜査課勤務警

部吉川豊次郎、巡查部長伊藤清藏、同田邊欣一、同相生元吉、巡查吉村喜三郎、同増子勉の六名が下谷區入谷町古物商梅里正夫方視察中、前記被害者の物品一部を發見し、賣却者を調査し同人等の指紋と對照したるに共犯二見の指紋と符合した。

指紋發見者と利用者。 發見者、刑事部鑑識課巡查、川島瀧治。利用者、同課技手兼警部、武田

光美。刑事部捜査課警部、吉川豊次郎。同巡查部長、伊藤清藏。同田邊欣一。同相生元吉。同

巡查、吉村喜三郎。同増子勉。

### 六、商品正札紙の裏に漏狀紋(大阪)

罪名。 窃 盜

被疑者。 大阪市西成區今宮町櫻通七丁目新炭商今井米一方、竹内巖。

被害者。 大阪市北區天神橋筋一丁目六七番地、田邊道三郎。

犯罪事實。 被疑者は大正十三年二月二十八日午前一時頃、舊主人の店舗たる前記道三郎方に梯子を利用して侵入し、階上より階下に至り、電話室にありたる現金十一圓餘外肩掛等數十點を窃取したるが、其の後同年三月一日午前一時頃更に同家に忍び入り、肩掛寫真機等を窃取したるものにして、右兩度に涉り被害價格一千百四十九圓に達す。而して贓物は全部他に賣却し飲食、活動寫真等に費消したるものである。



指紋の状況。 大正十三年三月六日午前十時、商品に附着しありたる正札用紙の裏面に遺留されたる、右手示指渦狀紋を發見した。稍々不鮮明なるも分類をなすことを得た。此指紋の値は8であつた。

指紋利用の経過。 届出に接したる大阪府天満署にては直ちに捜査員を派遣し、一方府警察部刑事課に即報したるにより、鑑識係員現場に出張檢證するに、前記贓品に附着せし正札を全部取外し散亂してあつた。依つて該札により前記指紋を現出し、被疑者の指紋を採取せし處、元服人なる前記巖の指紋と一致するを以て、同人を極力取調ぶるに遂に包ひに由なく逐一犯罪事實を自供するに至りしものである。

指紋發見者と利用者。 大阪府警察部刑事課巡査、森田三次。

#### 七、簞笥の抽斗に小指の渦狀紋(大阪)

罪名。 窃盜

被疑者。 住所不定、倉谷行雄。

被害者。 大阪府南河内郡平尾村大字平尾、六野忠夫。

犯罪事實。 被疑者は大正十三年六月二十四日午前六時頃より午後三時頃までの間に於て、前記六野忠夫方の一家不在に乘じ忍び入り、現金百圓及金縁眼鏡一個を物取したるものである。

指紋の状況。 大正十三年六月二十五日午前十時、簞笥抽斗、上より二番目に右手小指の渦狀紋附着す。鮮明を缺くも鑑別し得るものにして指紋の値は9であつた。

指紋利用の経過。 所轄大阪府黒山分署長より報告に接し、刑事課鑑識係より係員出張現場檢證の結果前記指紋を發見した。所轄署に於ては容疑者物色中、前記被疑者倉谷行雄が出獄後最近其の近村に居住し、一定の職業なく舉動不審の點が多かつたので、同人の所在を捜査した。之を聞きたる鑑識係員は被疑者が前刑當時採取したる指紋を保管原紙中から索出し、現場遺留指紋と對照するに同人の右手の小指と一致し、全く眞犯人たることを確め、極力所在を捜査の結果、長崎縣下某炭坑に逃走したる模様ありしに依り、同縣へ取押方照會せし處、同縣大村警察署に於て之を逮捕し、事實調査するに其の犯行を自供するに至つたものである。

指紋發見者と利用者。 大阪府警察部刑事課巡査部長、岡本秋葉。

#### 八、梯子の棧木に二つの指紋(大阪)

罪名。 殺人

被疑者。 大阪府中河内郡松原村大字新堂七九七、芝池勇三。

被害者。 右同所、芝池ウメ。

犯罪事實。 事件は大正十三年八月十七日午前三時の事であつた。被害者ウメは今を去ること十



五年以前、夫徑太郎に死別したるが、同家は村内屈指の資産家にして、被疑者勇三は長男に生れしも生來稍低能なるに加へて不具(跛にして左腕屈伸不自由)なるを以て、田地二町七段餘歩を與へて分家せしめたるが、金錢を浪費するので十年前に準禁治産の宣告を受くるに至つた。被疑者は自己の財産も自由にならず、極めて貧しき生計を營み居りしより常に實母の處置を怨み、斯る境遇にあらしむるのは一に母が自分を冷遇するからであるとい途に思ひ、機會あらば之を殺害して芝池家の全財産を自己の自由にしたもの、之が機會を窺つて居た。偶々大正十三年六月頃實母が急性肺炎症に罹りたるを以て内心其の死を禱り居りしも、程なく全癒したるを以て、自己の恩感外れ、此の上は豫て抱懐せる殺害手段の實行をなすに如かずとなし、八月十五日より三日間妻子を實家に歸らしめ、其の不在中十七日午前三時頃、豫て用意の肉切庖丁を以て奥六疊の間に熟睡中の實母ウメの胸部を突き刺し、背部に貫通する重傷を負はせて殺害したものである。

指紋の状況。大正十三年八月十八日午前十時、被疑者が犯行後逃走に用ひたる梯子の棧木(梯子上方より第一段目棧木)に右手の中指(蹄狀紋)同拇指(渦狀紋)の遺留せるを發見、稍々鮮明を缺くも分類し得た。此の指紋の價は3と9とであつた。

指紋利用の經過。急報に接し大阪府警察部刑事課長以下鑑識係員、並に所轄三宅署員出張現場

檢證の結果、逃走用の梯子を發見之れを鑑識したるに前記指紋を發見した。種々なる方面より觀察するに、被害者は何人よりも怨恨を受くるが如き模様なく、又強盜の所爲とも認め難く、頗る不可解の事件であつたが、長男勇三の舉動に怪しむべき點ありしを以て、本人の指紋を採取し前記現場指紋と對照するに、同一指紋なること判明したるより、之れを第一の被疑者として取調べたる結果、遂に犯行を自白するに至りしものである。

指紋發見者と利用者。大阪府警察部刑事課巡查部長、岡本秋葉。

#### 九、連判狀に押捺した指紋から(大阪)

罪名。竊盜、脅迫、不敬罪

被疑者。大阪市南區北桃谷町六七番地、桑田鹿三郎。

被害者。大阪市南區東賑町十八番地啓文社工場主、梶原謙吉。職長、吉川種吉。花岡ウメ。

犯罪事實。

(1)被疑者は大正十三年九月中旬頃、大阪市南區東賑町十八番地啓文社活字製造工場母型室内にありたる通稱メクリと稱する紙綴二個時價十錢を窃取し。

(2)大正十三年十一月二日前記啓文社内にて鑄造部職長吉川種吉に對し、「種吉及妻子とも十一日迄に慘殺し、尙住家に放火する云々」と認めたる脅迫狀を作製し、私かに種吉の背部に挟み込み。



(3)翌三日封緘葉書に「種吉並に職工銀治清三郎、花岡ウメ等を惨殺又は毒殺し、家をも輩下として放火せしめ、尙妻は強姦の上酌婦に賣り飛ばすべし。恐ろしくば晩の十一時に三光神社境内本堂東横手へ五十圓宛を持参せよ云々」と認め、宛名を吉川種吉及被疑者自身として種吉の許に郵送して脅迫し。

(4)同月四日同所に於て「吉川種吉一家を惨殺放火し、銀治清三郎、花岡ウメの兩名を惨殺し、工場主梶原謙吉の住家及啓文社名古屋支店及東京支店に放火し、剩へ謙吉の妻は俺が自由にする。梶原は列車内にて惨殺する。」云々と認め、尙聖上 攝政宮殿下に對し奉り不敬に亘る文書を認め、梶原謙吉、吉川種吉兩名に郵送したものである。

指紋の状況。大正十三年十一月二日、前記脅迫状には、一味徒黨あるが如く十數名の氏名を羅列し、之に自己の各指紋を押捺して拇印を装ひたるものにして、全指共完全なる指紋に非ざるを以て全部分類し能はざるも、被疑者指紋と對照の結果、右手環指同小指なることを發見す。

指紋利用の經過。本件發覺後所轄高津署長より府刑事課に即報、直ちに鑑識係員出張前記脅迫状に就き用紙筆蹟拇印等の鑑定をした。右脅迫状に署名せるは、何れも虚無の氏名なるを以て容疑者數名引致取調たるも何等得る處なかりしも、偶々之等の者より徴したる聴取書に押捺せる拇印と、右脅迫状に押捺の拇印と酷似せるを發見し、被疑者の全指指紋を採取せしに、前記の通り右手環指及小指は疑ぶべくも非ず。依つて之が特徴を指摘して追窮せし結果、遂に犯罪事實を自供するに至りしものである。

指紋發見者と利用者。大阪府警察部刑事巡查、大部源三郎。

#### 十、變死者の指紋から盜難事件檢舉(大阪)

罪名。窃 盜

被疑者。住所不定、山本鶴吉

被害者。大阪府東成郡山路村大字中川六百八十四番地、岡島徳太郎。

犯罪事實。被疑者は大正十三年十月三十一日午前三時頃、前記岡島徳太郎方に忍び入り顔面五百圓の徴兵保險證一枚、味ノ素一瓶、萬年筆一本外雜品三點を窃取したるものである。

指紋の状況。犯罪現場の檢證には出張せず、變死檢證に立會す。

指紋利用の經過。大正十三年十月三十一日午前五時二十五分大阪府中河内郡八尾町八尾驛發、大阪行電車が同郡長瀬村大字金岡を進行中、突然四十年位の男が電車に觸れ即死したる事件あり。行政檢視の結果住所氏名不詳の男子にして、前記物品を携帯せるより被害者徳太郎に就き調査するに、前記物品は被害者宅に於て盜難に罹りたる旨申立て、全く贓品なること判明す。



依て被疑者の指紋を採取し原紙と對照の結果、窃盜前科六犯を有する前記氏名なること判明す。

被疑者は犯行後逃走途中過つて電車に觸れ死亡したるものと認定された。

指紋發見者と利用者。 大阪府警察部刑事課詰巡查、高田清良。

### 十一、障子の腰硝子に渦狀紋(大阪)

罪名。 窃 盜

被疑者。 住所不定、高取寅吉。

被害者。 大阪府中河内郡高井田村大字新喜多九番地、松崎喜作。

犯罪事實。 被疑者は大正十三年九月二十六日午後八時三十分、前記喜作方に忍入り、衣類十一

點、時價三百七十八圓外雜品三點、時價七十八圓を窃取したるものである。

被疑者の餘罪は尙四十六件、價格七千九百六十九圓三十錢に達す。

指紋の狀況。 大正十三年九月二十七日、廊下障子の腰硝子(侵入口)に残しありたる、渦狀紋の

左手中指と断定さるゝものを發見す。此の指紋は極めて鮮明なるも指頭に缺損あり、分類し能

はざるも、推定値<sup>7</sup>にして特徴ある指紋であつた。

指紋利用の經過。 届出に接したる大阪府御厨分署よりは、直ちに府警察部刑事課に鑑識係員出

張方要求し、同係員現場檢證の結果前記指紋を現出す。所轄署は勿論府下各署は競ふて之が檢

舉に努め、容疑者全部に亘り對照せし處、被疑者寅吉の指紋と一致し、之を根據として追窮の  
結果包ひに由なく逐一犯罪事實を自供したるものである。

指紋發見者と利用者。 大阪府警察部刑事課巡查、森田三次。

### 十二、黒塗香箱に残る指紋(新潟)

罪名。 窃 盜

被疑者。 新潟縣西蒲原郡月瀧村大字長瀧、當時小菅刑務所逃走囚、窃盜前科七犯、野内實(四〇)

被害者。 新潟縣高田市中寺町淨興寺、稻田英昌。常敬寺、中戸現秀。

犯罪事實。 被疑者實は、最初前記稻田英昌方本堂外に備付ある賽錢箱の下方、施錠しある抽斗

引手の環に天竺木綿の三尺帯を結び付けて之を引開け、賽錢約六圓を窃取し。更に堂内土間に

設置しある賽錢箱の上より、黒塗大形香箱及香爐を取下し、賽錢箱を裏手の田甫中に搬出破壊

し、賽錢約三圓位を窃取し。尙同夜十二時半頃常敬寺中戸現秀方施錠なき板戸を開き、障子を

舐め切り座敷内の様子を窺ひたる後忍入り、押入の襖三枚を外し、施錠しある小篋筒を寺院裏

手に搬出破壊したるも一物なく、更に引返して住職の寢室に忍入り、枕元に掛けある法衣の袂

を搜索中家人に發見され、一物を得ず逃走したるものである。

指紋の狀況。 大正十三年五月九日午前五時頃、前記稻田英昌方現場に於ける黒塗香箱、及中戸